

岩見沢市中心市街地活性化基本計画 (素案)

**令和8年10月
北海道岩見沢市**

目 次

第1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
1.1 はじめに	1
1.2 これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証	2
1.3 中心市街地活性化の課題	22
1.4 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	23
第2章 中心市街地の位置及び区域	25
2.1 位置	25
2.2 区域	26
2.3 中心市街地の要件に適合していることの説明	29
第3章 中心市街地の活性化の目標	35
3.1 中心市街地活性化の目標	35
3.2 計画期間の考え方	36
3.3 目標指標の設定の考え方	36
4章から8章までに掲げる事業一覧	44
中心市街地活性化の課題と基本的な方向性の整理	46
第4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	48
4.1 市街地の整備改善の必要性	48
4.2 具体的な事業の内容	49
第5章 都市福祉施設を整備する事業に関する事項	52
5.1 都市福祉施設を整備の必要性	52
5.2 具体的な事業の内容	53
第6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	54
6.1 まちなか居住の推進の必要性	54
6.2 具体的な事業の内容	55

第 7 章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業 その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	58
7.1 経済活力の向上の必要性	58
7.2 具体的事業の内容等	59
第 8 章 第 4 章から第 7 章までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増 進を図るための事業及び特定事業に関する事項	77
8.1 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	77
8.2 具体的事業の内容	78
第 9 章 第 4 章から第 8 章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
9.1 市町村の推進体制の整備等	79
9.2 中心市街地活性化協議会に関する事項	80
9.3 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	85
第 10 章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	86
10.1 都市機能の集積の促進の考え方	86
10.2 都市計画手法の活用	91
10.3 都市機能の集積のための事業等	92
第 11 章 その他中心市街地の活性化に資する事項	94
11.1 都市計画等との調和	94
参考資料	97

基本計画の名称	岩見沢市中心市街地活性化基本計画
作成主体	北海道岩見沢市
計画期間	令和9年（2027年）4月～令和14年（2032年）3月 【計画期間5年】

第1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

1.1 はじめに

人口減少・少子高齢化が進行する中、今後のまちづくりにおいては、限られた人口や財源の中でも、日常生活に必要な都市機能や公共サービスを持続的に維持していくことが求められています。特に、都市構造の維持と生活利便性の確保の観点から、中心市街地の役割はこれまで以上に重要性が増しています。

本市の中心市街地は買い物や通院等に利用が限定され、滞在や交流を促す魅力が不足しているという課題を抱えています。また、全市的な課題として、公共交通の維持や日常生活に必要なサービス機能の確保

に加え、豪雪時の除雪や道路・上下水道等のインフラ維持管理への対応が求められています。こうした中、中心市街地では、人口減少や店主の高齢化、新型コロナウイルス感染症（※以降「コロナ禍」と称す）の影響による休業等により、従来の商業を中心としたまちの運営体制が転換期を迎えています。このような状況を踏まえ、従来の商業中心の賑わいづくりではなく、多様な人々の活動を支える拠点として中心市街地を再構築していく必要があります。

岩見沢市では、「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」に基づき、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、中心市街地を公共公益機能や医療・福祉・商業等が集積する都市の中核拠点として位置付けています。また、岩見沢市全体のみならず南空知地域を支える中核都市としての役割を担いながら、居住や都市機能の集積、公共交通との連携を図り、持続可能な都市構造の実現を目指しています。

中心市街地の活性化は、単なる商業振興や一時的な賑わい創出を目的とするものではなく、人口減少下においても住民の生活の質や幸福度の維持・向上を図る「スマートシュリンク」の考え方のもと、誰もが安全・快適に暮らし続けられる生活環境を維持し、将来世代へ持続可能な都市を引き継いでいくための重要な取組です。そのためには、中心市街地の役割そのものを見直し、機能と使われ方の転換を図る必要があります。

また、中心市街地については、商業者主体の「消費の場」から、地域内外の多様な事業者・関係団体・市民等が連携し、多様な世代や人々が活動・交流する「生活の場」へと再構築していくことが求められています。このため、既存ストック等の活用により地域コミュニティの維持や新たな地域価値の創出にもつなげていきます。

本計画は、このような考え方を踏まえ、行政だけでなく、市民、事業者、関係団体など多様な主体が連携しながら、岩見沢らしい魅力と暮らしやすさを創造し、持続可能なまちづくりを共に進めていくための基本的な方向性を示します。

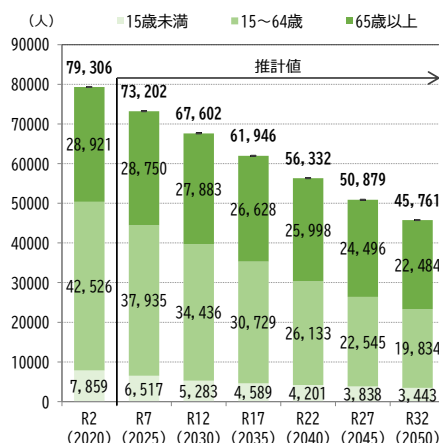


図 1-1 岩見沢市の将来人口の推移
出典/ 国立社会保障・人口問題研究所 岩見沢市
将来推計人口（令和5年）

1.2 これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

1.2.1 岩見沢市中心市街地活性化基本計画（第2期計画）の概要

【計画期間】 平成27年（2015年）4月～令和2年（2020年）3月

【区域面積】 106ha

【基本的な方針及び目標】

本市では、平成11年に中心市街地活性化基本計画（旧基本計画）を策定し、この計画に位置付けた取組は概ね着実に実施されました。しかし、タウン・マネージメント機関（TM0）や商業者、民間事業者等が主体となって取り組む事業が少なく、市はこれらの取組の充実を目指し、平成17年度に補助制度を創設して、商業者等が中心市街地において自ら取り組む活性化事業を支援してきました。

その後、市郊外への大規模商業施設の開設や少子高齢化の進行等により、まちなかを取り巻く状況が大きく変化し、これからのまちづくりにおいてまちなかの果たす役割はますます重要になるとの考えから、平成20年11月に第1期中心市街地活性化基本計画（※以降「第1期計画」と称す）を策定しました。第1期計画の終了後、中心市街地の活性化に取り組むために、平成26年4月より市の独自計画である「岩見沢市まちなか活性化計画」を策定するとともに、平成27年3月には第2期中心市街地活性化基本計画（※以降「第2期計画」と称す）が認定されました。

第2期計画では、中心市街地の将来像として「多世代のふれあいを育み、岩見沢らしい魅力を高めた“活性化の発信拠点”」を掲げ、2つの基本方針である「住みたいと思う暮らし環境づくり」と「ふれあいと交流のある賑わいづくり」の実現に向けて各事業に取り組みました。

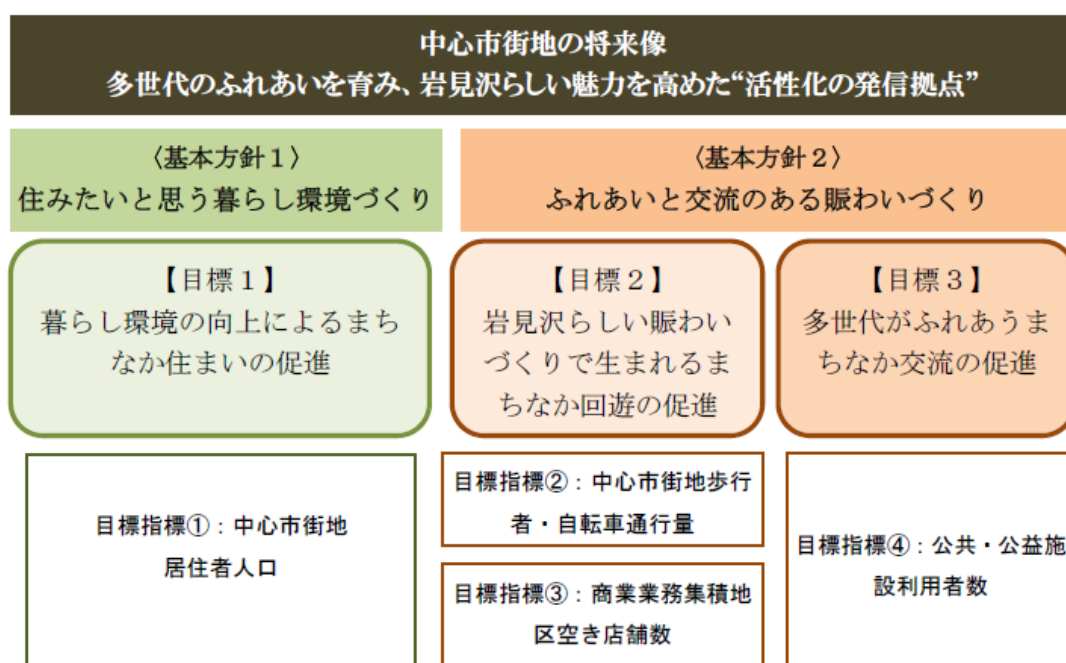


図 1-2 第2期計画で掲げる中心市街地の将来像・基本方針・目標・目標指標

1.2.2 事業等の進捗状況

第2期計画では合計 61 事業を計画し、同計画の終了年である令和元年度までに完了した事業が 15 事業、実施中の事業は 44 事業であり、完了又は実施中の事業の割合は約 97%となっています。令和7年度末では完了した事業が 38 事業、実施中の事業が 21 事業であり、事業実施率は令和元年度と同様ですが、完了事業は 23 事業増加しています。

【計画掲載事業一覧表(R1、R7 時点)】

分野	事業数	完了		実施中		未実施	
		R1	R7	R1	R7	R1	R7
第4章:市街地の整備改善のための事業	7	1	3	6	4	0	0
第5章:都市福祉施設を整備する事業	8	3	3	4	4	1	1
第6章:居住環境の向上のための事業	9	4	6	4	2	1	1
第7章:経済活力向上のための事業	36	7	24	29	12	0	0
第8章:一体的に推進する事業	1	0	1	1	0	0	0
合計	61	15	38	44	21	2	2

【各事業の着手・完了状況(R1、R7 時点)】 1/2

事業 分類	事業 番号	事業名	実施状況	
			R1 (第2期計画 終了時点)	R7 (最新 データ)
第4章	4-1	3.4.10 駅前通整備事業	実施中	完了
	4-2	3.4.7 一条通整備事業	完了	完了
	4-3	駅前通整備促進事業	実施中	完了
	4-4	駅前通沿道街区整備促進事業	実施中	実施中
	4-5	中心商店街除排雪事業	実施中	実施中
	4-6	ばらのまちづくり推進事業	実施中	実施中
	4-7	利根別川千本桜並木道の守り育て	実施中	実施中
第5章	5-1	子育て支援機能拡充事業	完了	完了
	5-2	健康づくり拠点整備事業	完了	完了
	5-3	あそびの広場活用事業	実施中	実施中
	5-4	岩見沢市民会館・文化センターを拠点とした 芸術文化事業及び情報発信事業	完了	完了
	5-5	イベントホール・広場活用事業	実施中	実施中
	5-6	生涯学習センター活用事業	実施中	実施中
	5-7	絵画ホール活用事業	実施中	実施中
	5-8	外のあそび環境創出事業	未実施	未実施
第6章	6-1	市営住宅整備事業	完了	完了
	6-2	3・5地区マンション事業	完了	完了
	6-3	道営住宅整備事業	実施中	完了
	6-4	駅北土地区画整理事業区域の土地利用促進	実施中	実施中
	6-5	有料老人ホーム建設事業	完了	完了
	6-6	まちなか活性化事業補助金 ※1	実施中	完了
	6-7	空知婦人会館等3館跡地活用事業	完了	完了
	6-8	高齢者まちなか移住推進事業	実施中	実施中
	6-9	まちなか高齢者向け優良賃貸住宅認定事業	未実施	未実施

【各事業の着手・完了状況(R1、R7 時点)】 2/2

第 7 章	7-1	まちなか活性化事業補助金 再掲※1	実施中	完了
	7-2	商店街後継者対策事業	完了	完了
	7-3	まちなか商業環境改善事業	完了	完了
	7-4	商店街再興戦略支援事業	実施中	完了
	7-5	商業業務集積地区活性化事業	実施中	実施中
	7-6	まちなか活性化アドバイザー派遣事業	実施中	完了
	7-7	空き店舗等改修支援事業	実施中	完了
	7-8	ナカノタナ市場にぎわいづくり事業	完了	完了
	7-9	まちなか商店街地域連携事業	完了	完了
	7-10	空き店舗・空き家等利活用促進事業	実施中	完了
	7-11	空き店舗等改修支援事業	実施中	完了
	7-12	既存店舗改修支援事業	実施中	完了
	7-13	創業支援事業	実施中	実施中
	7-14	まちなか活性化事業補助金 再掲※1	実施中	完了
	7-15	いわみざわ駅まる。	実施中	完了
	7-16	炭鉱遺産や鉄道などの地域資源情報提供事業	実施中	実施中
	7-17	岩見沢特産品開発及び販売事業	実施中	完了
	7-18	まちなか朝市	実施中	完了
	7-19	いわみざわパン甲子園	実施中	完了
	7-20	いわみちゃん まちなかワクワク活動	実施中	完了
	7-21	石蔵を活用した芸術・文化・交流事業	実施中	実施中
	7-22	いわみざわ彩花まつり	実施中	実施中
	7-23	いわみざわ百餅祭り	実施中	実施中
	7-24	いわみざわ情熱フェスティバル	実施中	実施中
	7-25	プロジェクトXmas	完了	完了
	7-26	であえーる岩見沢交流空間活用事業	実施中	実施中
	7-27	文化・交流施設と商店街の連携事業	実施中	実施中
	7-28	文化・交流のみち検討事業	実施中	完了
	7-29	4条通り活性化事業	実施中	実施中
	7-30	駐車対策事業	実施中	実施中
	7-31	であえーる岩見沢駐車場改修事業	実施中	完了
	7-32	観光物産拠点センター事業	実施中	完了
	7-33	生活情報発信事業	完了	完了
	7-34	まちづくりリーダー育成事業	完了	完了
	7-35	IWAMIZAWAセンターミュージアム	実施中	完了
	7-36	であえーるマルシェ	実施中	実施中
第 8 章	8-1	バスアクセス向上検討事業	実施中	完了

※R1:第2期計画の終了年である、令和元年度時点の状況

※R7:令和7年度時点の状況(最新状況)

※1:「まちなか活性化事業補助金」はそれぞれ事業内容が異なるため掲載しています。第6章6-6(民間事業者が実施する共同住宅の建設支援)、第7章7-1(民間事業者や市民団体等が実施するイベントの開催や情報の発信などのソフト事業の実施支援)、第7章7-14(民間事業者が実施する共同店舗、オフィスビル、ホテル等の集客施設の建設支援)。

1.2.3 目標の達成状況

設定した目標指標の達成状況は、以下のとおりです。

目標 指標	基準値	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	目標値 R1 (H31)
指標① 中心市街地 居住者人口	3,508 人 (H25)	3,514 人	3,579 人	3,564 人	3,544 人	3,536 人	3,800 人
指標② 中心市街地 歩行者・自転車 通行量(平日・休日 の平均)	4,281 人 (H26)	3,815 人	3,561 人	3,625 人	3,821 人	3,419 人	4,800 人
指標③ 商業業務 集積地区 空き店舗数	61 件 (H26)	60 件	53 件	52 件	48 件	48 件	50 件
指標④ 公共・公益施 設利用者数	449,946 人 (H25)	475,845 人	589,495 人	554,091 人	570,448 人	552,680 人	500,000 人

【指標①：中心市街地居住者人口】

中心市街地居住者人口は、令和元年時点で 3,536 人となっており、基準年である平成 25 年と比較して 28 人の増加にとどまり、目標値である 3,800 人には到達しませんでした。

目標未達の主な要因としては、全市的な人口減少や高齢化の進行に伴う自然減の影響が大きいことが挙げられます。一部の年度では社会動態において転入超過がみられたものの、自然減を補うまでには至らず、中心市街地居住者人口の大幅な増加にはつながりませんでした。

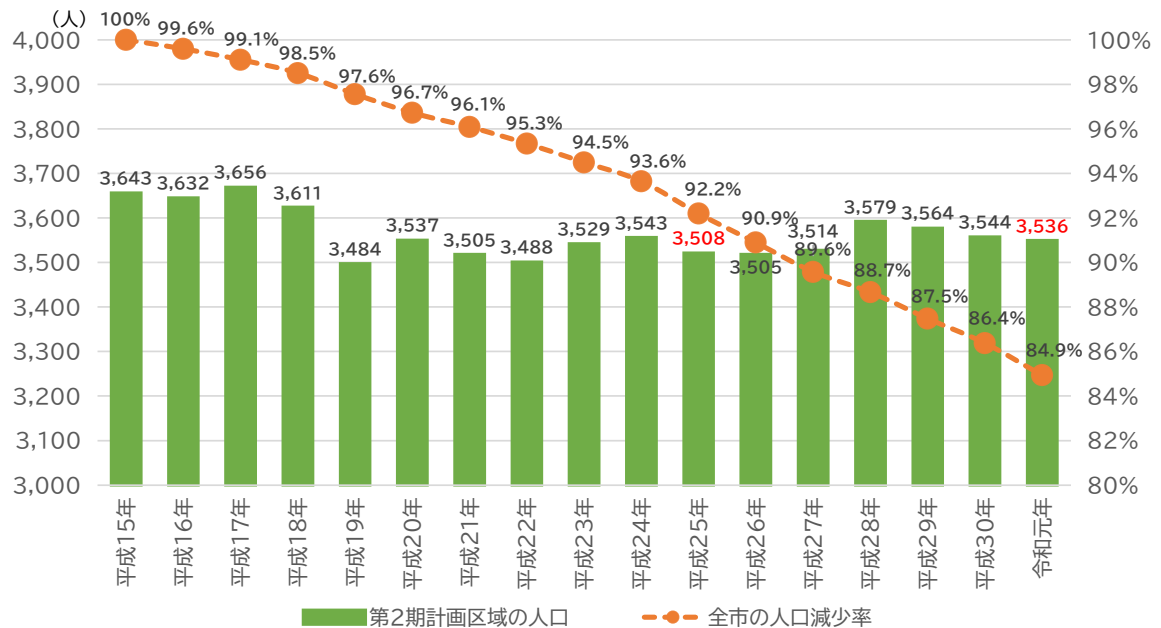


図 1-3 第2期計画区域人口及び全市の人口減少率の推移

※平成 15 年の人口を 100%とした場合の人口減少率

出典/ 住民基本台帳

【指標②：中心市街地歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均）】

中心市街地歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均）は、令和元年時点で 3,419 人となり、平成 25 年と比較して 700 人ほど減少しており、目標値である 4,800 人には達しませんでした。目標値を下回った要因として、居住者人口の増加が目標の 1/10 程度にとどまり、居住者による回遊増加が限定的であった点が挙げられます。

子育て支援機能の拡充により施設利用者は増加しましたが、施設の利用にとどまり、周辺への回遊にはつながらず、通行量への寄与は限定的となりました。また、空き店舗対策により 21 店舗が開業し目標を上回ったものの、1 店舗当たりの利用者数は想定を下回り、新たな空き店舗も発生しました。

平成 26 年と令和元年の比較では、特に休日の通行量減少が大きく、平日は自転車、休日は歩行者の減少が顕著となっています。年齢別では 20～60 歳の減少が大きく、来街者構成にも同様の傾向が見られます。これは、中心市街地の商業環境の魅力低下、特に休日営業店舗の不足が影響していると考えられます。

以上より、公共施設の立地により来街者自体は増加したものの、回遊が生まれず、特に 20～60 歳の来街者減少と商業環境の魅力低下が重なり、結果として通行量の減少につながったと考えられます。

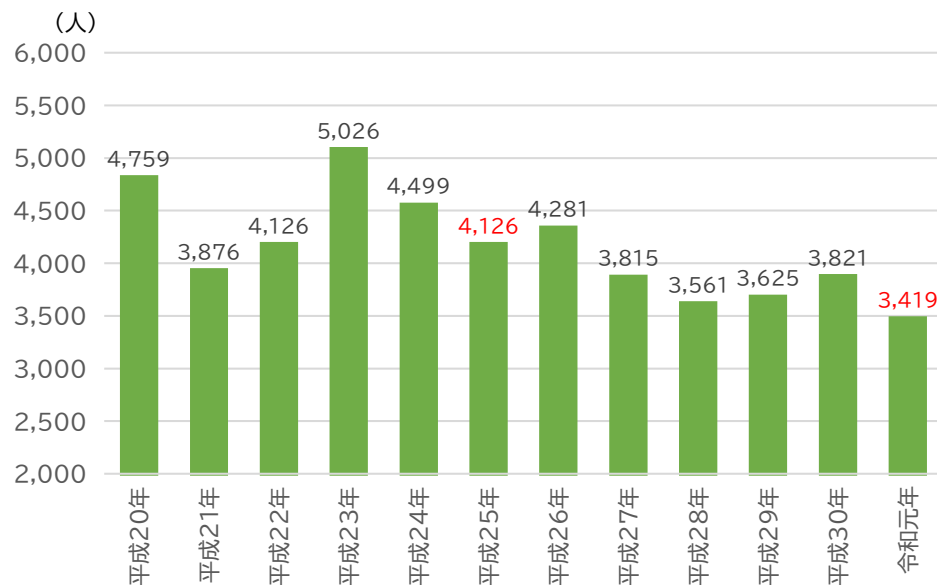


図 1-4 中心市街地歩行者・自転車通行量の推移

出典/ 岩見沢市

【指標③：商業業務集積地区空き店舗数】

商業業務集積地区空き店舗数は、令和元年時点で 48 店舗となり、基準年（平成 25 年）と比較して 13 店舗減少しており、目標値である 50 店舗に達しました。主な要因として、「魅力ある店舗づくり支援事業」により、目標を上回る 21 件の新規出店があったことが挙げられます。

また、平成 28 年からの創業支援事業では、支援 58 件のうち 27 件が中心市街地での創業となり、うち 14 件は改修支援と併用することで創業に至るなど、ハード・ソフト両面の支援が効果を発揮しました。

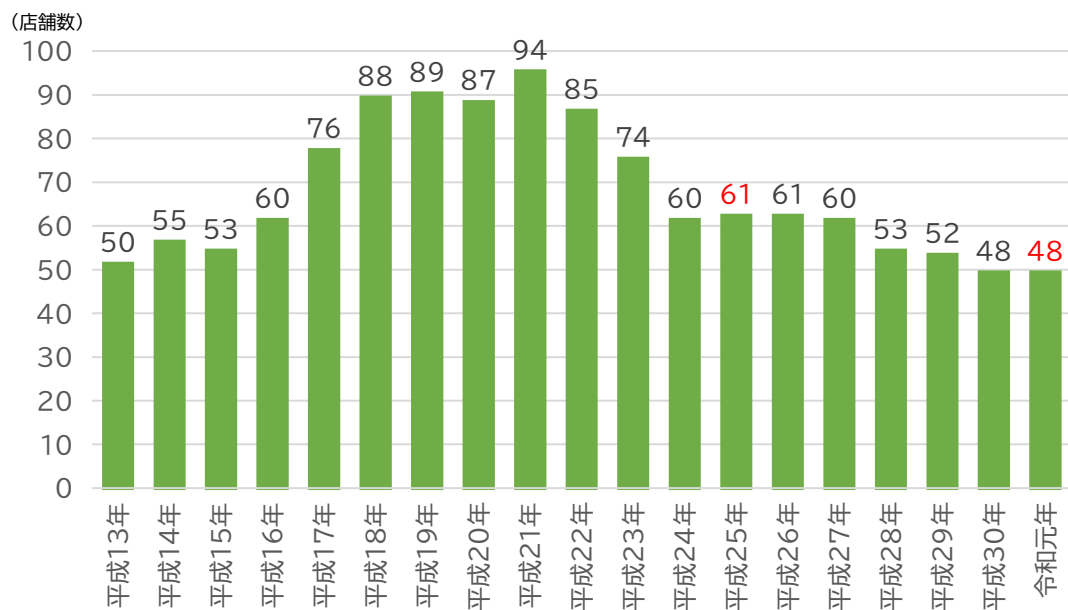


図 1-5 商業業務集積地区の空き店舗数の推移

出典/ 岩見沢市

【指標④：公共・公益施設利用者数】

公共・公益施設利用者数は、令和元年時点で 552,680 人となり、基準年（平成 25 年）と比較して約 10 万人増加しており、目標値である 50 万人に達しました。平成 28 年には既に 50 万人に到達し、令和元年まで同水準で推移しています。

利用者増加の主因は、「であえーる岩見沢」における子育て支援機能拡充事業及び健康づくり拠点整備事業であり、いずれも目標を大きく上回りました。

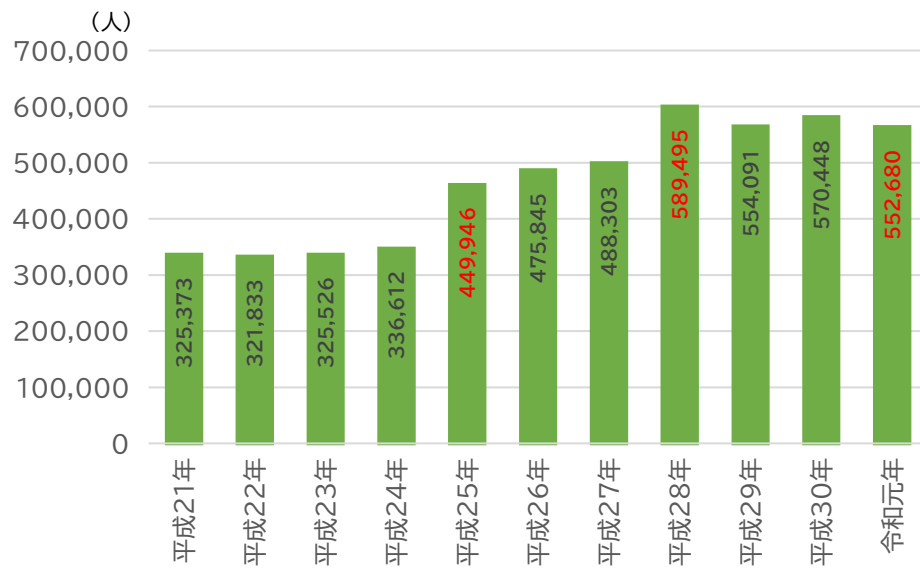


図 1-6 公共・公益施設利用者数の推移

出典/ 岩見沢市

1.2.4 第2期計画終了後における状況

(1) 人口に関する状況変化

中心市街地の居住者人口※¹は、平成 11 年時点で 5,455 人となっていました。モータリゼーションの進展や郊外への大型店の出店等を背景として、いわゆる「ドーナツ化現象」による人口流出が進みました。

その後、平成 20 年の第 1 期計画認定以降、第 2 期計画期間にかけては、全市的な人口減少が進行する中であっても、まちなか居住の推進策等により、平成 21 年の 4,657 人から令和 2 年の 4,641 人まで、概ね横ばいで推移しており、一定の成果がみられました。

しかしながら、第 2 期計画の終了時期と重なるコロナ禍以降は再び減少に転じ、令和 7 年には 4,359 人となり、令和 2 年と比較して約 6 % 減少しています。

※¹ 中心市街地の範囲は第 2 期計画区域よりも広いため、図 1-3 と比較して居住者人口が多くなっています。

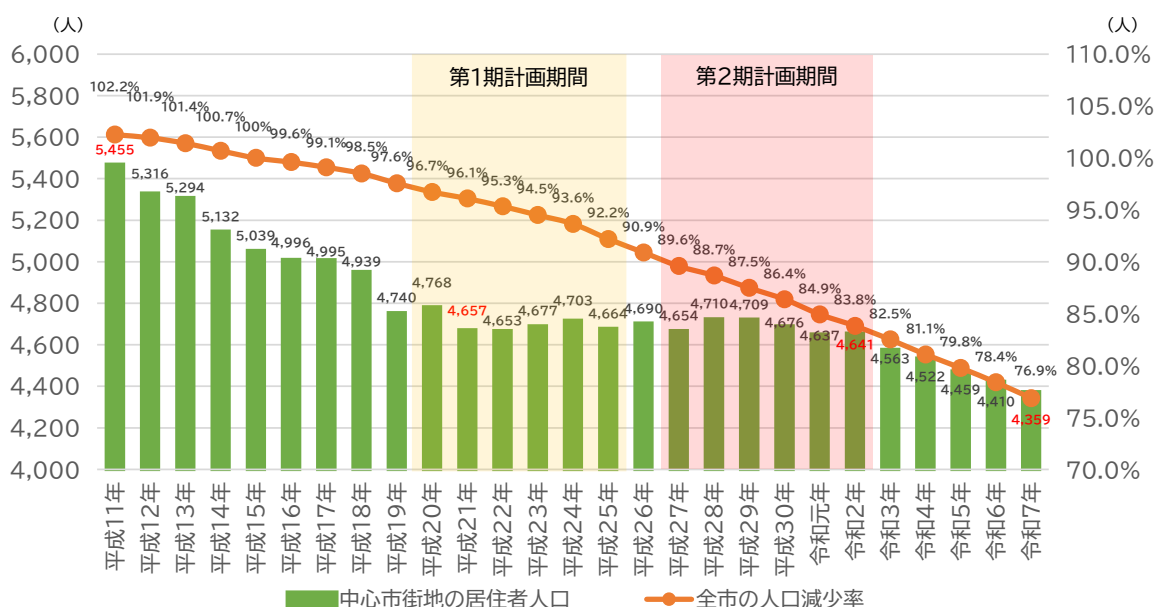


図 1-7 中心市街地の居住者人口と全市の人口減少率の推移

※平成 15 年の人口を 100%とした場合の人口減少率

出典/ 住民基本台帳

こうした居住者人口の変動がみられる一方、全市人口に占める中心市街地の居住者人口の割合に着目すると、平成 21 年度の 5.12% を底として上昇傾向が続き、令和 7 年度には 5.99% となっています。このことから、全市的な人口減少が進行する中であっても、本市が進めてきた「コンパクトなまちづくり」に向けたまちなか居住の推進により、中心市街地への居住誘導が一定程度進んできたものと考えられます。

また、かつて全市平均を上回っていた中心市街地の高齢化率は、平成 27 年国勢調査以降、全市平均を下回っており、その差は拡大傾向にあります。このことから、中心市街地においては、若年層を含む比較的若い世代の居住が一定程度進んでいることがうかがえます。

一方で、コロナ禍以降は中心市街地の居住者人口が再び減少に転じ、全市人口に占める割合についても上昇幅が縮小しています。その背景としては、居住ニーズの喚起につながるイ

ベント等の中止・縮小によるまちなかを体験する機会の減少や、店舗等の休廃業、営業時間の短縮等により、生活利便性や居住地としての魅力が低下したことが要因と考えられます。

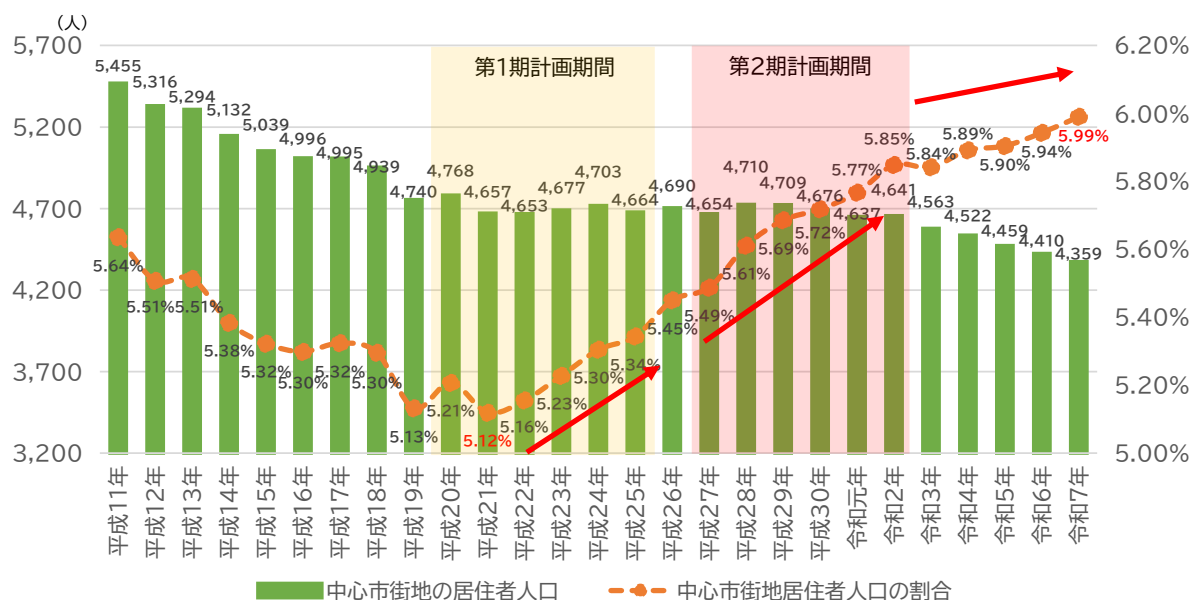


図 1-8 中心市街地の居住者人口と全市に対する人口割合

出典/ 住民基本台帳

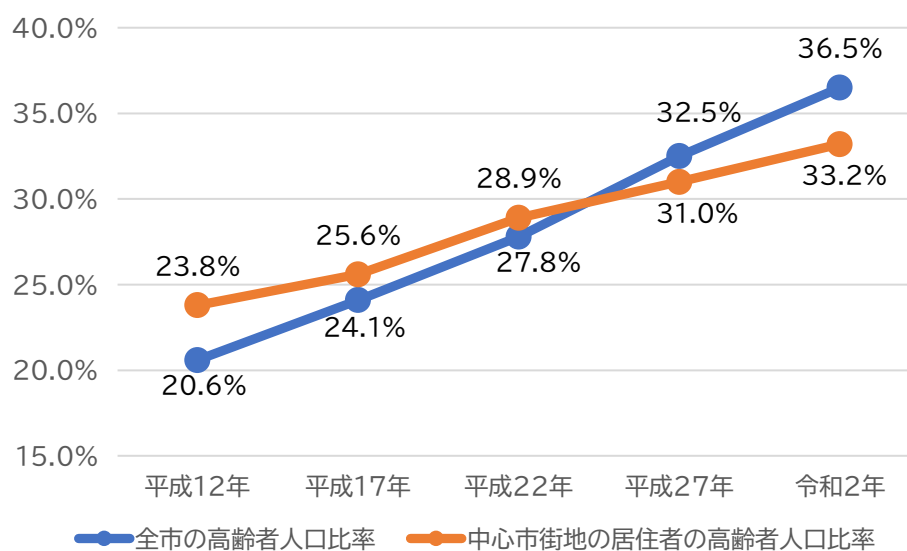


図 1-9 全市と中心市街地の居住者人口の高齢者人口比率の推移

出典/ 国勢調査

(2) 岩見沢市商店街振興組合連合会の状況変化

岩見沢市商店街振興組合連合会の加盟店舗数は、令和元年時点で 216 店舗となっていました。令和 2 年度以降、コロナ禍の影響により、店舗の休廃業や営業時間の短縮が相次ぎました。さらに、ウクライナ情勢等を背景とした原材料費やエネルギー価格の高騰なども重なり、商業者を取り巻く事業環境は一層厳しさを増しました。

こうした状況を背景として、令和 4 年以降、加盟店舗数は大きく減少し、一部の商店街組織では、法人の解散に伴う任意団体への移行や組織そのものの解散がみられました。また、従来からまちづくりに取り組んできた団体の中にも活動を停止する動きがみられるなど、中心市街地におけるまちづくりの担い手や推進体制の弱体化が課題となっています。

このような状況に対応するため、岩見沢市商店街振興組合連合会では、令和 4 年度から、コロナ禍を契機として定着したオンラインを活用する生活様式や情報収集行動の変化に対応し、デジタル技術を活用した情報発信事業に取り組んでいます。同連合会が運営する LINE 公式アカウントの友だち登録者数は、令和 8 年 7 月時点で約 8,600 人となっており、地域の店舗やイベント等に関する情報発信力の強化が図られています。

一方、商店街組織の会員数は令和 6 年以降おおむね横ばいで推移しており、組織基盤の回復には至っていません。しかし、情報発信事業を契機として、イベントを実施する事業者や市民団体等との新たな連携が生まれるなど、従来の商店街組織にとどまらない多様な主体によるまちづくりの動きがみられます。今後は、こうした連携を継続・発展させながら、中心市街地におけるまちづくりの担い手と推進体制の再構築につなげていくことが求められます。

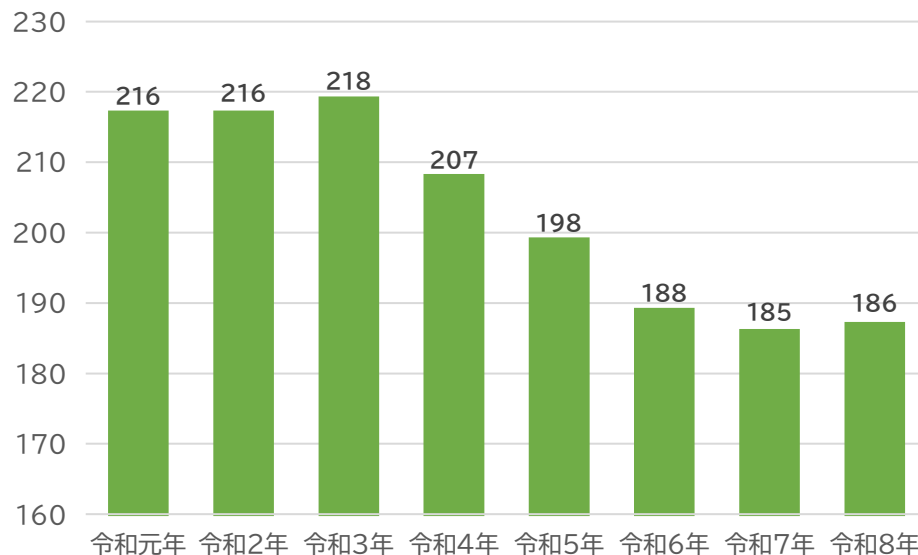


図 1-10 商店街振興組合連合会加盟組織の会員数の推移

出典/ 岩見沢市商店街振興組合連合会

(3) 空き地に関する状況変化

中心市街地全体の空き地数については、平成 25 年から令和 7 年にかけて住宅建設が解体を上回る状況となっており、減少傾向であるものの、小学校跡地などの大規模未利用地も存在している状況です。

また、商業業務集積地区の空き地数については、平成 13 年の 9 箇所から平成 24 年には 49 箇所と大きく増加したのちに、平成 25 年以降はほぼ横ばいで推移しており、令和 7 年は 48 箇所となっており、空き地の解消や利活用が課題となっています。

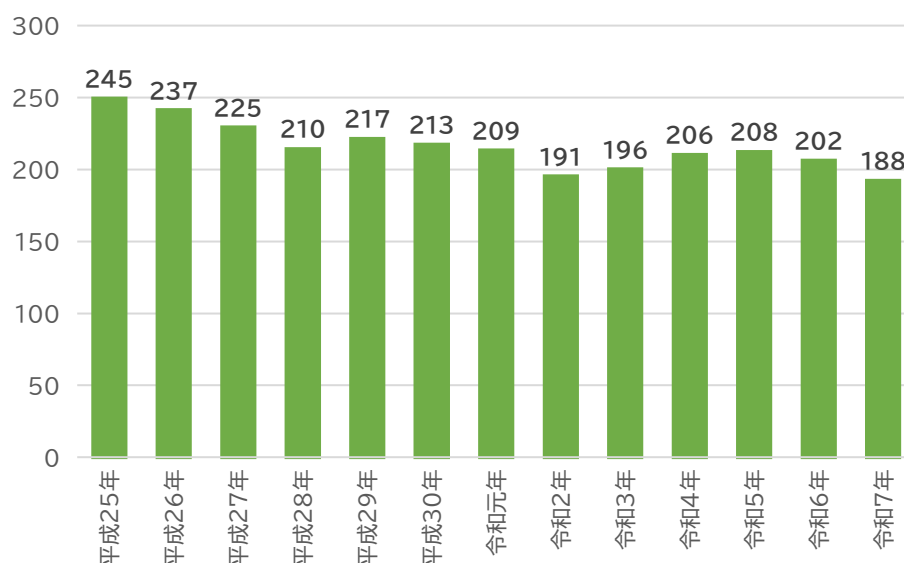


図 1-11 中心市街地全体の空き地数の推移

出典/ 岩見沢市

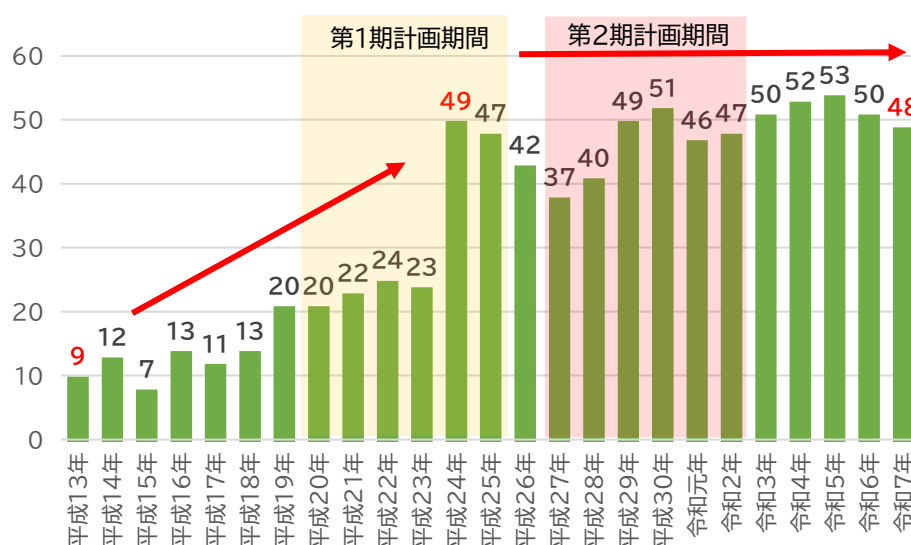


図 1-12 商業業務集積地区の空き地数の推移

出典/ 岩見沢市

(4) 中心市街地の来街者に関する状況変化

商業業務集積地区内の来街者数は、令和元年の約 676 万人から、コロナ禍の影響等により減少し、令和 2 年以降は約 590 万人から約 550 万人の範囲で減少傾向にあります。また、来街者のうち 30 分以上滞在した人の割合についても、令和元年の 50.5%に対し、初めて緊急事態宣言が発出された令和 2 年には 46.0%まで低下しており、コロナ禍による外出・移動の制限や消費行動の変化等の影響がうかがえます。

こうした来街者数及び滞在割合の減少については、イベントの中止・縮小や店舗の休業、営業時間の短縮等により、中心市街地を訪れ、滞在する機会が減少したことなどが要因として考えられます。これに対し、本市では、第 2 期計画終了後も「空き店舗等改修支援事業」や「創業支援事業」を継続して実施するとともに、令和 4 年度からは、岩見沢市商店街振興組合連合会と連携し、SNS 等を活用した情報発信の強化に取り組んできました。

これらの取組もあり、令和 7 年度の 30 分以上滞在した人の割合は 49.1%まで回復しているものの、コロナ禍前である令和元年の 50.5%には達しておらず、来街者数についても減少傾向が続いています。

今後、来街者数の増加や滞在時間の延長を図るためには、コロナ禍を契機として定着した消費行動や生活様式の変化を的確に捉えることが必要です。特に、電子商取引の普及等により、従来の小売機能を中心とした商業モデルを取り巻く環境は大きく変化しており、中心市街地においても、商業機能の維持・充実に加え、新たな役割や価値を創出していくことが求められています。

このため、WEB マーケティングやキャッシュレス決済、SNS 等のデジタル技術の活用を一層推進するとともに、カフェやコワーキングスペース等の交流・活動機能の充実、子育て世代が安心して利用できる居場所づくりなど、多様な人々の来訪や滞在を促す環境を整備していく必要があります。

中心市街地を単なる「買い物の場」として捉えるのではなく、仕事や交流、子育て、学びなど、日常生活における多様な活動を支える「生活の場」として再構築するとともに、誰もが自らの関心や能力を生かして活動できる「自己実現の場」としての価値を高めていくことが重要です。こうした取組を通じて、多様な主体が日常的に「まちに関わる機会」を創出し、中心市街地の包摂性を高めながら、地域と人が共生する持続可能なまちづくりを推進していくことが求められます。

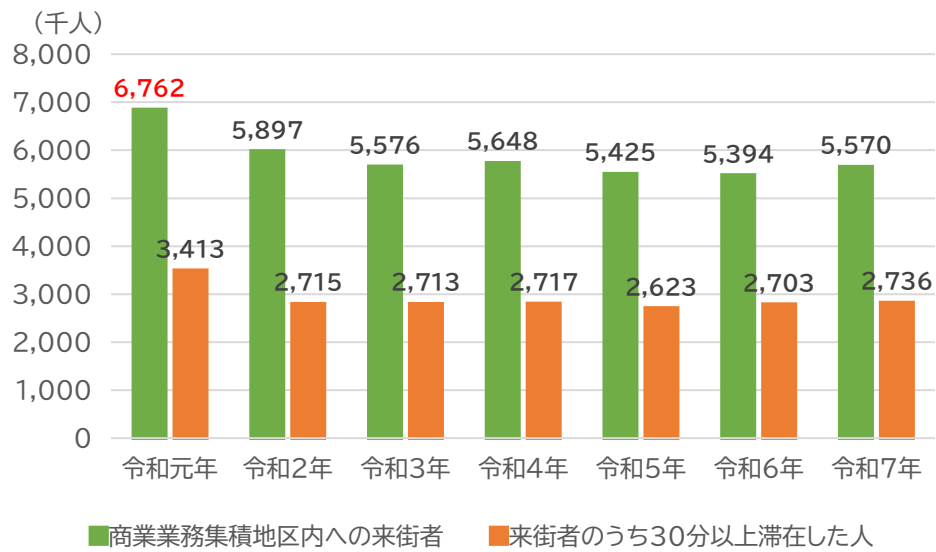


図 1-13 商業業務集積地区内への来街者数及び 30 分以上滞在した人の推移

出典/ KDDI Location Analyzer 調査結果

※調査値は KDDI Location Analyzer によるスマートフォンユーザーの位置情報に基づく拡大推計値。

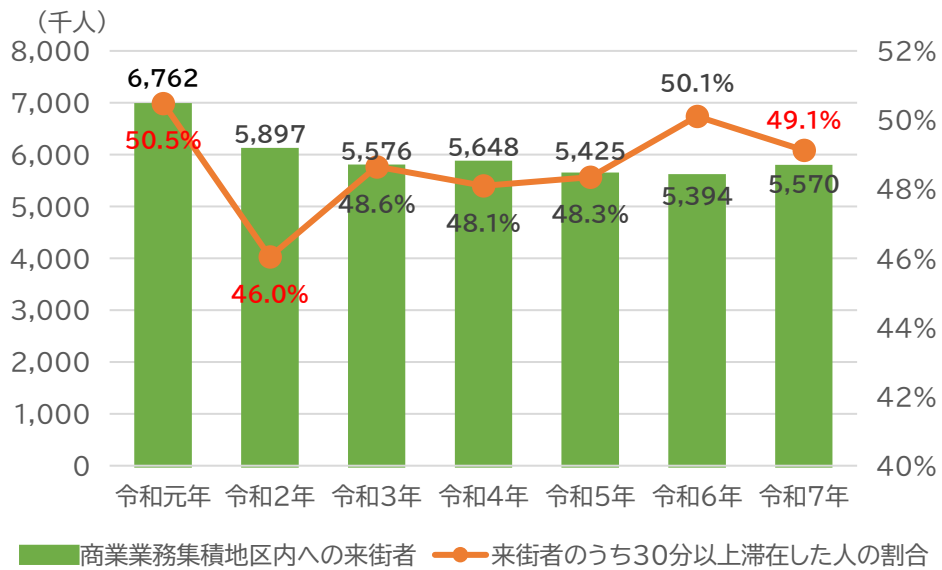


図 1-14 商業業務集積地区内への来街者数及び 30 分以上滞在した人の割合

出典/ KDDI Location Analyzer 調査結果

※調査値は KDDI Location Analyzer によるスマートフォンユーザーの位置情報に基づく拡大推計値。

1.2.5 定性的評価

中心市街地活性化に対する住民意向について、令和6年2月に市民アンケート調査を実施した。調査の概要と要点について、以下に示す。

表 1-1 調査概要

調査対象	18歳以上の岩見沢市民2,540名
調査方法	アンケート票を郵送し、紙またはWEBの調査票で回答
調査時期	令和6年2月
回答票数	913票（回収割合：35.9%）

(1) 中心市街地に行く頻度

中心市街地に行く頻度については、「月1～2回」が29.9%と最も多く、次いで、「週1～2回」が24.3%、「ほとんど行かない」が16.0%となっています。

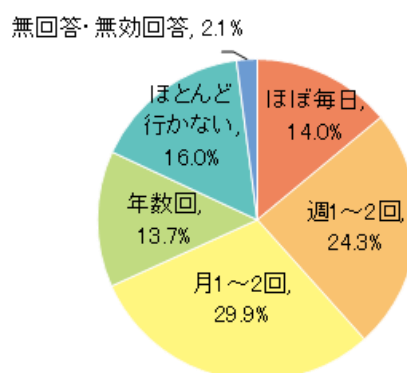


図 1-15 中心市街地に行く頻度

(2) 中心市街地に行く用途

中心市街地に行く用途については、「買い物」が46.7%と最も多く、次いで、「金融機関」が37.1%、「病院」が32.9%となっています。

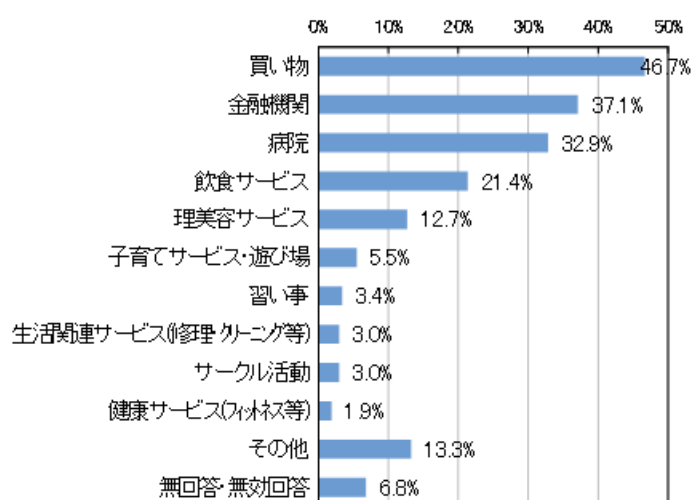


図 1-16 中心市街地に行く用途

(3) 中心市街地に行く理由

中心市街地に行く理由については、「公共交通でアクセスできる」が37.1%と最も多く、次いで、「お店が集積している」が32.9%となっています。

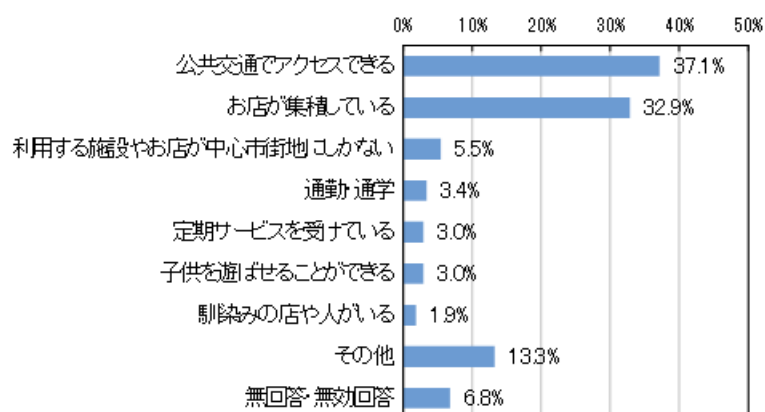


図 1-17 中心市街地に行く理由

(4) 中心市街地の利用頻度を高める方法に対する意見

中心市街地の利用頻度を高める方法について、「お店や催し等の情報（HPやSNS等のオンライン情報）」が26.8%（245人）と最も多く、次いで、「食事や生活関連のサブスクリプション（定期）サービス」が26.0%（237人）、「テレワーク（仕事や勉強）ができるカフェやコワーキングスペース」が18.7%（171人）となった。

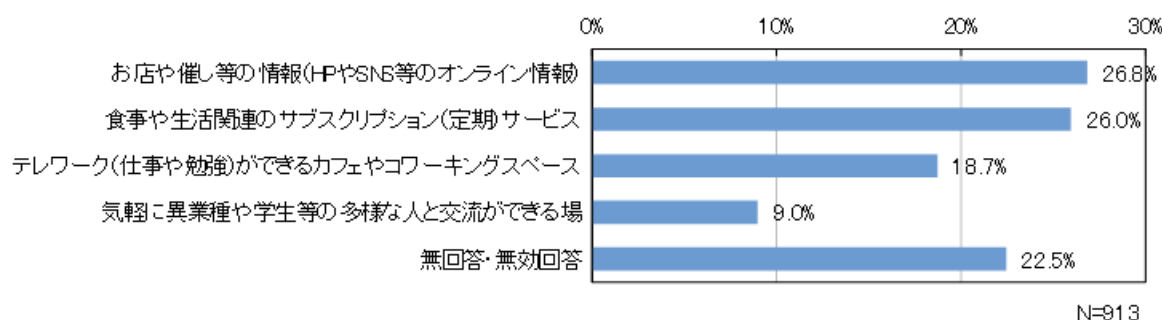


図 1-18 中心市街地の利用頻度を高める方法に対する意見

表 1-2 中心市街地の利用頻度を高める方法に対する意見

類型	回答数
駐車場・車アクセス(無料/広い/冬対応/停めやすい等)	40
飲食・カフェ(チェーン含む/居心地/夜営業/勉強・PC環境等)	33
大型商業施設・買い物機能(モール/スーパー/生活便利店等)	25
子育て・子どもの遊び場(子連れ歓迎/見守り/親が休める等)	21
イベント・賑わい(市場/音楽/芸術/縁日/フリマ等)	16
娯楽・体験(映画館/カラオケ/ゲーセン/ネカフェ/ジム等)	15
情報発信・回遊性・街並み/空き店舗(土日休業、マップ、シャッター街等)	12
公共機能・生活基盤(医療/行政/図書館/就労/雪対策等)	11
公共交通・移動(バス増便/ルート/シャトル/渋滞等)	8

(5) 岩見沢市内でよく利用する公共施設

岩見沢市内でよく利用する公共施設について、「市立総合病院などの医療施設」が 38.8% (354 人) と最も多く、次いで、「市民会館・文化センターなどの文化・ホール施設」が 25.4% (232 人)、「市立図書館や生涯学習センターなどの社会教育施設」が 23.1% (211 人) となった。

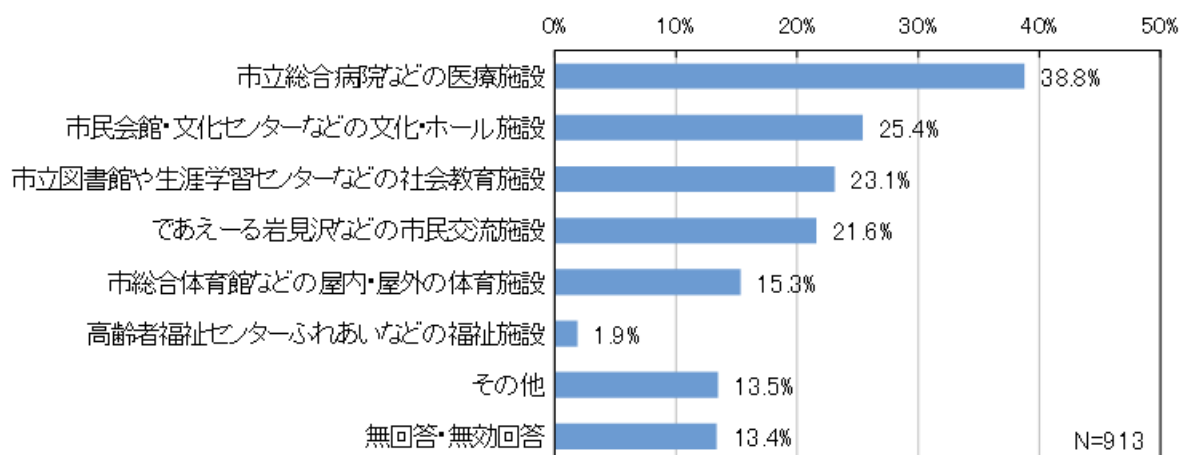


図 1-19 岩見沢市内でよく利用する公共施設

表 1-3 公共施設をより利用したくするための意見

類型	回答数
飲食・カフェ/休憩(カフェ、軽食、フードコート、飲食可スペース、自販機含む)	124
子育て・子ども対応(子連れ歓迎、キッズスペース、託児/見守り、おもちゃ等)	32
学習・自習/仕事(コワーキング、電源 Wi-Fi、個室、プリンタ等)	27
買い物・テナント誘致(100 均、スーパー、コンビニ、売店充実、衣料等)	39
娯楽・体験(映画館、ボウリング、ゲーセン、ネカフェ、ライブ、体験系)	28
イベント/講座/文化活動(市民講座、趣味教室、展示、催し、サークル)	23
アクセス/駐車場/動線/交通(駐車場、バス、待合、バリアフリー等)	34
快適性・設備改善(清潔、老朽化、照明、空調、トイレ、ベンチ等)	26
医療の中身/運用(診療科・専門医、予約/オンライン、待ち時間、感染対策等)	24
情報提供・案内(行事周知、チラシ、案内表示、迷う等)	6

(6) 居住地に対する意識

将来の岩見沢市を想像した上で、将来どこに住みたいかを質問した結果、「現在住んでいる地域に住み続けたい」が 50.3% (459 人) と最も多く、次いで、「市外に住みたい」が 28.7% (262 人) となった。

「市内の別の地域に住みたい」を選択した回答者の転居先について、中心市街地を含む「中央・東部・南部・西部地域」が 38.5% (15 人) と最も多く、次いで、中心市街地周辺の「宮の下・春日・鳩が丘・日の出・緑が丘地域」が 15.4% (6 人) となった。

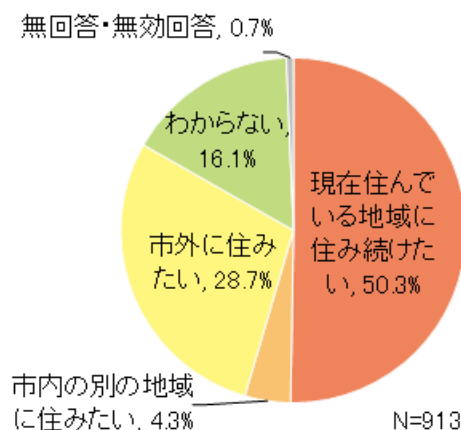


図 1-20 将来住みたい地域

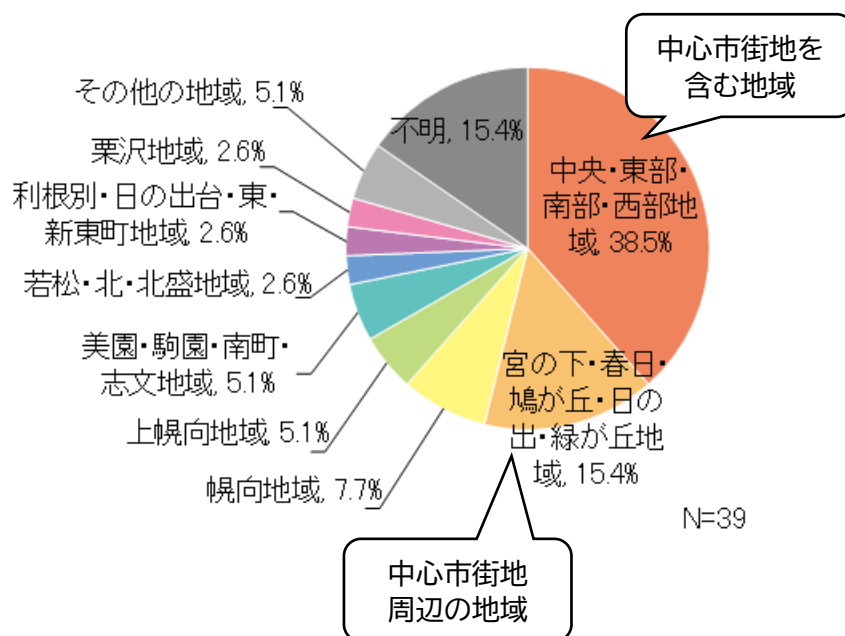


図 1-21 「市内の別の地域に住みたい」を選択した回答者の転居先

居住環境として重要と考えることについて、「スーパーや飲食店が近くにあること」が 79.7% (728 人) と最も多く、次いで、「鉄道やバスなど公共交通が整っていること」が 67.4% (615 人)、「病院（診療所）や福祉施設が近くにあること」が 67.1% (613 人)、「雪かきや雪下ろしをしなくてもいい環境であること」が 62.2% (568 人) となっています。

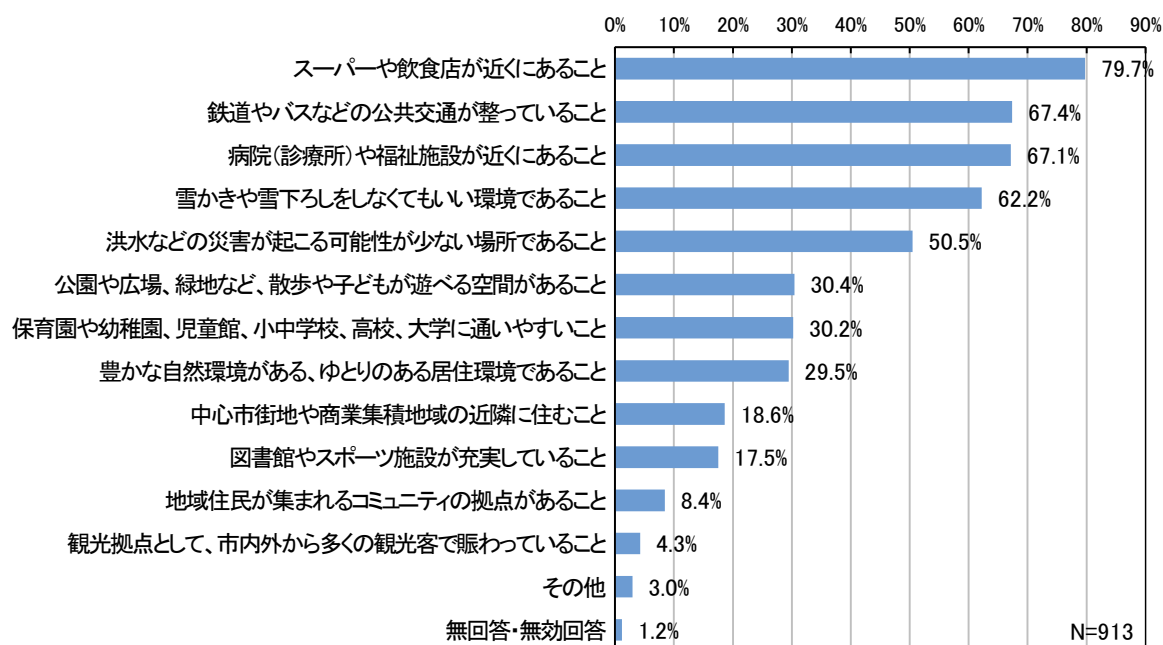


図 1-22 居住環境として重要と考えること

(7) 市民アンケート調査のまとめ

令和6年2月に実施した市民アンケート調査では、中心市街地の利用目的は「買い物」「金融機関」「病院」など、生活に必要な用途が中心であることが分かりました。公共交通でアクセスしやすい点は評価されている一方で、ゆっくり滞在・交流できる魅力が不足しているとの認識も見られました。

年代別のニーズを見ると、若者はカフェや遊び場、コワーキングスペースなど、「日常的に利用できる交流・娯楽の場」を求める傾向が見られました。40～50代では、駐車場の充実や文化活動の機会、快適性の向上が重視されており、60代以上では、除雪や公共交通、健康・交流など、「安全・安心に外出できる環境」へのニーズが高い傾向が見られました。

一方で、中心市街地に求める機能としては、大型商業施設・買い物機能や飲食店の誘致、駐車場整備や公共交通の改善、冬期の除雪対応に加え、札幌へのアクセス性を活かしたまちづくりや、SNS等による情報発信の強化を求める声が多く挙げられました。さらに、カフェや娯楽施設、コワーキングスペース、世代間交流の場など、「滞在型機能」の充実に対する期待も高いことが分かりました。

イベントについては、「彩花まつり」「百餅祭り」「ドカ雪祭り」など、季節ごとの催しに対して一定の評価がある一方で、年間を通じた賑わいが不足しているとの指摘が多く見られました。若者からは音楽フェスやカフェ・キッチンカーと連動したイベント、40～50代からは家族で楽しめる文化イベントやマルシェ、60代以上からはジャズや伝統行事など、世代ごとに多様な要望が寄せられています。併せて、SNS等による情報発信の強化も課題として挙げられました。

居住面では、駅周辺の利便性を理由に、中心部への居住を希望する声が一定数見られました。買い物や通院、公共交通の利用が徒歩圏で完結する「車に頼らない暮らし」へのニーズが高まる一方で、除雪負担、子ども向け施設の少なさ、建物の老朽化などが居住の阻害要因となっています。

利便性・交流性・安全性を兼ね備え、冬でも過ごしやすい「まちなか」を望んでおり、世代を超えて利用しやすい中心市街地の形成が求められています。

1.3 中心市街地活性化の課題

第2期計画の目標達成状況や第2期計画以降の状況の変化、市民アンケート調査結果等を踏まえ、現在の中心市街地の課題を以下のとおり整理しました。

課題1 住み続けたい・住みたいと思える環境づくり

人口減少や商店街を営む店主の高齢化の進行が予測されることから、従来の商業モデルによる体制は限界を迎えています。このような中、持続的な中心市街地を形成していくためには、商業者が主体の消費の場から、様々な人々が活動・交流する「生活の場」としての機能を高めていく必要があります。

中心市街地が持つ公共交通の利便性や生活利便施設の集積といった優位性を活かし、中心市街地に住む住民にとって暮らしやすい環境を整えるとともに、イベントやSNS等を活用した情報発信を通じて中心市街地に再来する人々の居住ニーズを醸成することで、区域内外の住民から岩見沢市の中心市街地に住みたいと思われるような魅力的なまちづくりを進める必要があります。

課題2 中心市街地での交流人口・関係人口の拡大

コロナ禍以降、イベントを牽引してきた商店街の会員数の減少や担い手の高齢化が進み、地域コミュニティの機能が低下しています。その結果、中心市街地における交流の機会や地域とのつながりを生み出す機会が減少しています。

中心市街地の活性化に向けて、SNS等を活用した情報発信の強化と、既存イベントや「えみふる」等を通じた体験・交流機会の拡大により、中心市街地に関わる機会や来訪を促進させ、将来的な交流人口や関係人口の拡大につなげていくことが重要です。

課題3 中心市街地のまちづくりへの継続的な参画促進

中心市街地では、商店街組織やまちづくり活動の担い手の減少に加え、商店主の高齢化が進行しています。このため、既存の活動主体だけではなく、地域内外の人々や幅広い世代を巻き込みながら、中心市街地のまちづくりを進めていく必要があります。

SNSやイベント等を通じて中心市街地との関わりが生まれた地域内外の人々を対象に、中心市街地のまちづくりへの参画を促すことが重要です。また、こうした関わりが継続的な活動につながるよう、多様な主体をつなぐ仕組みづくりや支援体制の充実を図ることも必要です。

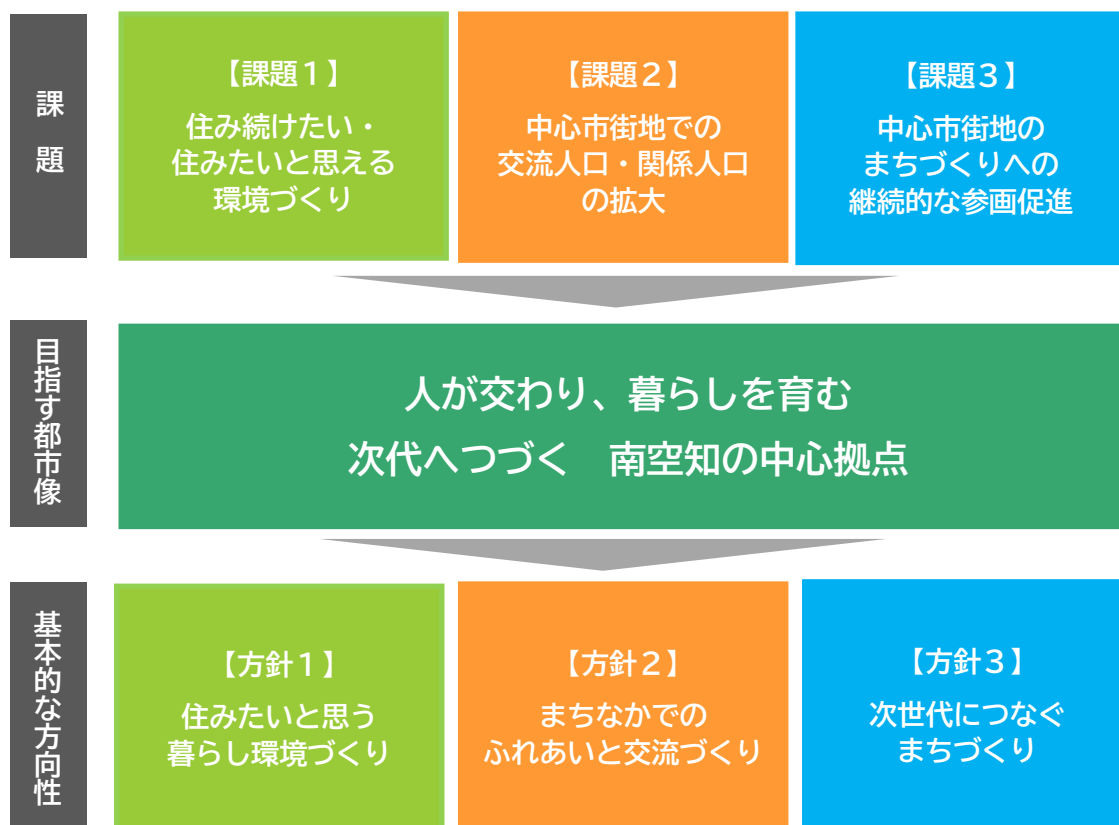
1.4 中心市街地活性化の方針（基本的な方向性）

第2期計画終了以降、人口減少の進行やコロナ禍の影響により、地域コミュニティ機能の低下やまちづくりの担い手不足が顕在化し、人と人をつなぐ「接点」が失われつつあることが、本市の中心市街地の活性化における課題の根幹となっています。このため、「1.3 中心市街地活性化の課題」で整理した3つの課題の解決に向けた取組を推進していくことが重要です。

岩見沢市では、「都市計画マスタープラン（令和8年度～）」及び「立地適正化計画（令和7年度～）」を策定しており、これら計画との整合を図りながら、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づくコンパクトシティの形成を進めることを大前提としています。さらに、岩見沢市の中心市街地が持続可能な都市であり続けられるよう、人口減少下でも住民の生活の質や幸福度の維持・向上を目指す「スマートシュリンク」の核として、中心市街地を再構築する方針です。

本市は、南空知圏域の拠点としての役割を担っており、農業を背景とする南空知の豊かな「食」をはじめとした地域資源などの潜在的な魅力を地域経済の活性化や賑わいの創出へと結び付けていくことも重要です。

これらを踏まえ、本計画における“目指す都市像”及び“基本的な方向性”を以下のように設定しました。



■方針1 住みたいと思う暮らし環境づくり

中心市街地を「生活の場」として転換していくために、住民が安心して快適に暮らし続けられる居住環境の充実を図るとともに、交流や体験を通じて中心市街地での暮らしの魅力を実感できる機会を創出し、地域外の人々の居住ニーズを醸成していくことが重要です。

本計画では、中心市街地が持つ公共交通の利便性や生活利便施設の集積といった強みを活かしながら、魅力ある住環境の形成に向けて、住居整備とバラのまちづくり等の景観形成を行い、「住み続けたい」「住んでみたい」と思われる居住ニーズの醸成を目指します。

■方針2 まちなかでのふれあいと交流づくり

中心市街地に活気をもたらし、人の流れを生み出すためには、多様な人々が日常的に交流し、滞在できる場と機会を設けることが重要です。コロナ禍の影響により減少した交流機会を見直すとともに、デジタル技術を活用した継続的なつながりの形成を図ります。

本計画では、空き店舗や未利用地の活用を進めるとともに、コワーキングスペース等を備えた交流拠点の形成や、多様で魅力的な店舗の創出に向けた支援を行います。また、イベント開催やSNS等を活用した情報発信を強化し、継続的にを行います。これらの滞在・交流機会を拡大することで、地域内外の人々が中心市街地に関わる機会を増やし、継続的な来訪の促進を目指します。

■方針3 次世代につなぐまちづくり

中心市街地の持続的な発展に向けては、方針2によって中心市街地との関わりが生まれた地域内外の人々が、継続的な来訪を通じて関わりを深め、関係人口として中心市街地とのつながりを持ちながら、中心市街地のまちづくりへの主体的な参画へと発展していくことを目指します。

本計画では、まちづくりへの参画の仕組みづくりとして、商工会議所や商店街、まちづくり会社等に加え、北海道教育大学岩見沢校と連携した産学官の取組により、中心市街地を「学び」と「実践」の場として活用します。具体的には、「であえーる岩見沢」等を拠点とした活動を通じて、地域との関わりを深めながら、様々な主体が企画やプロジェクトを生み出せる環境づくりを進めます。また、中心市街地での活動を継続的に支えるための支援事業も実施します。

第2章 中心市街地の位置及び区域

2.1 位置

本市は、土族移住により開拓が進められ、空知地域の炭鉱開発が進む中、石炭輸送を担う鉄道や道路の交通の要衝として、岩見沢駅を中心に空知の商業・行政・教育の中心都市として発展してきました。

現在においても本市の中心市街地は、北海道空知総合振興局をはじめとする行政機関のほか、金融機関や医療機関等の都市機能が集積し、南空知地域の中核都市として機能しています。さらに、商店街には地域の農産物を用いたパンや豆腐等の食品加工・販売を行う小売店、創業100年を超える米穀や酒屋等、地域に根差した店舗が立地しています。また、ＪＲ岩見沢駅の北側にあるＪＲ北海道岩見沢運転所には、近代化産業遺産に認定されている旧北海道炭礦鉄道の「岩見沢工場材修場」があり、現在も道内各地のレール加工を手掛ける「岩見沢レールセンター」として稼働しており、地域の歴史を伝える文化的所産として位置付けられています。

このように、産炭地の衰退後もＪＲ岩見沢駅を中心に、炭鉱を背景とした都市形成の歴史を継承しつつ、南空知地域の中心機能を担っていることから、本市の中心市街地として位置付けます。

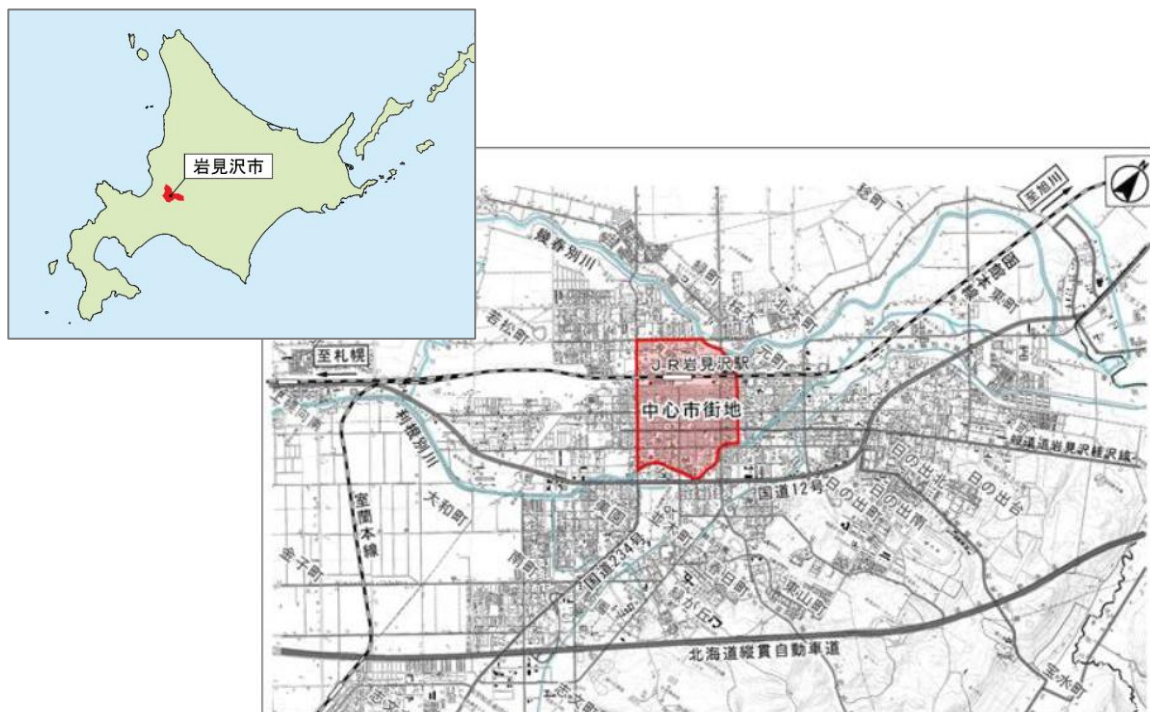


図 2-1 岩見沢市と中心市街地の位置

2.2 区域

2.2.1 区域設定の考え方

中心市街地の区域は、商業・業務機能が集積し、全域が商業系用途地域で構成される「商業業務集積地区」を核として、「商業業務集積地区を補完する地区」と「まちなか居住の実現に必要なエリア」を含めて設定します。この区域は、「立地適正化計画」で定める都市機能誘導区域内に位置しています。

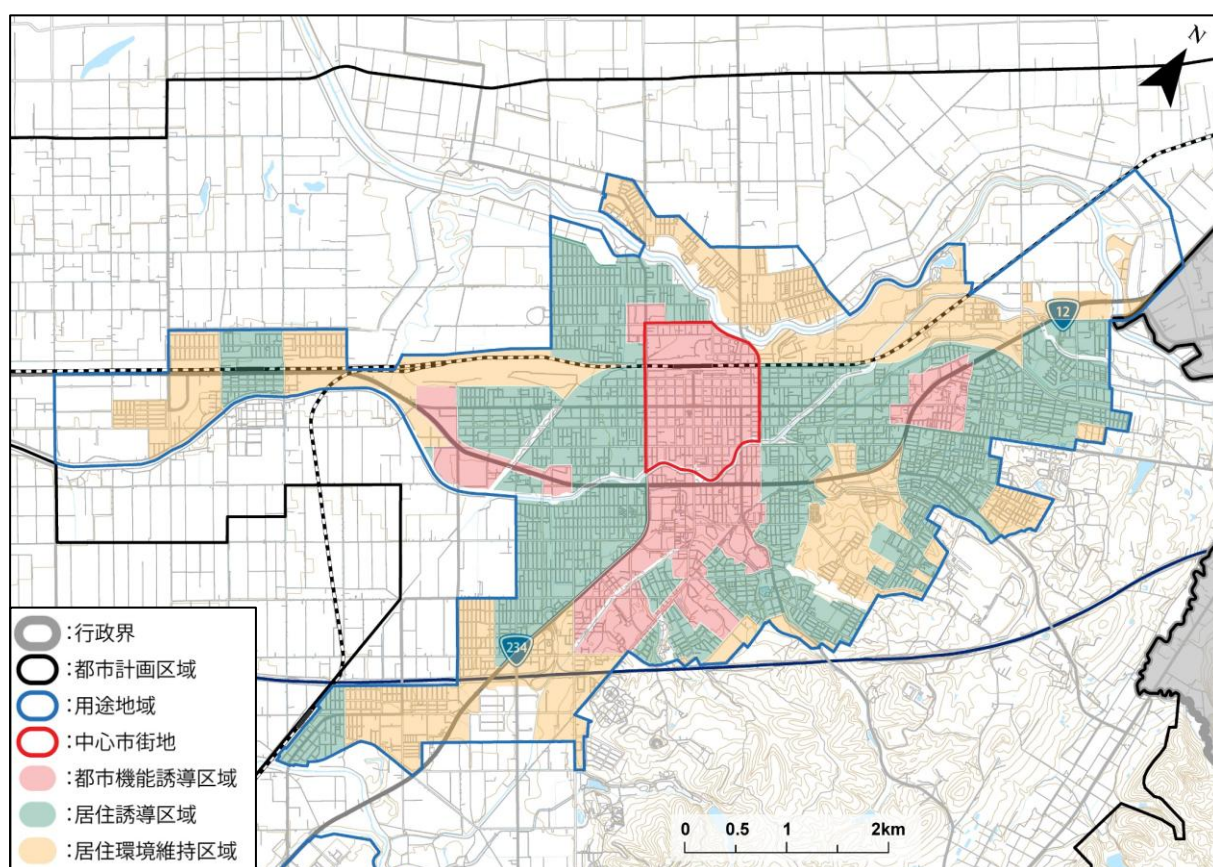


図 2-2 立地適正化計画における都市機能誘導区域と中心市街地

2.2.2 中心市街地を構成する地区の考え方

中心市街地を以下に示す2つの地区に分け、各地区がそれぞれの役割に応じた施策展開を図りながら、総合的かつ一体的に中心市街地の活性化を目指します。

なお、立地適正化計画では、中心市街地の全域が“将来都市構造”における「都市拠点（＝公共・公益機能や医療福祉・商業等が集積した、岩見沢市全体及び空知管内の中核都市としての機能を担う役割を果たす。）」として位置付けられています。また、同計画では、こうした都市拠点としての位置付けに加え、本市の特性を活かした魅力あるまちづくりを推進しており、中心市街地においては「賑わい・交流ゾーン」、「歴史・文化ゾーン」、「文化・交流ゾーン」の形成を掲げています。これらのゾーン形成を通じて、都市機能の集積と地域固有の魅力向上を両立させ、多様な人々が訪れ活動し続ける持続可能なまちづくりを展開していきます。

【中心市街地を構成する地区】

地区名	地区の考え方	各地区と立地適正化計画でのゾーン形成との関わり
商業業務集積地区	都市機能が多く集積し、賑わい形成の核となる地区 ・官公庁施設や商業、業務、文化・交流、医療・福祉機能などの都市機能が多く集積しており、さらなる魅力づけ、まちなか回遊の促進によりまちなかの賑わいの核となる地区です。	・賑わい・交流ゾーン ・歴史・文化ゾーン
商業業務集積地区を囲む地区	商業や公共公益等の商業業務集積地区の機能を補完し、郊外等からの住み替え等に対応するまちなか居住を推進する地区 ・都市機能が集積する商業業務集積地区に歩いて行ける利便性の高いまちなか居住を促進する地区で、郊外などからの住み替えニーズに対応します。	・歴史・文化ゾーン ・文化・交流ゾーン

【(参考)立地適正化計画におけるゾーンの内容(一部抜粋)】

賑わい・交流ゾーン	J R岩見沢駅や「であえーる岩見沢」等を中心に市民の子育て支援活動や市民や観光客等が滞在・交流できるゾーン形成を図る。
歴史・文化ゾーン	J R岩見沢駅や旧北海道炭礦鉄道岩見沢工場を中心に、岩見沢市の歴史や文化を発信するゾーン形成を図る。
文化・交流ゾーン	「まなみーる岩見沢市民会館・文化センター」を中心に、市民の文化活動や交流のゾーン形成を図る。

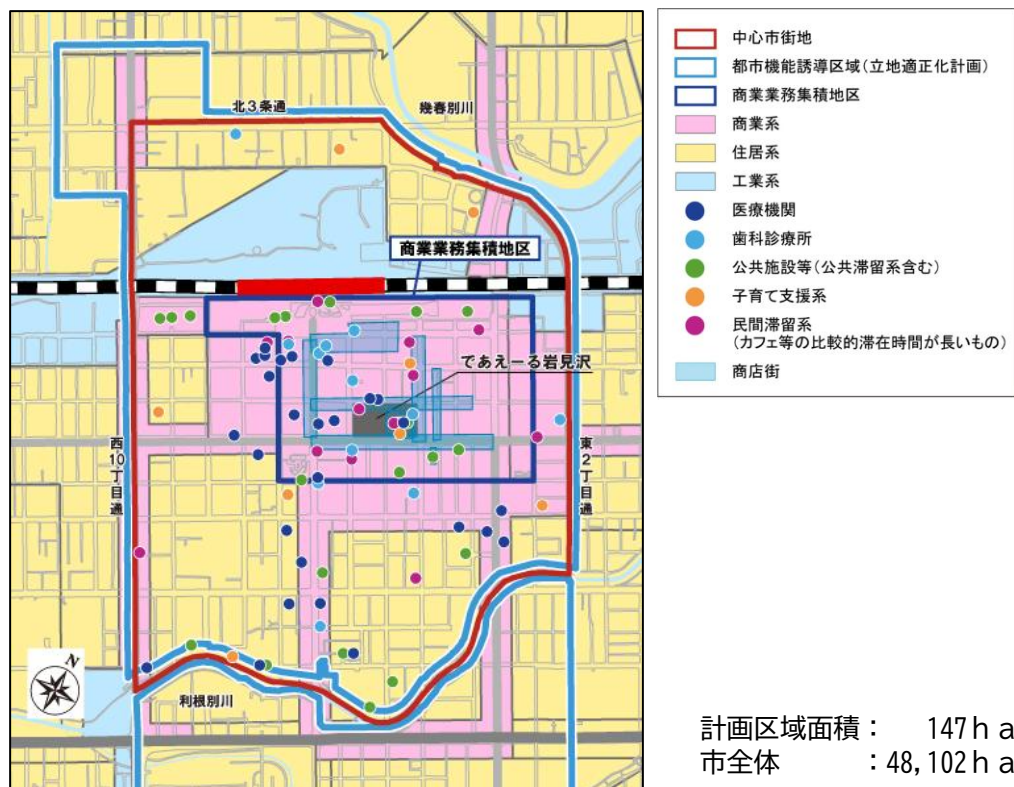


図 2-3 中心市街地の区域設定

出典/岩見沢市調べ

【区域境界】 東側：東2丁目通（都市計画道路）
西側：西10丁目通（都市計画道路）
南側：利根別川
北側：北3条通（都市計画道路）、幾春別川

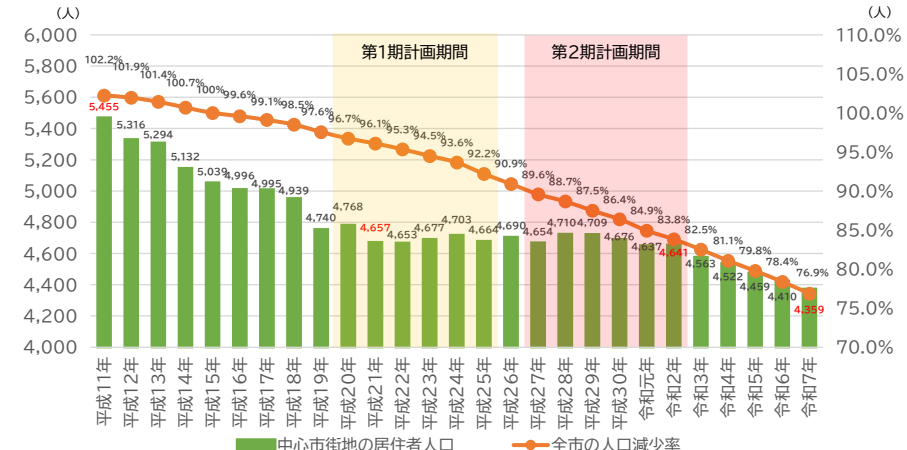
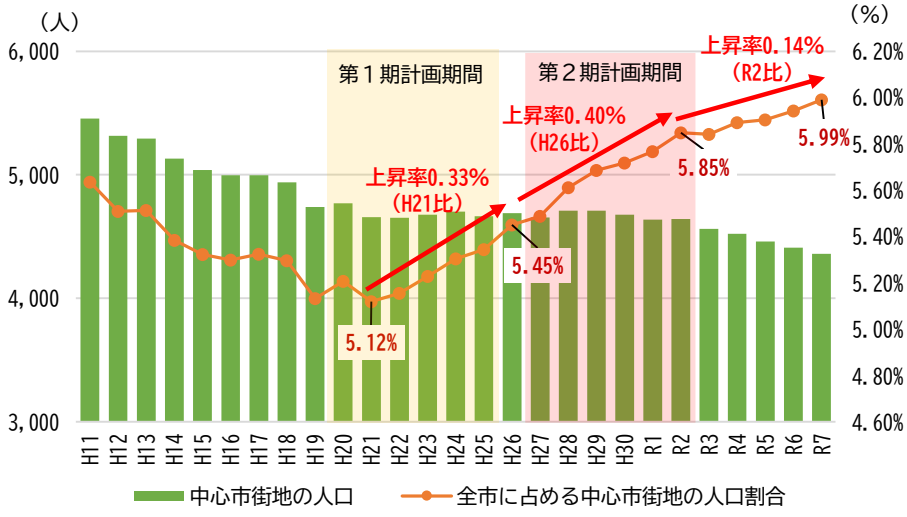
2.2.3 中心市街地の数

中心市街地の数は、各種施策の効果的かつ効率的な投資という観点から、1つの区域と設定します。

2.3 中心市街地の要件に適合していることの説明

要件	説明																												
第1号要件 (当該市街地に、相当数の小売業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること)	① 相当数の小売業者・全事業者が集積 小売全体で見ますと、令和3年現在、中心市街地には122店の商店数があり、市全体の25.2%を占めています。 中心市街地の小売業の従業者数は、市全体の16.2%を占めています。 中心市街地の小売業の年間販売額は、市全体の12.3%を占めています。 小売業の集積状況（令和3年度） <table><tr><th></th><th>岩見沢市全体 (A)</th><th>中心市街地 (B)</th><th>シェア率 (B/A)</th></tr><tr><td>商店数（店）</td><td>484</td><td>122</td><td>25.2%</td></tr><tr><td>従業員数（人）</td><td>4,429</td><td>718</td><td>16.2%</td></tr><tr><td>年間販売額（百万円）</td><td>91,480</td><td>11,264</td><td>12.3%</td></tr></table> 出典/総務省・経済産業省「令和3年度経済センサス～活動調査」 令和3年現在、市全体の事業所数は3,048件あり、うち中心市街地には26.4%にあたる804件があります。同様に、従業員数は市全体が28,556人であるのに対し、中心市街地は6,449人と22.6%を占めています。 全事業者と従業員数の集積状況（令和3年度） <table><tr><th></th><th>岩見沢市全体 (A)</th><th>中心市街地 (B)</th><th>シェア率 (B/A)</th></tr><tr><td>事業所数（件）</td><td>3,048</td><td>804</td><td>26.4%</td></tr><tr><td>従業員数（人）</td><td>28,556</td><td>6,449</td><td>22.6%</td></tr></table> 出典/総務省・経済産業省「令和3年度経済センサス～活動調査」 ② 都市機能が中心市街地に多く集積 中心市街地には、商業・市民交流・行政機能が融合した複合施設「であえーる岩見沢」を中心に商店街が形成されています。具体的には、駅東市民広場公園「イベントホール赤れんが」や岩見沢市生涯学習センターいわなび、岩見沢市民会館・文化センター「まなみーる」等の公共施設、札幌法務局岩見沢支局、日本年金機構岩見沢年金事務所、北海道空知総合振興局等の国及び北海道の機関、商工会議所、金融機関、病院・薬局等の都市機能が集積しています。また、市民交流施設であえーる岩見沢内に、平成28年3月に「子ども・子育てひろば『えみふる』」が整備され、地域内外の交流の場として賑わっています。		岩見沢市全体 (A)	中心市街地 (B)	シェア率 (B/A)	商店数（店）	484	122	25.2%	従業員数（人）	4,429	718	16.2%	年間販売額（百万円）	91,480	11,264	12.3%		岩見沢市全体 (A)	中心市街地 (B)	シェア率 (B/A)	事業所数（件）	3,048	804	26.4%	従業員数（人）	28,556	6,449	22.6%
	岩見沢市全体 (A)	中心市街地 (B)	シェア率 (B/A)																										
商店数（店）	484	122	25.2%																										
従業員数（人）	4,429	718	16.2%																										
年間販売額（百万円）	91,480	11,264	12.3%																										
	岩見沢市全体 (A)	中心市街地 (B)	シェア率 (B/A)																										
事業所数（件）	3,048	804	26.4%																										
従業員数（人）	28,556	6,449	22.6%																										

要件	説明
	図 2-4 都市機能の集積状況 出典/岩見沢市調べ ③ 公共交通網の結節点 中心市街地には、交流施設を付帯するＪＲ岩見沢駅や、駅に隣接して立地するバスターミナル、さらには駅前広場のタクシープールを有しており、市内各地域及び市外を結ぶ公共交通の結節点（発着点）として機能しています。 図 2-5 路線バスの状況
第２号要件 （当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な	① 今後の更なる人口減少に伴う衰退の恐れ 中心市街地の人口は、平成 19 年まで急速に減少していましたが、第 1 期計画開始後の平成 20 年から令和 2 年までほぼ横ばいで推移し、第 2 期計画終了後の令和 3 年度より、再び減少に転じています。 また、全市に占める中心市街地の人口割合は、平成 21 年の 5.12%を底に、第 2 期計画終了年にあたる令和 2 年は 5.85%まで上昇しています。しかし、

要件	説明
都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること)	第2期計画終了以降は、第1期計画及び第2期計画の人口割合の上昇率と比較しますと鈍化しています。 現状のまま人口減少が進んだ場合、空き地等の低未利用不動産の増加や、商業等の都市機能の衰退などを招き、機能的な都市活動の確保及び経済活力の維持に支障を生ずるおそれがあります。  図 2-6 中心市街地の居住者人口と全市の人口減少率※の推移（再掲） ※平成 15 年の人口を 100%とした場合の人口減少率 出典/岩見沢市「住民基本台帳」  図 2-7 中心市街地の人口及び全市に占める中心市街地の人口割合 出典/岩見沢市「住民基本台帳」 ② 商業の活力低下と来街者数の減少 小売業の事業所数は、市全体及び中心市街地共に、平成 11 年以降減少傾向にあります。市全体に占める中心市街地の事業所数の割合は、平成 11 年以降減少傾向にあり、令和 3 年度は 25.2%となっています。また、全産業においても、減少傾向にあります。 こうした事業所数の減少に加え、商業業務集積地区内の来街者数も令和

要件	説明																																																																				
	元年の 676 万人から、令和 2 年以降は約 590 万人から約 550 万人の範囲で減少傾向にあります。 現状のまま中心市街地の「事業所数の減少」と「来街者数の減少」が連鎖して進んだ場合、商業活力の低下に歯止めをかけることが一層困難となり、経済活力の維持に支障が生じることが予想されます。 事業所数(件) シェア率(%) <table><thead><tr><th>年次</th><th>全市事業所数</th><th>中心市街地事業所数</th><th>シェア率</th></tr></thead><tbody><tr><td>H11</td><td>897</td><td>343</td><td>38.2%</td></tr><tr><td>H14</td><td>810</td><td>298</td><td>36.8%</td></tr><tr><td>H16</td><td>734</td><td>268</td><td>36.5%</td></tr><tr><td>H19</td><td>726</td><td>230</td><td>31.7%</td></tr><tr><td>H24</td><td>501</td><td>154</td><td>30.7%</td></tr><tr><td>H28</td><td>527</td><td>142</td><td>26.9%</td></tr><tr><td>R3</td><td>484</td><td>122</td><td>25.2%</td></tr></tbody></table> 図 2-8 小売業の事業所数の推移 出典/総務省・経済産業省「経済センサス～活動調査」 事業所数(件) シェア率(%) <table><thead><tr><th>年次</th><th>全市事業所数</th><th>中心市街地事業所数</th><th>シェア率</th></tr></thead><tbody><tr><td>H21</td><td>3,654</td><td>1,057</td><td>28.9%</td></tr><tr><td>H24</td><td>3,299</td><td>945</td><td>28.6%</td></tr><tr><td>H28</td><td>3,230</td><td>930</td><td>28.8%</td></tr><tr><td>R3</td><td>3,048</td><td>804</td><td>26.4%</td></tr></tbody></table> 図 2-9 全産業の事業所数（民営事業所）の推移 出典/総務省・経済産業省「経済センサス～活動調査」 (千人) <table><thead><tr><th>年次</th><th>来街者数(千人)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R1</td><td>6,762</td></tr><tr><td>R2</td><td>5,897</td></tr><tr><td>R3</td><td>5,576</td></tr><tr><td>R4</td><td>5,648</td></tr><tr><td>R5</td><td>5,425</td></tr><tr><td>R6</td><td>5,394</td></tr><tr><td>R7</td><td>5,570</td></tr></tbody></table> 図 2-10 商業業務集積地区内の来街者数（推計値）の推移 出典/ KDDI Location Analyzer 調査結果 ※調査値は KDDI Location analyzer によるスマートフォンユーザーの位置情報に基づく拡大推計値。	年次	全市事業所数	中心市街地事業所数	シェア率	H11	897	343	38.2%	H14	810	298	36.8%	H16	734	268	36.5%	H19	726	230	31.7%	H24	501	154	30.7%	H28	527	142	26.9%	R3	484	122	25.2%	年次	全市事業所数	中心市街地事業所数	シェア率	H21	3,654	1,057	28.9%	H24	3,299	945	28.6%	H28	3,230	930	28.8%	R3	3,048	804	26.4%	年次	来街者数(千人)	R1	6,762	R2	5,897	R3	5,576	R4	5,648	R5	5,425	R6	5,394	R7	5,570
年次	全市事業所数	中心市街地事業所数	シェア率																																																																		
H11	897	343	38.2%																																																																		
H14	810	298	36.8%																																																																		
H16	734	268	36.5%																																																																		
H19	726	230	31.7%																																																																		
H24	501	154	30.7%																																																																		
H28	527	142	26.9%																																																																		
R3	484	122	25.2%																																																																		
年次	全市事業所数	中心市街地事業所数	シェア率																																																																		
H21	3,654	1,057	28.9%																																																																		
H24	3,299	945	28.6%																																																																		
H28	3,230	930	28.8%																																																																		
R3	3,048	804	26.4%																																																																		
年次	来街者数(千人)																																																																				
R1	6,762																																																																				
R2	5,897																																																																				
R3	5,576																																																																				
R4	5,648																																																																				
R5	5,425																																																																				
R6	5,394																																																																				
R7	5,570																																																																				

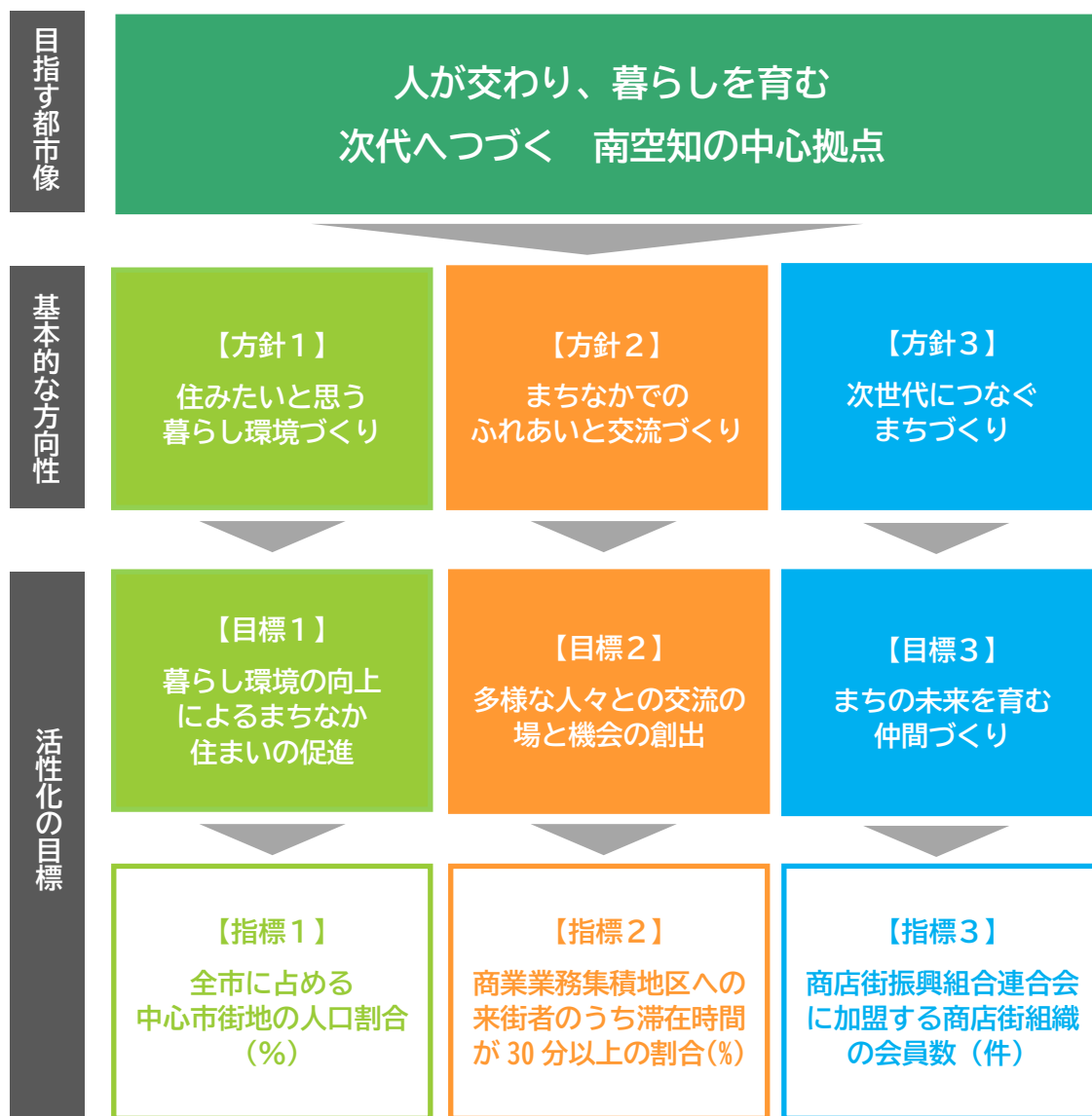
要件	説明
第3号要件 (当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合かつ一体的に推進することが当該市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であることが認められること)	上位・関連計画では、中心市街地の位置付け及び整備方針等について、以下のように示されています。 ①都市計画マスタープラン 「都市計画マスタープラン」において、将来都市像を「人・まち・緑 互いに紡ぎ 未来を創る 岩見沢」と定め、「人口減少を想定した持続可能でコンパクトなまちづくり」、「岩見沢ならではの地域資源を活用した魅力あるまちづくり」、「災害に強い安全・安心なまちづくり」の3つのまちづくり方針のもと、上位・関連計画と連携したまちづくりを進めることとしています。 同マスタープランの中では、中心市街地の賑わいづくりを進めるために、まちなかの魅力向上や子育て環境の充実、地域公共交通の確保、公園や広場等の活用促進等に取り組むこととしており、中心市街地の活性化と一体的に進めることで地域の発展にとって有効と考えられます。 ②立地適正化計画 「立地適正化計画」において、中心市街地の全域が「都市機能誘導区域(＝医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導することで、これら各種サービスの効率的な提供を図ることを目指す区域)」に設定されています。 同区域に設定された中心市街地周辺の第2期計画期間(H27～R2)の5年間の人口動向をみると、平成26年比の人口減少率は全市平均が7.8%であるのに対し、中心市街地は1.0%、「であえーる岩見沢」から半径1.0km圏内は3.9%、同1.0～1.5km圏内は6.0%と、中心部に近いほど減少が緩やかとなっています。 これは、第2期計画に基づく各種施策の推進などにより、中心部への居住誘導が一定程度図られてきた成果と言えます。この実績結果からも、中心市街地の活性化を推進することは立地適正化計画で進めるコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに合致した、持続的なまちの発展につながることが考えられます。

要件	説明
	1.5 km 1 km 中心市街地 であえーる岩見沢 ▲7.8% ▲1.0% ▲3.9% ▲6.0% ○:中心市街地 ■:都市機能誘導区域 ■:居住誘導区域 ■:居住環境維持区域 図 2-11 第2期計画期間（H27～R2）の人口減少率（H26 比） 出典/ 住民基本台帳 ③岩見沢市地域公共交通計画 「岩見沢市地域公共交通計画」では、「まちの賑わいと地域の暮らしをつなぐ公共交通」、「暮らしを支え続ける公共交通」、「安心して利用できる公共交通環境の整備」、「地域で支える公共交通」の4つの基本目標を設定し、住民・行政・交通事業者が支え合いながら公共交通ネットワークの確保を進めています。本計画の中では、中心市街地と市内各地を結び、地域の暮らしとまちの活性化の両立に取り組むこととしています。 一方で、人口減少や乗務員不足等を背景に、今後の公共交通網において増便等によるアクセス性の向上を右肩上がりに見込むことは極めて困難な状況にあります。だからこそ、JR岩見沢駅及びバスターミナルが立地する中心市街地において都市機能の増進を図り、まちの機能を最適化することが不可欠です。 限られた交通ネットワークの拠点に機能を集約・向上させることは、市民が効率的に都市サービスを享受できるだけでなく、南空知圏域からの来訪環境の維持及び地域経済の活力向上に直結します。したがって、中心市街地の機能を総合的かつ一体的に推進することは、本市及び周辺地域の発展にとって有効かつ適切と考えられます。

第3章 中心市街地の活性化の目標

3.1 中心市街地活性化の目標

第1章で示した「中心市街地活性化の方針（基本的な方向性）」に基づき、活性化の目標とその指標について以下のとおり設定します。



3.2 計画期間の考え方

本計画の期間は令和9年（2027年）4月から各事業の進捗により効果が発現すると見込まれる令和14年（2032年）3月末までの5年間とします。

3.3 目標指標の設定の考え方

本計画は、3.1 で掲げた3つの目標について、定量的に達成状況を評価するために、以下のとおり目標指標及び目標数値を設定するとともに、定期的なフォローアップを行うことで確実な事業の推進に取り組みます。

表 3-1 中心市街地活性化の基本的な方向性と目標

基本的な方向性	活性化の目標	目標指標	基準値 (R 7)	推計値 (R13)	目標数値 (R13)
住みたいと思う暮らし環境づくり	暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	全市に占める中心市街地の人口割合(%)	5.99%	5.99%	6.30%
まちなかでのふれあいと交流づくり	多様な人々との交流の場と機会の創出	商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が30分以上の割合(%)	49.1%	47.4%	50.0%
次世代につなぐまちづくり	まちの未来を育む仲間づくり	商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数(件)	186 件	149 件	174 件

3.3.1 目標指標の考え方

目標指標は、本計画で掲げる「目指す都市像」及び「基本的な方向性」の実現に向け、以下の考えとします。

(1) 全市に占める中心市街地の人口割合

中心市街地が「生活の場」へと転換していくために、中心市街地に住む人にとって暮らしやすく、地域外の住民から住みたいと思ってもらえるような魅力的なまちづくりを進めていく必要があります。このことから、魅力ある住環境の形成による居住誘導の効果を把握するために、「全市に占める中心市街地の人口割合」を目標指標として設定します。

(2) 商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合

中心市街地に活気をもたらし、人の流れを生み出すためには、地域内外の人々が日常的に交流できる場と機会をつくる必要があります。このことから、地域内外の人々が一定時間滞在できる場と機会が生まれているかを把握するために、「来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合」を目標指標として設定します。

(3) 商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数（件）

中心市街地の機能を維持・発展していくためには、地域内外の人が関わり合いながら、まちづくりを進めていく必要があります。このことから、本計画では、まちづくりに関わる人達を把握するために、「商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数」を目標指標として設定します。

3.3.2 目標値の設定

(1) 全市に占める中心市街地の人口割合

① 目標値

目標指標	基準値 (R 7.12 末)	推計値 (R 13.12 末)	事業による 増加数	目標値 (R 13.12 末)
全市に占める中心市街地の人口割合 (%)	5.99%	5.99%	+0.31%	6.30%

② 基準値・推計値・目標数値の考え方

○基準値 : 5.99%

令和 7 年 12 月末における岩見沢市全体の人口に占める中心市街地の人口の割合を基準値として設定します。

○推計値 : 5.99%

岩見沢市全体と中心市街地の人口の割合が同率で減少することを見込み、5 年後（令和 13 年 12 月末）における人口割合は、基準値と同じく 5.99%になると推計します。

○目標値 : 6.30%

下記に示す事業による効果を踏まえ、全市に占める中心市街地の人口割合が+0.31%増加することを目指します。このため、目標値は 6.30%に設定します。

③ 事業による効果

【直接的に効果が見込まれる事業】

■ 道営住宅整備事業

- ・道営住宅の整備による中心市街地の増加人数：115 人^{※1}
- ・令和 13 年度に想定される岩見沢市全体の人口（推計値）：66,471 人^{※2}
- ※2 国立社会保障・人口問題研究所（令和 5 年度）を基に算出
- ・道営住宅の整備による全市に占める中心市街地の人口増加割合：

$$115 \text{ 人} \div 66,471 \text{ 人} = 0.17\%$$

※1 道営住宅整備による中心市街地の増加人数の考え方

間取り	1LDK	2DK, 2LDK	3LDK	合計
戸数	10戸	45戸	5戸	60戸
1戸あたりの人数	1人	2人	3人	—
人数	10人	90人	15人	115人

【間接的に効果が見込まれる事業】

「ばらのまちづくり推進事業」や「中心商店街除排雪事業」等の 14 事業の実施により、中心市街地の魅力や利便性向上を図るとともに、イベントやまち歩き等を通じて来街者にその訴求を図り、中心市街地への居住ニーズを醸成します。なお、ソフト事業による中心市街地の居住人口割合の上昇率は、0.14%を想定します。

中心市街地の居住人口割合の上昇率で示した数値の根拠は、第2期計画終了後の令和2年12月～令和7年12月の5年間に於いて、岩見沢市全体の人口減少率が8.29%、中心市街地の人口減少率が6.08%となり、中心市街地の人口割合は0.14%上昇したためです。上記期間は、公共による共同住宅整備に関するハード整備事業は行っておらず、岩見沢市独自でイベントや情報発信等のソフト事業及び空き店舗出店に対する支援、中心商店街除雪協議会による除排雪、公共施設等の利用促進等のソフト事業の実施によって、中心市街地への居住ニーズが醸成されたと考えます。

④ フォローアップの時期・方法

- ・ 調査方法：住民基本台帳により毎年12月末時点の岩見沢市全体の人口及び中心市街地の人口を調査
- ・ 調査月：毎年1月
- ・ 調査主体：岩見沢市
- ・ 調査対象：中心市街地区域の居住人口
- ・ 算出方法：岩見沢市全体の人口に対する中心市街地区域の人口の割合を算出

(2) 商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合

① 目標値

目標指標	基準値 (R 7)	目標値 (R13)	関連する 各事業
商業業務集積地区に 30 分以上滞在した人 の割合 (%)	49.1%	50.0%	

② 基準値・目標数値の考え方

○基準値 : 49.1%

令和 7 年度の調査値より、49.1%を基準値として設定します。

○目標値 : 50.0%

「KDDI Location Analyzer」の通行人口分析で得られた拡大推計値を用い、令和元年度～令和 7 年度（ただし、令和 2 年度は、コロナ禍の影響に伴い、年度当初から緊急事態宣言の発令や全国的な外出自粛及び移動・活動の制限により、人の流れが通常時と大きく異なっていることからトレンド推計からは除外）のトレンド推計した結果、目標年度である令和 13 年度の推計値は 47.4%となります。

上記の推計値及びコロナ禍前（令和元年度）の数値を参考に、目標値を 50.0%と設定します。

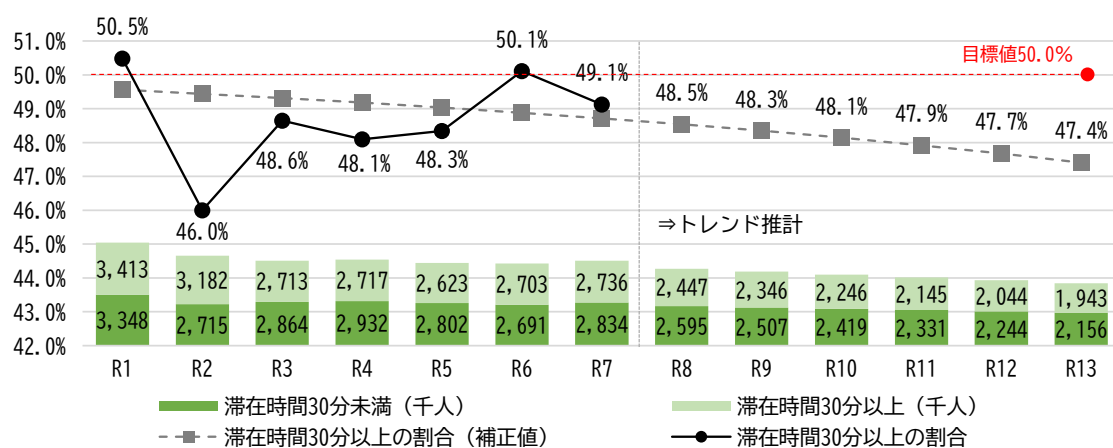


図 3-1 商業業務集積地区内に 30 分以上滞在した者の割合

※調査値は KDDI Location Analyzer によるスマートフォンユーザーの位置情報に基づく拡大推計値。

※トレンド推計の期間は令和元年度及び令和 3～7 年度の拡大推計値を使用。

※1%の増加は、基準年 R7 年度の実績から 150 人/日程度（拡大推計値）の増加を意味する。

③ 関連する各事業

「観光イベント支援事業」や「文化施設活用事業」等の 37 事業の実施により、中心市街地への市内外からの交流人口を呼び込むことで、商業業務集積地区において 30 分以上滞在する来街者数の割合の増加を目指します。

本計画から新たに、商店街や市民団体等が実施するイベント開催や情報発信等を行う

「まちなか交流活性化支援事業」や、地域内外からの来街者を誘引する「観光イベント支援事業」、「観光誘客促進支援事業」等を行うことで、交流人口の呼び込みを強化します。また、「生涯学習施設活用事業」や「健康ひろば活用事業」等の子どもから高齢者までを対象とした学び・交流・体験の機会を提供するイベント等を行うことで、市民の中心市街地への来訪機会も高めます。この他にも、伝統的な「いわみざわ百餅祭り」や「いわみざわ彩花まつり」に加え、令和3年から新たにはじまった「岩見沢ねぶた祭」等のイベントを継続・充実します。これらの事業を実施することにより、市内外の交流人口と滞在時間の増加を図り、商業業務集積地区に30分以上滞在する来街者数の割合を、最終年度の推計値から2.5%高めます。

④ フォローアップの時期・方法

- ・ 調査方法：「KDDI Location Analyzer」の来訪者属性分析より調査
- ・ 調査月：毎年2月
- ・ 調査主体：岩見沢市
- ・ 調査対象：1月～12月の1年間における商業業務集積地区への来訪者総数及び滞在時間が30分以上の来訪者数
- ・ 算出方法：「KDDI Location Analyzer」※¹により調査エリアへの来訪者数及び滞在時間が30分以上の来訪者数を全人口推計値（日ユニーク）※²で集計し、その割合を算出。
- ・ 留意事項等：「KDDI Location Analyzer」のデータは、プライバシー保護の観点から未成年者の情報は秘匿されている。このため、本指標のフォローアップにあたっては、中心市街地の核施設である「であえーる岩見沢」の各出入口に設置されたカメラシステムを用いた来館者情報や「あそびの広場」における小学生及び未就学児の利用者数等の実測データ等を用いて、未成年者の来街状況を補完的に評価する。

※1 「KDDI Location Analyzer」の仕様とデータの補完

集計期間内における集計対象の端末ユーザー数に、月毎の拡大倍率値を掛け合わせて延べ人数を集計。

※2 全人口推計値（日ユニーク）

集計対象の端末ユーザーを1人1日1カウントで集計したユーザー数に、月毎の拡大倍率値を掛け合わせて延べ人数を集計。拡大倍率値は、位置情報データから推計した居住地と契約情報に基づく性別・年代のスマートフォンのユーザー情報と国勢調査の市町村ごとの性・世代別人口データを基に算定された倍率値。

(3) 商店街振興組合加盟組織の会員数

① 目標値

目標指標	基準値 (R 8. 3末)	推計値 (R14. 3末)	事業による 増加数	目標値 (R14. 3末)
商店街振興組合 加盟組織の会員 数	186 件	149 件	25 件	174 件

② 基準値・推計値・目標数値の考え方

○基準値 : 186 件

令和8年の実数より、186 件を基準値として設定します。

○推計値 : 149 件

直近8年間の実績値に基づくトレンド推計により、149 件を推計値と設定します。

○目標値 : 174 件

下記に示す事業による効果を踏まえ、推計値 149 件に 25 件増加することを目指します。
このため、目標値は 174 件と設定します。

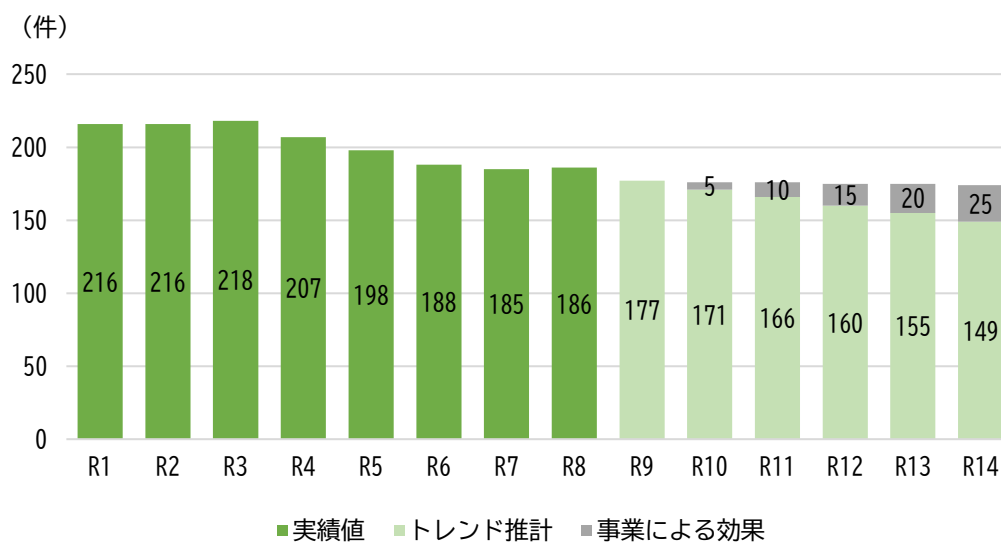


図 3-2 商店街振興組合加盟組織の会員数の推移

③ 事業による効果

【直接的に効果が見込まれる事業】

■ 創業支援事業

創業希望者を対象とした創業相談の実施、創業塾の開催等により、毎年3件の出店が見込まれることから、5年間で15件の新規出店が見込まれます。

■ まちなか交流活性化事業補助金（空き店舗改修支援事業）

空き店舗改修支援事業について、毎年4件の利用が見込まれることから、5年間で20件の新規出店が見込まれます。

※ 事業効果の重複

「まちなか交流活性化事業補助金（空き店舗改修支援事業）」については、「創業支援事業」においても活用されることが考えられます。このため、「まちなか交流活性化事業補助金（空き店舗改修支援事業）」による新規出店のうち10件については、「創業支援事業」による新規出店と重複するものと見込みます。

【間接的に効果が見込まれる事業】

「中心市街地エリアマネジメント支援事業」や「教育大学連携事業」等の28事業の実施により、中心市街地内での新たな起業を促し、商店街振興組合加盟組織の会員数増加を目指します。

本計画では、岩見沢商工会議所やまちづくり会社、商店街振興組合連合会、北海道教育大学岩見沢校の4者によるエリアマネジメントの取組支援を行う「中心市街地エリアマネジメント支援事業」や、教育機関や市内企業と連携して就業機会の創出などを行う「デジタル人材育成・活躍支援事業」、創業希望者の事業化に向けた支援を行う「創業支援事業」等の実施により、直接的な効果と合わせて、商店街振興組合加盟組織の会員数の増加を図ります。

④ フォローアップの時期・方法

- ・ 調査方法：商店街振興組合連合会の会員名簿から、加盟する商店街組織の会員数を調査
- ・ 調査月：毎年4月
- ・ 調査主体：岩見沢市
- ・ 調査対象：商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数
- ・ 算出方法：3月末時点の会員数を計上

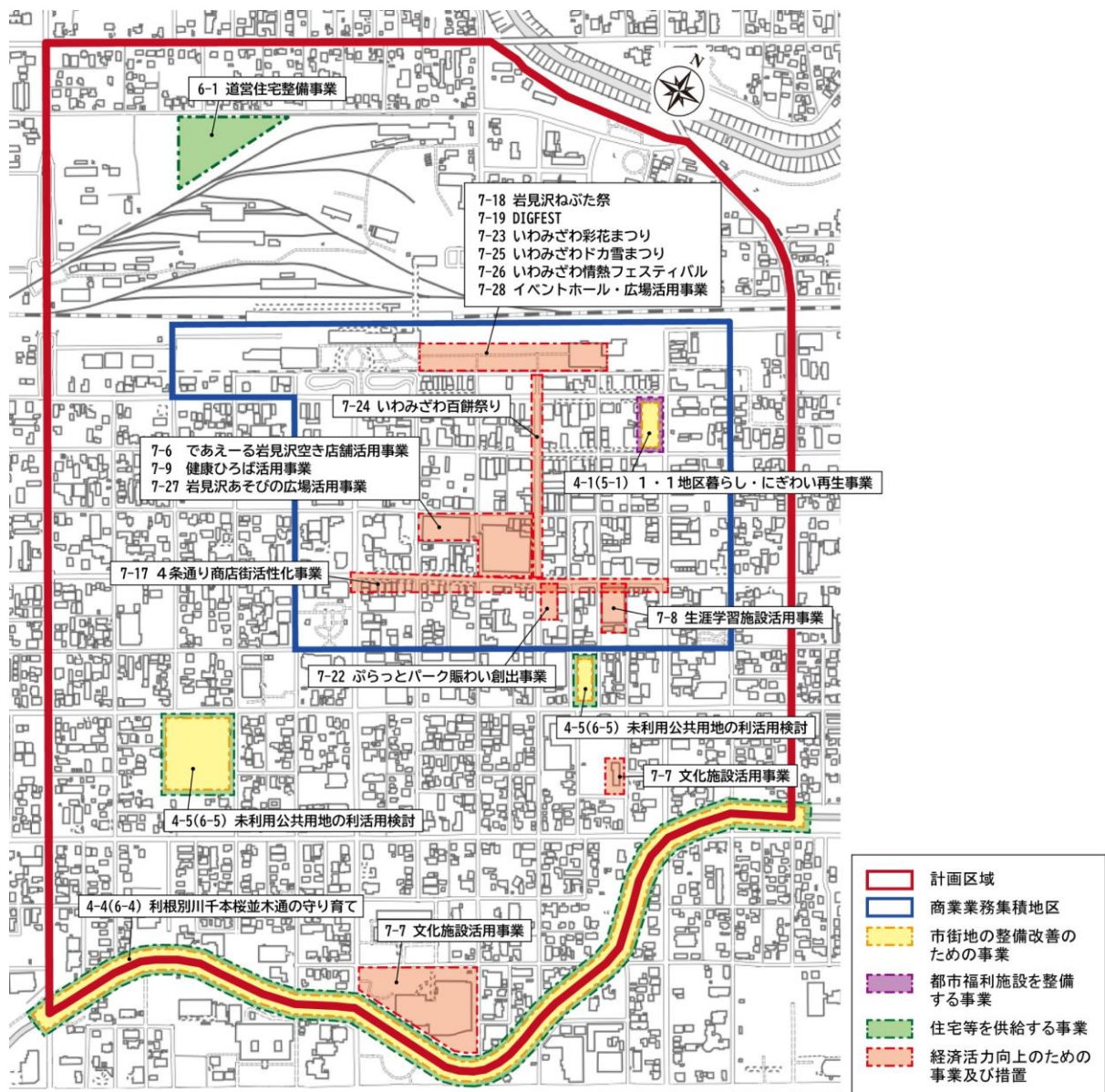
4章から8章までに掲げる事業一覧

全 46 事業（うち再掲 5 事業）

◎直接的に効果が見込まれる事業 ○間接的に効果が見込まれる事業

事業 番号	再掲 事業 番号	事業(新 規/継 続)	事業名	事業主体	支援 措置 区分	支援措置	支援主体	目標(目標指標)		
								目標Ⅰ 人口割合	目標Ⅱ 滞在時間	目標Ⅲ 会員数
4-1		新規	1・1地区暮らし・にぎわい再生事業	岩見沢商工会議所	(2)①	社会資本整備総合交付金 (暮らし・にぎわい再生事業)	国土交通省		○	○
4-2		継続	中心商店街除排雪事業	岩見沢中心商店街除雪協議会	(4)	—		○	○	
4-3		継続	ばらのまちづくり推進事業	岩見沢市、バラ育成ボランティア団体	(4)	—		○	○	
4-4		継続	利根別川千本桜並木道の守り育て	岩見沢市、利根別川をきれいにする市民の会、地域住民	(4)	—		○		
4-5		新規	未利用公共用地の利活用検討	岩見沢市	(4)	—		○	○	
5-1	4-1	新規	1・1地区暮らし・にぎわい再生事業	岩見沢商工会議所	(2)①	社会資本整備総合交付金 (暮らし・にぎわい再生事業)	国土交通省		○	○
6-1		新規	道営住宅整備事業	北海道	(3)	地域居住機能再生推進事業	国土交通省	◎	○	
6-2	4-2	継続	中心商店街除排雪事業	岩見沢中心商店街除雪協議会	(4)	—		○	○	
6-3	4-3	継続	ばらのまちづくり推進事業	岩見沢市、バラ育成ボランティア団体	(4)	—		○	○	
6-4	4-4	継続	利根別川千本桜並木道の守り育て	岩見沢市、利根別川をきれいにする市民の会、地域住民	(4)	—		○		
6-5	4-5	新規	未利用公共用地の利活用検討	岩見沢市	(4)	—		○	○	
7-1		新規	まちなか交流活性化支援事業	岩見沢市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	○	◎
7-2		新規	中心市街地エリアマネジメント支援事業	岩見沢市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	○
7-3		新規	観光イベント支援事業	岩見沢市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	○
7-4		新規	観光誘客促進支援事業	岩見沢市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	○
7-5		新規	新産業創出・雇用促進支援補助金	岩見沢市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	○
7-6		新規	であえーる岩見沢空き店舗活用事業	岩見沢市、株式会社振興いわみざわ	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	○	○
7-7		新規	文化施設活用事業	岩見沢市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	
7-8		新規	生涯学習施設活用事業	岩見沢市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	
7-9		新規	健康ひろば活用事業	岩見沢市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	○	
7-10		新規	教育大学連携事業	岩見沢市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	○	○
7-11		新規	デジタル人材育成・活躍支援事業	岩見沢市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	○
7-12		新規	中心市街地活性化効果検証事業	岩見沢市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	○	○
7-13		新規	中心市街地・商店街診断・サポート事業	岩見沢市中心市街地活性化協議会	(3)	中心市街地・商店街診断・サポート事業	経済産業省		○	○
7-14		継続	創業支援事業	岩見沢市	(3)	ローカースタートアップ支援制度	総務省		○	◎
7-15		新規	通年雇用促進支援事業	岩見沢市、通年雇用促進協議会	(3)	通年雇用促進事業	厚生労働省			○
7-16		新規	高齢者就業機会確保事業	岩見沢市	(3)	高齢者就業機会確保事業等補助金	厚生労働省		○	○
7-17		継続	4条通り商店街活性化事業	岩見沢市4条通り商店街振興組合	(3)	—			○	○
7-18		新規	岩見沢ねぶた祭	岩見沢ねぶたプロジェクト実行委員会	(3)	—			○	○
7-19		新規	DIGFEST	DIGFEST実行委員会	(3)	—			○	○
7-20		新規	キタノカオリブランディング事業	キタノカオリ普及促進協議会	(3)	—			○	○
7-21		新規	まちなか回遊コンテンツ創出事業	ミライデザイン実行委員会	(3)	—			○	○
7-22		新規	ぶらっとパーク賑わい創出事業	株式会社ZAWA.com、仲の店商工協同組合	(3)	—			○	○
7-23		継続	いわみざわ彩花まつり	いわみざわ彩花まつり実行委員会、一般社団法人岩見沢観光協会	(3)	—			○	○
7-24		継続	いわみざわ百餅祭り	いわみざわ百餅祭り実行委員会、一般社団法人岩見沢観光協会	(3)	—			○	○
7-25		継続	いわみざわドカ雪まつり	いわみざわドカ雪まつり実行委員会、一般社団法人岩見沢観光協会	(3)	—			○	○
7-26		継続	いわみざわ情熱フェスティバル	いわみざわ情熱フェスティバル実行委員会	(3)	—			○	○
7-27		継続	岩見沢市あそびの広場活用事業	岩見沢市	(4)	—		○	○	
7-28		継続	イベントホール・広場活用事業	岩見沢市、株式会社振興いわみざわ	(4)	—			○	○
7-29		新規	商工金融円滑化事業	岩見沢市	(4)	—		○	○	○
7-30		新規	南空知地域雇用対策協議会事業	岩見沢市、通年雇用促進協議会	(4)	—		○		○
7-31		新規	雇用対策事業	岩見沢市	(4)	—		○		○
7-32		新規	勤労者福祉事業	岩見沢市	(4)	—			○	○
7-33		新規	IWAMIZAWA CITY FREE Wi-Fi整備事業	岩見沢市	(4)	—			○	
7-34		新規	炭鉱遺産・日本遺産「炭鉄港」を活用した歴史・文化情報発信事業	NPO法人炭鉱の記憶推進事業団	(4)	—			○	○
8-1		新規	生活交通確保対策事業	岩見沢市、公共交通事業者、岩見沢市地域公共交通活性化協議会	(3)	地域公共交通確保維持改善事業	国土交通省	○	○	

～ 本計画区域内の一部分を対象とする事業 ～



～ 本計画区域内を対象とする事業 ～

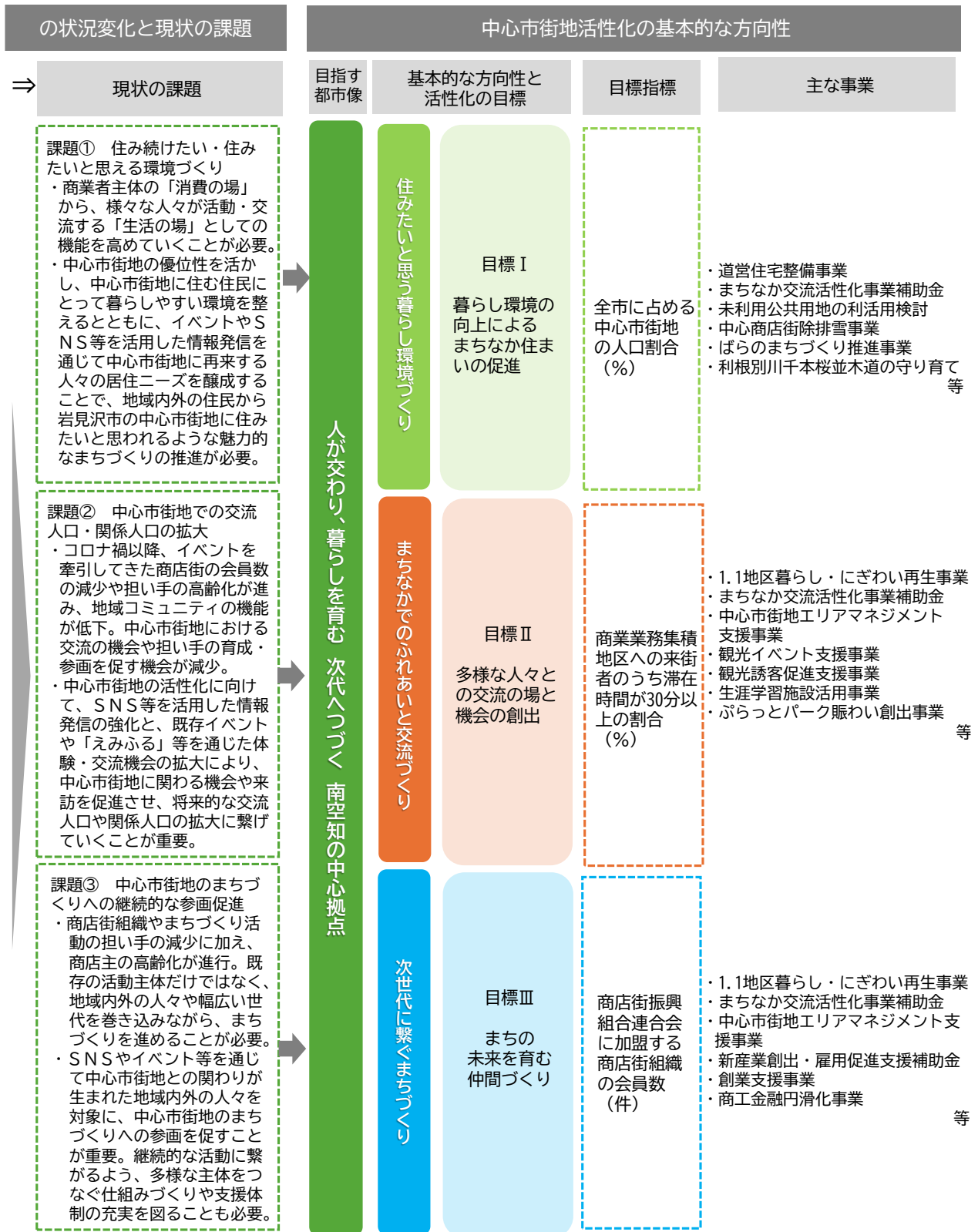
- | | |
|-------------------------|-------------------------------------|
| 4-2 (6-2) 中心商店街除排雪事業 | 7-15 通年雇用促進支援事業 |
| 4-3 (6-3) ばらのまちづくり推進事業 | 7-16 高齢者就業機会確保事業 |
| 7-1 まちなか交流活性化支援事業 | 7-20 キタノカオリブランディング事業 |
| 7-2 中心市街地エリアマネジメント支援事業 | 7-21 まちなか回遊コンテンツ創出事業 |
| 7-3 観光イベント支援事業 | 7-29 商工金融円滑化事業 |
| 7-5 新産業創出・雇用促進支援補助金 | 7-30 南空知地域雇用対策協議会事業 |
| 7-10 教育大学連携事業 | 7-31 雇用対策事業 |
| 7-11 デジタル人材育成・活躍支援事業 | 7-32 勤労者福祉事業 |
| 7-12 中心市街地活性化効果検証事業 | 7-33 IWAMIZAWA CITY FREE Wi-Fi 整備事業 |
| 7-13 中心市街地・商店街診断・サポート事業 | 8-1 生活交通確保対策事業 |
| 7-14 創業支援事業 | |

～ 本計画区域内外を対象とする事業 ～

- 7-4 観光誘客促進支援事業
7-34 炭鉱遺産・日本遺産「炭鉄港」を活用した歴史・文化情報発信事業

中心市街地活性化の課題と基本的な方向性の整理

第2期計画（平成27年4月～令和2年3月）					第2期計画終了後
目指す都市像	方針	中心市街地の活性化の目標	中心市街地の活性化の指標	指標の達成状況	状況変化
多世代のふれあいを育み、岩見沢らしい魅力を高めた「活性化の発信拠点」	住みたいと思う暮らし環境づくり	目標Ⅰ 暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進 - 中心市街地の未利用地等を活かし、幅広い年代層のまちなか居住のニーズを受け止める施策の展開を推進します。 - また、まちなかの暮らし環境の向上を図り、魅力あるまちなか居住を目指します。 ① まちなか居住の促進 ② 安全・安心で歩いて暮らせる環境づくり ③ 便利で快適、潤いを感じる暮らし環境づくり ④ まちなか居住の情報発信、空き地などの有効活用	中心市街地居住者人口	目標【未達成】 - 居住者人口は微増。 - 全市的な人口減少や高齢化に伴う自然減が影響。	【人口の状況】 - コロナ禍以降は中心市街地の居住者人口が再び減少に転じ、全市人口に占める割合も上昇幅が減少。 【商店街振興組合の状況】 - 令和4年度以降、加盟店舗数は大きく減少し、中心市街地におけるまちづくりの担い手や推進体制の弱体化。
	ふれあいと交流のある賑わいづくり	目標Ⅱ 岩見沢らしい賑わいづくりで生まれる回遊の促進 - 地域らしさを大切に取組や、交流拠点などを活かし、市民の交流や社会的、文化的活動が活発化する取り組みを展開します。 - また、商店街（口の字回廊）の回遊性を高めるため、個店の魅力向上や空き店舗対策などによる魅力ある商店街づくりを進めるとともに、中心市街地への交通アクセス性を高めていきます。	中心市街地歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均）	目標【未達成】 - 歩行者・自転車通行量は大幅に減少。 - 来街者の多くが「であえーる岩見沢」のみを利用。	
		目標Ⅲ 多世代がふれあうまちなか交流の促進 ① 地域資源の活用と歴史・文化にふれる機会の充実 ② 回遊を促す魅力的な場や商店街づくり ③ 多世代が集まり、交流できる場や機会の創出 ④ 利用しやすい交通環境の充実、情報発信機能の強化	商業業務集積地区空き店舗数	目標【達成】 - 空き店舗数は減少傾向。 - しかし、依然として約50の空き店舗が存在。	
			公共・公益施設利用者数	目標【達成】 公共・公益施設の利用者数は大幅に増加。	【空き地の状況】 - 中心市街地全体の空き地数は減少傾向にあるものの、小学校跡地等の大規模未利用地も存在している。 - 商業業務集積地区の空き地数は、平成13年から平成24年にかけて大きく増加し、平成25年以降はほぼ横ばいで推移。 【中心市街地の来街者の状況】 - 商業業務集積地区内の来街者数はコロナ禍の影響により減少し、令和2年度以降は減少傾向にある。 30分以上滞在した人の割合は、2期計画終了後も事業を継続実施したことで、コロナ禍より回復はしたもののコロナ禍前の令和元年の水準までは回復していない。



第4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

4.1 市街地の整備改善の必要性

4.1.1 現状分析

中心市街地では、商業機能の低下や人口減少の進行に伴い、空き地や空き店舗などの低未利用地が点在し、中心市街地の連続性や賑わいの低下が課題となっています。また、積雪寒冷地である本市においては、冬期の歩行空間の確保や移動環境の維持が重要であり、安全で快適な通行環境の確保が求められています。一方で、駅前通りのバラの植栽や利根別川沿いの桜並木など、市民と協働で育まれてきた良好な景観資源を有していることから、これらを活かした魅力ある都市空間の形成に引き続き取り組んでいくことが重要です。

4.1.2 市街地の整備改善の必要性

中心市街地の魅力と滞在性を高めるためには、低未利用地の有効活用や魅力的な都市空間の形成を進め、市街地全体の質を高めていくことが重要です。そのため、コワーキングスペース等を備えた複合施設の整備や、人が集い活動できる拠点の形成を図る必要があります。また、除排雪の取組による安全な歩行環境の確保や、市民と協働した景観づくりの充実を通じて、四季を通じて快適で魅力あるまちなか環境を実現していくことも必要です。さらに、未利用公共用地の活用検討を進めることで、地域の実情に応じた柔軟な土地利用を促進していく必要があります。

4.2 具体的な事業の内容

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

4-1 1・1 地区暮らし・にぎわい再生事業

【事業実施時期】	令和 10 年度～令和 13 年度		
【実施主体】	岩見沢商工会議所		
【実施内容】	1 条西 1 丁目に市民が随時利用できるコワーキングスペースを備えた複合施設を整備する。同建物には、岩見沢商工会議所の事務所を併設し、コワーキングスペースでは中心市街地活性化に関する協議や意見交換、商工会議所の経営指導員等による新商品やサービス開発、事業者間連携に向けたマッチング等の中小企業等への支援、創業支援、まちづくりの担い手育成に向けた取組の場としても活用する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		○
【活性化に資する理由】	日常利用とイベント活用を両立させることで滞在機能を高めるとともに、交流機会の創出を図ることで、商業業務集積地区の来街者数及び滞在時間の維持・増加に寄与する。また、商工会議所の経営指導員等による新事業展開、事業者間連携、創業等、事業活動に対する支援を予定し、これにより中心市街地への出店や起業等が促進されることで、まちづくりの担い手となる商店街組織の会員数の維持・向上にも寄与する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）		
【支援主体】	国土交通省		
【支援措置実施時期】	令和 10 年度～令和 13 年度		
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

4-2 中心商店街除排雪事業

【事業実施時期】	昭和 62 年度～		
【実施主体】	岩見沢中心商店街除雪協議会		
【実施内容】	特別豪雪地帯である岩見沢市において、北海道・市・商工会議所・地域が協調して歩道・車道の完全除排雪を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	○	
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○	
	③まちの未来を育む仲間づくり		
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	○	
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	○	
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		
【活性化に資する理由】	冬季でも徒歩・公共交通・自家用車で来街しやすい環境と店舗へのアクセス性・滞在性を確保し、商業業務集積地区の来街者数及び滞在時間の維持・増加に寄与する。また、商店街の経営環境の安定化や「冬でも暮らしやすい中心部」という評価を通じて、中心市街地の人口割合向上に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援主体】			
【支援措置実施時期】			
【その他特記事項】			

4-3 ばらのまちづくり推進事業

【事業実施時期】	平成 17 年度～		
【実施主体】	岩見沢市、バラ育成ボランティア団体		
【実施内容】	ＪＲ岩見沢駅からいわみざわ公園バラ園へ至る駅前通り等の沿道にて、市民や各種団体との協働による市の花「ばら」の育成管理を行い、バラの拠点の充実に取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		○
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		○
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		
【活性化に資する理由】	歩いて楽しい動線をつくり出し、来街者数・滞在時間の増加に寄与する。また、魅力的な景観形成により、定住・居住志向の醸成を通じて中心市街地の人口割合の維持・向上に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援主体】			
【支援措置実施時期】			
【その他特記事項】			

4-4 利根別川千本桜並木道の守り育て

【事業実施時期】	平成3年度～	
【実施主体】	岩見沢市、利根別川をきれいにする市民の会、地域住民	
【実施内容】	利根別川沿いの全長 2.2 km に渡り、市民植樹により植えられた約 1,000 本の桜並木を利根別川をきれいにする市民の会が中心となり育成管理し、周りの草刈及び剪定等を行う。また、毎年5月に「利根別川クリーニンググリーン作戦」を実施して、河川の清掃等を行う。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	○
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	
	③まちの未来を育む仲間づくり	
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	○
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	
【活性化に資する理由】	利根別川千本桜並木道は市民の散策やジョギングのルートとして利用され、また、利根別川沿いは緑豊かな住宅適地であり、その環境を守ること、居住環境が向上し、中心市街地の居住人口割合の維持・向上に寄与する。	
【支援措置名】		
【支援主体】		
【支援措置実施時期】		
【その他特記事項】		

4-5 未利用公共用地の利活用検討

【事業実施時期】	令和8年度～	
【実施主体】	岩見沢市	
【実施内容】	小学校跡地等の岩見沢市が所有する未利用公共用地について、民間事業者も含めた土地利用方策を検討する。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	○
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○
	③まちの未来を育む仲間づくり	
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	○
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が30分以上の割合	○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	
【活性化に資する理由】	未利用地の利活用方策を明確化することで、周辺エリアへの居住や民間による投資ニーズを喚起し、まちなかへの人口定着を促進する。これにより、日常の買物・サービス利用等で商業業務集積地区を利用する人の基礎的な数が高まり、滞在時間が一定以上の来街者増加に寄与する。	
【支援措置名】		
【支援主体】		
【支援措置実施時期】		
【その他特記事項】		

第5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

5.1 都市福利施設の整備の必要性

5.1.1 現状分析

中心市街地は、「市民交流施設であえーる岩見沢」を核として、「岩見沢市生涯学習センターいわなび」、「まなみーる文化センター」、「イベントホール赤れんが」などの教育・文化・交流機能や様々な医療施設等、多数の都市福利施設が立地しています。特に、平成 28 年 3 月に開設した「こども・子育てひろば『えみふる』」や平成 29 年 4 月に開設した「いわみざわ健康ひろば」の整備により、子育て世代から高齢者まで幅広い世代の利用が促進されています。

5.1.2 都市福利施設の整備の必要性

既存の都市福利施設の集積により生活利便性は一定程度確保されているものの、本計画の方針として掲げる中心市街地を「生活の場」として再構築するためには、さらなる機能の充実が求められます。そのためには、コワーキングスペースやイベントスペース等、日常利用とイベント活用を両立させる機能の拡充により、居住者等の利便性の向上、交流機会の創出を図ることで、まちの持続的な活力の向上につなげていく必要があります。

5.2 具体的な事業の内容

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

5-1 1・1 地区暮らし・にぎわい再生事業（再掲 4-1）

【事業実施時期】	令和 10 年度～令和 13 年度		
【実施主体】	岩見沢商工会議所		
【実施内容】	1 条西 1 丁目に市民が随時利用できるコワーキングスペースを備えた複合施設を整備する。同建物には、岩見沢商工会議所の事務所を併設し、コワーキングスペースでは中心市街地活性化に関する協議や意見交換、商工会議所の経営指導員等による新商品やサービス開発、事業者間連携に向けたマッチング等の中小企業等への支援、創業支援、まちづくりの担い手育成に向けた取組の場としても活用する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		○
【活性化に資する理由】	日常利用とイベント活用を両立させることで滞在機能を高めるとともに、交流機会の創出を図ることで、商業業務集積地区の来街者数及び滞在時間の維持・増加に寄与する。また、商工会議所の経営指導員等による新事業展開、事業者間連携、創業等、事業活動に対する支援を予定し、これにより中心市街地への出店や起業等が促進されることで、まちづくりの担い手となる商店街組織の会員数の維持・向上にも寄与する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）		
【支援主体】	国土交通省		
【支援措置実施時期】	令和 10 年度～令和 13 年度		
【その他特記事項】			

第6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

6.1 まちなか居住の推進の必要性

6.1.1 現状分析

共同住宅の供給、交流機能や各種イベントの実施を通して中心市街地に訪れた人が魅力や利便性を感じたことによる居住ニーズの醸成により、中心市街地の人口割合は上昇に転じたものの、居住人口は減少を続けています。また、中心市街地には空き地や空き店舗などの低未利用の土地・建物が多くあり、土地利用の効率性やまちの連続性の観点からも利活用が課題となっています。

6.1.2 まちなか居住の推進の必要性

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画で掲げる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けては、公共交通や生活利便施設が集積する中心市街地への居住誘導が重要です。市民アンケート調査で、居住環境として重要と考えられている、スーパーや飲食店、公共交通、病院・福祉施設などが近くに整っている中心市街地において、既存住宅ストックの活用や低未利用地の有効活用により住宅・住宅地の供給を進めるとともに居住環境向上を図ることで、一定の居住人口を確保し、地域コミュニティの維持や生活サービスの持続にかなげる必要があります。

6.2 具体的事業の内容

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

6-1 道営住宅整備事業

【事業実施時期】	令和６年度～		
【実施主体】	北海道		
【実施内容】	ＪＲ岩見沢駅北の有明中央に１棟 60 戸の公営住宅を整備する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	◎	
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○	
	③まちの未来を育む仲間づくり		
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	◎	
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	○	
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		
【活性化に資する理由】	郊外の道営住宅の移転のため入居が確実であり、完成後、早期に全市に占める中心市街地の人口割合の維持・向上に寄与する。また、日常の買物・サービス利用や通勤・通学などで商業業務集積地区を利用する人の基礎的な数が高まることで、滞在時間が 30 分以上の来街者の割合の維持・増加に寄与する。		
【支援措置名】	地域居住機能再生推進事業		
【支援主体】	国土交通省		
【支援措置実施時期】	令和６年度～		
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

6-2 中心商店街除排雪事業（再掲 4-2）

【事業実施時期】	昭和 62 年度～		
【実施主体】	岩見沢中心商店街除雪協議会		
【実施内容】	特別豪雪地帯である岩見沢市において、北海道・市・商工会議所・地域が協調して歩道・車道の完全除排雪を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	○	
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○	
	③まちの未来を育む仲間づくり		
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	○	
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	○	
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		
【活性化に資する理由】	冬季でも徒歩・公共交通・自家用車で来街しやすい環境と店舗へのアクセス性・滞在性を確保し、商業業務集積地区の来街者数及び滞在時間の維持・増加に寄与する。また、商店街の経営環境の安定化や「冬でも暮らしやすい中心部」という評価を通じて、中心市街地の人口割合向上に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援主体】			
【支援措置実施時期】			
【その他特記事項】			

6-3 ばらのまちづくり推進事業（再掲 4-3）

【事業実施時期】	平成 17 年度～		
【実施主体】	岩見沢市、バラ育成ボランティア団体		
【実施内容】	ＪＲ岩見沢駅からいわみざわ公園バラ園へ至る駅前通り等の沿道にて、市民や各種団体との協働による市の花「ばら」の育成管理を行い、バラの拠点の充実に取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		○
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		○
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		
【活性化に資する理由】	歩いて楽しい動線をつくり出し、来街者数・滞在時間の増加に寄与する。また、魅力的な景観形成により、定住・居住志向の醸成を通じて中心市街地の人口割合の維持・向上に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援主体】			
【支援措置実施時期】			
【その他特記事項】			

6-4 利根別川千本桜並木道の守り育て（再掲 4-4）

【事業実施時期】	平成3年度～	
【実施主体】	岩見沢市、利根別川をきれいにする市民の会、地域住民	
【実施内容】	利根別川沿いの全長 2.2 km に渡り、市民植樹により植えられた約 1,000 本の桜並木を利根別川をきれいにする市民の会が中心となり育成管理し、周りの草刈及び剪定等を行う。また、毎年5月に「利根別川クリーングリーン作戦」を実施して、河川の清掃等を行う。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	○
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	
	③まちの未来を育む仲間づくり	
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	○
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	
【活性化に資する理由】	利根別川千本桜並木道は市民の散策やジョギングのルートとして利用され、また、利根別川沿いは緑豊かな住宅適地であり、その環境を守ること、居住環境が向上し、中心市街地の居住人口割合の維持・向上に寄与する。	
【支援措置名】		
【支援主体】		
【支援措置実施時期】		
【その他特記事項】		

6-5 未利用公共用地の利活用検討（再掲 4-5）

【事業実施時期】	令和８年度～	
【実施主体】	岩見沢市	
【実施内容】	小学校跡地等の岩見沢市が所有する未利用公共用地について、民間事業者も含めた土地利用方策を検討する。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	○
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○
	③まちの未来を育む仲間づくり	
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	○
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	
【活性化に資する理由】	未利用地の利活用方策を明確化することで、周辺エリアへの居住や民間による投資ニーズを喚起し、まちなかへの人口定着を促進する。これにより、日常の買物・サービス利用等で商業業務集積地区を利用する人の基礎的な数が高まり、滞在時間が一定以上の来街者増加に寄与する。	
【支援措置名】		
【支援主体】		
【支援措置実施時期】		
【その他特記事項】		

第7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

7.1 経済活力の向上の必要性

7.1.1 現状分析

中心市街地においては、「であえーる岩見沢」内の「えみふる」に年間約6万人が訪れ、その約7割が市外からの来訪者であるなど、市外からの広域集客拠点として賑わいを生み出しています。また、「いわみざわドカ雪まつり」や「いわみざわ百餅祭り」など地域の特色あるイベントは、地域内外の人々との交流の機会となるだけでなく、地域コミュニティの維持やまちづくり活動の担い手の育成・参画を促す役割を果たしてきました。しかし、コロナ禍以降は、イベントを牽引してきた商店街の会員数の減少や担い手の高齢化が進んだことで、地域コミュニティの機能が低下しています。さらに、小売業の事業所数は減少傾向にあり、店主の高齢化や後継者不足、デジタル技術の活用の遅れなど、商業機能の維持に向けた課題が顕在化しています。

7.1.2 経済活力の向上の必要性

中心市街地の経済活力を高めていくためには、地域内外から多様な人々が訪れ、滞在し、継続的に関わるきっかけを生み出していくことが重要です。そのためには、既存のイベントや商業活動・交流機会の充実に加え、空き店舗や未利用地を活用した新たな交流機会の創出を図るとともに、来訪者に対するSNS等を活用した情報発信や関係人口・リピーターの獲得などにつなげる仕組みづくりが必要です。また、事業者支援や創業支援を通じた新たな担い手を確保・育成するとともに、来訪者の居住ニーズの醸成を通じた中心市街地の人口割合の維持・向上を一体的に進めることで、商業機能の維持・向上による地域経済の活力向上を図っていく必要があります。

7.2 具体的事業の内容等

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

7-1 まちなか交流活性化支援事業

【事業実施時期】	令和6年度～令和13年度	
【実施主体】	岩見沢市	
【実施内容】	まちづくり・デジタル活用セミナー、新商品・新サービス導入への設備投資などのまちなかの交流活性化に寄与する以下の事業を行う者に対し補助金を交付する。 ①イベント開催や情報発信等の事業（i、vi） ②空き店舗への出店時における改修・設備導入（v） ③まちづくりやデジタル活用に関するセミナー等の開催（ii、iii） ④新商品や新サービス提供のための設備導入（vi）	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	○
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○
	③まちの未来を育む仲間づくり	◎
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	○
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が30分以上の割合	○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	◎
【活性化に資する理由】	イベント開催、情報発信、空き店舗等への出店など、交流の場や機会創出の取組を支援することで、商業業務集積地区の来街者数と滞在時間の増加に寄与するとともに、空き店舗への新規出店者の商店街組織への加入により会員数の維持・増加の効果が発現する。また、暮らしの利便性と賑わいの向上を通じて中心市街地の人口割合の維持・向上にも寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業	
【支援主体】	総務省	
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	
【その他特記事項】	区域内	

7-2 中心市街地エリアマネジメント支援事業

【事業実施時期】	令和9年度～令和13年度		
【実施主体】	岩見沢市		
【実施内容】	公共公益施設や公園等を活用したイベント開催・誘致、SNSを活用したイベント・店舗等の情報発信及びフォロワーの拡大、商店街・市民・学生等の多様な主体との連携促進に向けた働きかけ、並びにまちづくり人材の発掘・育成、低未利用不動産の利活用のほか、各種実証及びデータ分析を通じた情報提供や事業改善など、岩見沢商工会議所、まちづくり会社、商店街振興組合連合会及び北海道教育大学岩見沢校まちづくりデザイン研究室の4者が協調して行うエリアマネジメントの取組に対し、イベント、調査、実証、情報発信その他の各取組の実施に必要な経費を対象に補助金を交付する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が30分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		○
【活性化に資する理由】	継続的な催事創出と情報発信の強化を通じて商業業務集積地区への来訪動機を高め、来街者数及び滞在時間の増加に寄与する。また、商店街での活動と関わりが少ない学生や市民等の参画機会を拡充することにより、将来の担い手及び次世代の商店街組織の構成員候補の育成が図られ、商店街組織の会員数の維持・向上に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援主体】	総務省		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月		
【その他特記事項】	区域内		

7-3 観光イベント支援事業

【事業実施時期】	令和9年度～令和13年度		
【実施主体】	岩見沢市		
【実施内容】	彩花まつり、百餅祭り、情熱フェスティバル、ドカ雪まつりなどの域外からの来街者を誘引するイベント開催を支援する。具体的には、当該イベントの実施者に対し、会場設営や機材等に要する費用、企画から運営に係るスタッフ等の確保に要する費用、広報宣伝費、安全対策費など、イベントの開催に直接必要となる経費を対象として補助金又は負担金を交付し、集客力の向上と円滑な運営を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が30分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		○
【活性化に資する理由】	市内外からの交流人口を呼び込むことで、商業業務集積地区への来街者数及び滞在時間の増加に寄与するとともに、観光需要による商業の事業環境の向上により創業や新規出店を促すことで商店街組織の会員数の維持・増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援主体】	総務省		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月		
【その他特記事項】	区域内		

7-4 観光誘客促進支援事業

【事業実施時期】	令和9年度～令和13年度	
【実施主体】	岩見沢市	
【実施内容】	JR岩見沢駅周辺の中心市街地を地域観光の玄関口として、ワイナリー、バラ園、炭鉱遺産、自然体験等の区域内外にある地域資源を結ぶ観光商品・モニターツアー等の開発及び実施に取り組む者に対し、当該観光商品・モニターツアー等の開発及び実施に係る経費を対象に補助金を交付する。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○
	③まちの未来を育む仲間づくり	○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が30分以上の割合	○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	○
【活性化に資する理由】	郊外や周辺市町が有する地域資源（ワイナリー等）への観光需要を、玄関口である中心市街地に呼び込み、飲食や買い物等の都市機能と結びつけることで、商業業務集積地区における来街者数・滞在時間の増加を図る。この交流人口の増加は、中心市街地における商業の事業環境を向上させ、新たな創業や新規出店を誘発することで、商店街組織の会員数の維持・増加に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業	
【支援主体】	総務省	
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	
【その他特記事項】	区域内外	

7-5 新産業創出・雇用促進支援補助金

【事業実施時期】	令和2年度～令和13年度	
【実施主体】	岩見沢市	
【実施内容】	空き店舗・事務所等において、情報通信技術関連企業やベンチャー企業等が事業所を開設・増設する取組を支援する。具体的には、当該事業者に対し、事業所の開設・増設に伴う初期費用、事業環境の整備に要する費用、新規雇用者の研修に要する費用等、事業所の開設・増設に必要な経費を対象として補助金を交付する。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○
	③まちの未来を育む仲間づくり	○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が30分以上の割合	○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	○
【活性化に資する理由】	新たな雇用機会とビジネス拠点の立地を促進し、通勤者や来客等による日常的な人流を増やして商業業務集積地区の来街者数や滞在時間の底上げや商店街組織の会員数の維持・増加に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業	
【支援主体】	総務省	
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	
【その他特記事項】	区域内	

7-6 であえーる岩見沢空き店舗活用事業

【事業実施時期】	令和9年度～令和13年度		
【実施主体】	岩見沢市、株式会社振興いわみざわ		
【実施内容】	であえーる岩見沢の十数年利用されていない地階店舗スペースをはじめ、点在する空きスペースへの都市機能の試験導入など、利活用に向けた調査・検討を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	○	
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○	
	③まちの未来を育む仲間づくり	○	
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	○	
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が30分以上の割合	○	
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	○	
【活性化に資する理由】	長期間未利用であった店舗スペースを再生することで、であえーる岩見沢全体の魅力向上と利便性の向上を図り、商業業務集積地区への来街者数及び滞在時間の増加に寄与する。また、当該取組によって、出店者や新規創業者の商店街組織への加入による会員数の維持・増加や中心市街地における飲食・買い物環境の充実を通じて、暮らしの利便性向上による中心市街地の人口割合の維持・向上にも寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援主体】	総務省		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月		
【その他特記事項】	区域内		

7-7 文化施設活用事業

【事業実施時期】	平成 15 年度～令和 13 年度		
【実施主体】	岩見沢市		
【実施内容】	岩見沢市民会館・文化センター及び岩見沢市絵画ホールを活用し、市民参加型の文化祭や絵画の企画展等を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		
【活性化に資する理由】	市民の文化祭等の開催に伴う来館需要を生み、中心部への来訪機会を創出することで、来街者数及び滞在時間の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援主体】	総務省		
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月		
【その他特記事項】	区域内		

7-8 生涯学習施設活用事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～令和 13 年度	
【実施主体】	岩見沢市	
【実施内容】	生涯学習センターいわなびを拠点に、子どもから高齢者までを対象とした学び・交流・体験の機会を提供するイベント等を継続的に開催する。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○
	③まちの未来を育む仲間づくり	
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	
【活性化に資する理由】	講座・学習支援・交流事業・展示等への参加を通じて来訪機会を増やし、来街者数の増加に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業	
【支援主体】	総務省	
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月	
【その他特記事項】	区域内	

7-9 健康ひろば活用事業

【事業実施時期】	令和 5 年度～令和 13 年度		
【実施主体】	岩見沢市		
【実施内容】	であえーる岩見沢駐車場ビル 1 階に整備した「いわみざわ健康ひろば」を拠点に、各種健診や健康チェック、保健師・管理栄養士による健康相談、北海道大学との連携による多様な健康づくりプログラムの提供、健康をテーマとするイベントを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	○	
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○	
	③まちの未来を育む仲間づくり		
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	○	
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	○	
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		
【活性化に資する理由】	健診・相談・健康づくりプログラム・イベントの実施により、中心市街地へ継続的に通う目的を創出し、来街者数及び滞在時間の維持・増加に寄与する また、健康づくり・介護予防の拠点機能を中心部に置くことで、日常生活の利便性と安心感を高め、特に高齢者を含む居住継続を支えし、中心市街地の人口割合の維持・向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援主体】	総務省		
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月		
【その他特記事項】	区域内		

7-10 教育大学連携事業

【事業実施時期】	平成 21 年度～令和 13 年度	
【実施主体】	岩見沢市	
【実施内容】	北海道教育大学岩見沢校と連携して J R 岩見沢駅舎の有明交流プラザ内に設置する北海道教育大学岩見沢校 BOX(通称: i-BOX)を核に、学生の創作・研究・発表等を地域へ展開し、芸術・文化を通じた交流機会の創出を行う。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	○
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○
	③まちの未来を育む仲間づくり	○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	○
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	○
【活性化に資する理由】	学生と地域との交流機会が増えることで、来訪目的が生まれ、商業業務集積地区の来街者数及び滞在時間の維持・増加に寄与する。また、学生と地域の接点が強化されることで、卒業後の地元定着や地域での就業・居住の選択肢が広がり、まちづくりの担い手となる商店街組織の会員数の維持・増加や将来的な中心市街地の人口割合の維持・向上に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業	
【支援主体】	総務省	
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月	
【その他特記事項】	区域内	

7-11 デジタル人材育成・活躍支援事業

【事業実施時期】	令和 5 年度～令和 13 年度		
【実施主体】	岩見沢市		
【実施内容】	市民が参加しやすい中心市街地を会場に、就業機会の創出やスキルアップ、リスキリングを目的に教育機関や市内企業と連携し、デジタル技術を仕事に活かすための実践型研修を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		○
【活性化に資する理由】	デジタル技術の活用が遅れている商店街の情報発信力向上や店舗情報の整備、キャッシュレス・オンライン対応が促進され、来店前の認知・比較・来訪動機を高め、商業業務集積地区の来街者数及び滞在時間の維持・増加に寄与する。また、デジタル化による販路拡大・業務効率化は、個店の売上確保、人手不足への対応、事業継続力の向上に資することから、商店街活動の担い手確保や組織基盤の維持にも波及し、商店街組織の会員数の維持・向上に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援主体】	総務省		
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月		
【その他特記事項】	区域内		

7-12 中心市街地活性化効果検証事業

【事業実施時期】	令和 12 年度～令和 13 年度		
【実施主体】	岩見沢市		
【実施内容】	本計画に位置付けた各種事業の進捗状況及び目標指標の達成状況について総合的な検証を行うとともに、住民アンケート調査等を活用した事業効果の把握・分析を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		○
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		○
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		○
【活性化に資する理由】	効果検証結果を踏まえ、計画期間内における目標指標の確実な達成に向けた必要な施策の改善・見直しや関係機関との協議・調整を行い、最終的な目標達成に向けた実効性のある取組を推進する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援主体】	総務省		
【支援措置実施時期】	令和 12 年 4 月～令和 14 年 3 月		
【その他特記事項】	区域内		

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

7-13 中心市街地・商店街診断・サポート事業

【事業実施時期】	令和9年度～令和13年度		
【実施主体】	岩見沢市中心市街地活性化協議会		
【実施内容】	中心市街地の活性化に向け、専門家による診断及び助言を受けながら、事業推進に係る支援を実施する。また、中心市街地活性化基本計画の進捗状況や事業効果の検証に対する助言を受け、必要な施策の見直し及び次期アクションプランの検討に活用する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が30分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		○
【活性化に資する理由】	本事業により、中心市街地及び商店街の課題分析並びに事業効果の検証を行い、目標達成に向けた施策の見直し及び改善を図る。また、商業者や関係団体との連携強化を促進することで、滞在時間の増加及び商店街組織に加盟する会員数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地・商店街等診断・サポート事業		
【支援主体】	経済産業省		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月		
【その他特記事項】			

7-14 創業支援事業

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	岩見沢市、岩見沢商工会議所		
【実施内容】	相談窓口の設置、創業塾の開催、融資相談等を通じて、創業希望者が事業化に向けて必要となる知識習得、事業計画の具体化、資金調達等を一体的に支援し、地域における新たな事業者の創出と定着を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		◎
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が30分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		◎
【活性化に資する理由】	中心市街地での出店・開業を後押しし、商業業務集積地区の店舗・サービスの充実を通じて来街者数及び滞在時間の増加に寄与する。また、創業者の参画により商店街等の担い手を拡大し、商店街組織の会員数の維持・向上に資する。		
【支援措置名】	ローカルスタートアップ支援制度		
【支援主体】	総務省		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～		
【その他特記事項】			

7-15 通年雇用促進支援事業

【事業実施時期】	平成 19 年度～	
【実施主体】	岩見沢市、通年雇用促進協議会	
【実施内容】	季節労働者の通年雇用化を促進するため、季節労働者を雇用可能な事業所を対象に、会社規模や仕事内容に応じた人材獲得の考え方を整理し、多様な人材の多様な働き方の事例を学ぶ機会を提供するとともに、働き方改革等の推進に伴う人材確保力及び定着支援力の向上を通じて事業者の経営基盤強化を図る事業である。具体的には、中心市街地の公共公益施設等を会場として、事業者向けの「経営者向けセミナー」及び「管理職向けセミナー」を開催し、雇用の安定化と人材定着に向けた実践的な学びを支援する。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	
	③まちの未来を育む仲間づくり	○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	○
【活性化に資する理由】	地域事業者の人材確保・定着が進むことで、まちづくりの担い手となる商店街組織の会員数の維持・向上に寄与する。	
【支援措置名】	通年雇用促進事業	
【支援主体】	厚生労働省	
【支援措置実施時期】	平成 19 年 4 月～	
【その他特記事項】		

7-16 高齢者就業機会確保事業

【事業実施時期】	平成 20 年度～		
【実施主体】	岩見沢市		
【実施内容】	定年退職者等の高齢退職者を対象に、生きがいの充実と社会参加の推進を図ることを目的として、希望に応じた臨時的・短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会を確保する事業である。あわせて、中心市街地での交流機会を設け、日常的な外出・滞在のきっかけづくりを行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		○
【活性化に資する理由】	高齢者の外出機会と社会参加が増え、中心部での交流・買い物・用務などの行動が促されることで、商業業務集積地区の来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合の維持・増加に寄与する。また、高齢者の就業機会の確保は所得・生活の安定や地域活動への関わりを支え、中心部の事業者を含む地域経済の下支えにもつながることから、商店街の活動基盤の維持を通じて、商店街組織の会員数の維持・向上に寄与する。		
【支援措置名】	高齢者就業機会確保事業等補助金		
【支援主体】	厚生労働省		
【支援措置実施時期】	平成 20 年 4 月～		
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

7-17 4条通り商店街活性化事業

【事業実施時期】	平成 22 年度～		
【実施主体】	岩見沢市 4 条通り商店街振興組合		
【実施内容】	いわみざわ百餅祭りに協賛したチビッ子百白まつり、年末年始大売出し、岩見沢ねぶた祭と連携したアーケードのデコレーションなど、他団体・他催事と連携しながら年間を通じて多様な取組を展開する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		○
【活性化に資する理由】	季節ごとの催事と商店街装飾等によって来訪動機と滞在性を高め、来街者数及び滞在時間の増加に寄与する。また、共同販促やイベント参画の機会を通じて担い手の育成につなげることにより、商店街組織の会員数の維持・向上に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援主体】			
【支援措置実施時期】			
【その他特記事項】			

7-18 岩見沢ねぶた祭

【事業実施時期】	令和3年度～	
【実施主体】	岩見沢ねぶたプロジェクト実行委員会	
【実施内容】	北海道教育大学岩見沢校の学生(青森出身)の呼びかけを契機に 2021 年に始まったイベントである。学生が中心となって企画・運営を担い、商店街でのワークショップ等を通じて大学関係者、地域の事業者、市民と連携して開催することで、中心市街地の賑わい創出と地域の交流促進を図る。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○
	③まちの未来を育む仲間づくり	○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	○
【活性化に資する理由】	学生主体の企画と商店街でのワークショップ、イベント開催により来訪・滞在の動機を生み出すことで、商業業務集積地区の来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合の維持・増加に寄与する。また、大学・商店街・事業者・市民の協働を通じて地域活動の担い手や関係人口を拡大し、商店街の活力や参画機会を高めることで、商店街組織の会員数の維持・向上に寄与する。	
【支援措置名】		
【支援主体】		
【支援措置実施時期】		
【その他特記事項】		

7-19 DIGFEST

【事業実施時期】	令和４年度～		
【実施主体】	DIGFEST実行委員会		
【実施内容】	イベントホール及び駅東市民広場公園を会場に、道内外のインディーズバンドのライブとキッチンカー、子ども向けアトラクション等を組み合わせた音楽イベント「DIGFEST」を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		○
【活性化に資する理由】	音楽ファンや家族連れなど多様な層を中心市街地に呼び込み、会場への往来や周辺店舗への立ち寄りを通じて、商業業務集積地区の来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合の維持・増加に寄与する。また、商店街や飲食店等との協働や連動企画を通じた事業環境の向上や、都市の文化的魅力の向上を通じて、商店街組織の会員数の維持・向上に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援主体】			
【支援措置実施時期】			
【その他特記事項】			

7-20 キタノカオリブランディング事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	キタノカオリ普及促進協議会		
【実施内容】	岩見沢産小麦「キタノカオリ」を使ったパンをパン店・飲食店で統一的にプロモーションし、スタンプラリーや創作パンコンテストを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が30分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		○
【活性化に資する理由】	食をテーマに複数店舗・会場を巡ることで来訪・滞在の動機を生み出し、商業業務集積地区の来街者数と滞在時間の増加に寄与する。また、参加店舗の売上向上とブランド効果により、事業環境が向上し、商店街組織の会員数の維持・増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援主体】			
【支援措置実施時期】			
【その他特記事項】			

7-21 まちなか回遊コンテンツ創出事業

【事業実施時期】	令和8年度～	
【実施主体】	ミライデザイン実行委員会	
【実施内容】	中心市街地の店舗や店主に焦点を当てた回遊型コンテンツを創出・実施する事業である。具体的には、カード収集や謎解きといったゲーム性を取り入れた店舗訪問型の参加型企画を実施する。これにより、親子を中心とした来街者のまちなかにおける回遊を促すとともに、店舗（店主）と消費者の新たな接点や交流機会を創出する。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○
	③まちの未来を育む仲間づくり	○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が30分以上の割合	○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	○
【活性化に資する理由】	商店や店主と消費者との接点・交流機会を創出することで、商業業務集積地区における来街者数の増加や滞在時間の延長に寄与する。また、個店や商店街のファン獲得につながり、商店街組織の会員数の維持・増加にも寄与する。	
【支援措置名】		
【支援主体】		
【支援措置実施時期】		
【その他特記事項】		

7-22 ぷらっとパーク賑わい創出事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	株式会社 ZAWA.com、仲の店商工協同組合		
【実施内容】	4条西2丁目のぷらっとパークを拠点に、隣接するナカノタナ市場で購入した食材を活用してバーベキューを楽しむビアガーデンの実施や、学生団体等と連携したイベント開催を通じて、中心市街地に滞在型の賑わいと交流機会を創出する事業である。あわせて、商店街振興組合連合会と連携した情報発信を行うとともに、ナカノタナ市場のテナントリーシングを進め、商業機能の充実と継続的な集客基盤の強化を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が30分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		○
【活性化に資する理由】	飲食イベントや連携催事により「まちなかで過ごす理由」を増やすことで、商業業務集積地区の来街者のうち滞在時間が30分以上の割合の維持・増加に寄与する。また、市場テナントの入居促進や出店者とのネットワーク形成により商店街・事業者の活動基盤を強化し、商店街組織の会員数の維持・向上に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援主体】			
【支援措置実施時期】			
【その他特記事項】			

7-23 いわみざわ彩花まつり

【事業実施時期】	昭和 52 年度～	
【実施主体】	いわみざわ彩花まつり実行委員会、一般社団法人岩見沢観光協会	
【実施内容】	1977 年から続く岩見沢の夏の花の祭典。あやめ公園・いわみざわ公園バラ園（色彩館）等の郊外の観光資源を活用しつつ、岩見沢駅東市民広場や中心商店街を拠点に農産物フェア、飲食・体験ブース、観光踊り、駅前ライトアップ等を展開する。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○
	③まちの未来を育む仲間づくり	○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	○
【活性化に資する理由】	商業業務集積地区の来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合の維持・増加に寄与するとともに、商店街や飲食店等との連動企画を通じた事業環境の向上や、都市の文化的魅力の向上を通じて、商店街組織の会員数の維持・向上に寄与する。	
【支援措置名】		
【支援主体】		
【支援措置実施時期】		
【その他特記事項】		

7-24 いわみざわ百餅祭り

【事業実施時期】	昭和 58 年～	
【実施主体】	いわみざわ百餅祭り実行委員会、一般社団法人岩見沢観光協会	
【実施内容】	1983 年の岩見沢市開基 100 年を契機に、商店街振興と五穀豊穡・商売繁盛・長寿を願って開始した岩見沢市を代表するイベントである。商店街(栄通り、4 条通り、3 条通り等)を会場に歩行者天国を形成し、世界最大級の大臼と杵によるヨイトマケ方式の大臼餅つきや、つきたて餅のお汁粉を振る舞う。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○
	③まちの未来を育む仲間づくり	○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	○
【活性化に資する理由】	イベント開催による交流機会の創出を通じて、商業業務集積地区の来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合の維持・増加に寄与する。あわせて、商店街・事業者の出店や連動企画の機会を創出し、事業環境の向上と商店街活動の活性化を通じて、商店街組織の会員数の維持・向上に寄与する。	
【支援措置名】		
【支援主体】		
【支援措置実施時期】		
【その他特記事項】		

7-25 いわみざわドカ雪まつり

【事業実施時期】	平成 2 年度～	
【実施主体】	いわみざわドカ雪まつり実行委員会、一般社団法人岩見沢観光協会	
【実施内容】	年間 10m を超える豪雪に象徴される「豪雪の街」岩見沢の地域特性を生かし、昭和 30 年代の冬季行事を源流として市民参加型の冬の祭典へ発展してきたイベントである。駅東市民広場公園及びイベントホール赤れんがを主会場に、人間ばん馬選手権、巨大滑り台など雪国ならではの体験と、きじ鍋・豚汁等の振る舞い、屋台村などを展開し、冬期のまちなかでの交流の場と機会を創出する。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○
	③まちの未来を育む仲間づくり	○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	○
【活性化に資する理由】	イベント開催による交流機会の創出を通じて、商業業務集積地区の来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合の維持・増加に寄与するとともに、出店・協賛・運営参画を通じた事業者・商店街の関与機会を広げることで、商店街組織の会員数の維持・向上に寄与する。	
【支援措置名】		
【支援主体】		
【支援措置実施時期】		
【その他特記事項】		

7-26 いわみざわ情熱フェスティバル

【事業実施時期】	平成 18 年度～	
【実施主体】	いわみざわ情熱フェスティバル実行委員会	
【実施内容】	岩見沢産の農産物(米・野菜等)や加工品、特産品、地元企業製品の販売・PR、地元食材を活用した飲食ブース、ステージイベントや体験コーナー等を展開し、岩見沢の「いいもの」の魅力発信と交流促進、産業振興を図る事業である。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○
	③まちの未来を育む仲間づくり	○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	○
【活性化に資する理由】	中心市街地への来訪動機を強化することで、商業業務集積地区の来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合の維持・増加に寄与する。あわせて、商店街・事業者の出店や連動企画を通じて販売機会とネットワークを創出し、事業環境の向上を通じた商店街組織の会員数の維持・向上に寄与する。	
【支援措置名】		
【支援主体】		
【支援措置実施時期】		
【その他特記事項】		

7-27 岩見沢市あそびの広場活用事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～	
【実施主体】	岩見沢市、株式会社振興いわみざわ	
【実施内容】	であえーる岩見沢 3 階の全天候型屋内遊戯場「岩見沢市あそびの広場」では、大型遊具や絵本など多様な遊び環境を提供するとともに、季節イベントや各種教室等を展開し、子育て世代の集客拠点として利用者の拡大に努めている。当該施設の利用状況を活用し、商店街等と連携したイベント開催や、利用者に対する商業業務集積地区内の店舗・イベント情報の発信を行い、更なる利用者の拡大や滞在と消費行動の促進につなげる。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	○
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○
	③まちの未来を育む仲間づくり	
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	○
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	
【活性化に資する理由】	「岩見沢市あそびの広場」は年間約 6 万人が利用しており、その約 7 割が市外からの利用者である。こうした安定した集客基盤に、商店街等と連携した企画を重ねることで、中心市街地への来訪機会を継続的に創出し、商業業務集積地区の来街者数及び滞在時間の維持・増加に寄与する。 さらに、中心部で子育て支援機能が利用できる環境は、子育て世帯の生活利便性と居住魅力を高め、更なる利用者の拡大や中心市街地の人口割合の維持・向上にも寄与する。	
【支援措置名】		
【支援主体】		
【支援措置実施時期】		
【その他特記事項】		

7-28 イベントホール・広場活用事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	株式会社振興いわみざわ、岩見沢市		
【実施内容】	イベントホール赤れんが及び駅東市民広場公園において、四季を通じた多様なイベントの開催や文化やスポーツ活動の利用を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		○
【活性化に資する理由】	中心市街地の賑わい創出拠点の利用促進や周辺商店街等との連携による情報発信等を通じて、商業業務集積地区の来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合の維持・増加に寄与する。また、当該取組によって商店街の事業環境の向上が図られることで、商店街組織の会員数の維持・向上に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援主体】			
【支援措置実施時期】			
【その他特記事項】			

7-29 商工金融円滑化事業

【事業実施時期】	平成 17 年度～	
【実施主体】	岩見沢市	
【実施内容】	岩見沢市中小企業融資制度のまちづくり特別資金である「商店街活性化資金」及び「中心市街地活性化資金」により、中小企業等が実施するまちづくり事業に対応した資金調達を支援（保証料補給）する。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	○
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○
	③まちの未来を育む仲間づくり	○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	○
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	○
【活性化に資する理由】	店舗改修やサービス改善、情報発信、イベント等と、店舗・オフィス・宿泊・共同住宅等の整備の双方を資金面から後押しすることで、中心市街地の事業活動と投資を促進する。これにより、魅力的な店舗・サービスや催事機会の増加を通じて商業業務集積地区への来訪動機を高め、来街者数及び滞在時間の増加に寄与する。さらに、商店街エリアでの事業継続・新規参入を支えることで商店街の担い手と組織基盤の維持につながり、商店街組織の会員数の維持・向上に寄与する。加えて、共同住宅等の整備を含むハード投資を促すことで中心部の居住機能の充実にも波及し、生活利便性の向上と居住志向の醸成を通じて中心市街地の人口割合の維持・向上に寄与する。	
【支援措置名】		
【支援主体】		
【支援措置実施時期】		
【その他特記事項】		

7-30 南空知地域雇用対策協議会事業

【事業実施時期】	平成 15 年度～	
【実施主体】	岩見沢市	
【実施内容】	岩見沢市・美瑛市・三笠市・月形町を構成市町とする協議会が、構成市町内の高校生・大学生を対象に、地域企業や仕事への理解促進、就職活動支援等を通じて地元就職を促進する事業である。令和 7 年度は、学校や中心市街地の公共施設等を会場として、各学年・志望分野に応じたセミナーや企業説明会、模擬面接等を実施し、若年層の地元定着と人材確保を図る。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	○
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	
	③まちの未来を育む仲間づくり	○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	○
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	○
【活性化に資する理由】	地域内での就職を後押しし若年層の定着を図ることで、商店街等の担い手確保にも波及し、商店街組織の会員数の維持・向上に寄与する。また、地元就職の促進は若年人口の域内定着に直結し、将来的な居住選択を後押しすることで、全市に占める中心市街地の人口割合の維持・向上にも寄与する。	
【支援措置名】		
【支援主体】		
【支援措置実施時期】		
【その他特記事項】		

7-31 雇用対策事業

【事業実施時期】	平成 22 年度～	
【実施主体】	岩見沢市	
【実施内容】	地域内での定住促進に向けて、地域企業の魅力や求人情報に直接触れる機会を確保するため、地域の企業による合同企業説明会を開催し、求職者と企業のマッチングを促進する事業である。これにより、就職機会の拡大と雇用の安定化を図り、地域への定着を後押しする。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	○
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	
	③まちの未来を育む仲間づくり	○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	○
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	○
【活性化に資する理由】	就職機会の拡大や雇用の安定化を通じて地域内就職や商店街の担い手確保が図られることで、全市に占める中心市街地の人口割合の維持・向上や、商店街組織の会員数の維持・向上に寄与する。	
【支援措置名】		
【支援主体】		
【支援措置実施時期】		
【その他特記事項】		

7-32 勤労者福祉事業

【事業実施時期】	令和7年度～	
【実施主体】	岩見沢市勤労者共済会	
【実施内容】	中小企業の振興と勤労者の福利厚生の実施、生活安定を目的として、各種共済事業及び福利厚生事業を実施するものである。福利厚生事業では、中心市街地の施設や店舗による割引等のサービス提供や、会員同士の交流事業を行い、働く人の余暇充実とまちなか利用の促進を図る。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○
	③まちの未来を育む仲間づくり	○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が30分以上の割合	○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	○
【活性化に資する理由】	中心市街地の施設・店舗の利用促進や交流機会の創出を通じて、商業業務集積地区の来街者のうち滞在時間が30分以上の割合の維持・増加に寄与する。また、勤労者の生活安定や福利厚生の実施は中小企業の人材定着や働きやすさの向上につながり、中心部の事業者を含む地域経済の持続性を高めることで、商店街組織の会員数の維持・向上に寄与する。	
【支援措置名】		
【支援主体】		
【支援措置実施時期】		
【その他特記事項】		

7-33 IWAMIZAWA CITY FREE Wi-Fi 整備事業

【事業実施時期】	令和5年度～	
【実施主体】	岩見沢市	
【実施内容】	市民及び観光客等を含む来訪者の利便性向上並びに公共施設等における安定した通信環境の確保を図るため、公共施設等に無料の公衆無線 LAN(Wi-Fi)を整備する。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進	
	②多様な人々との交流の場と機会の創出	○
	③まちの未来を育む仲間づくり	
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合	
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合	○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数	
【活性化に資する理由】	公共施設等において安定した通信環境を確保することで、来訪者が情報検索・経路確認、店舗・イベント情報の取得、キャッシュレス決済等を行いやすくなり、中心市街地での滞在動機の創出と満足度の向上が期待される。これにより、来街者数及び滞在時間の維持・増加に寄与する。	
【支援措置名】		
【支援主体】		
【支援措置実施時期】		
【その他特記事項】		

7-34 炭鉱遺産・日本遺産「炭鉄港」を活用した歴史・文化情報発信事業

【事業実施時期】	平成 30 年度～		
【実施主体】	NPO 法人炭鉱の記憶推進事業団		
【実施内容】	1909 年建築の石蔵を保存・活用し、炭鉱遺産や日本遺産「炭鉄港」の価値を発信するまちなかの情報発信・交流拠点を運営する事業。館内での資料展示に加え、岩見沢レールセンター等の駅周辺遺産はもとより、市内郊外や近隣の空知地域、小樽・室蘭へと広がる「炭鉄港」構成文化財を巡る広域周遊のガイド拠点として機能させる。また、ご当地グルメ「炭鉄港めし」を提供する周辺飲食店等との連携を図り、広域からの観光客誘致とまちなかでの回遊、及び市民の多世代交流を促す。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		○
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		○
【活性化に資する理由】	郊外や市外の炭鉄港資源を巡る広域周遊のハブとして来訪者を中心市街地に引き込み、レールセンター等の見学や「炭鉄港めし」による回遊・消費を促して滞在時間の延長と商店街会員数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援主体】			
【支援措置実施時期】			
【その他特記事項】			

第8章 第4章から第7章までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

8.1 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

8.1.1 現状分析

本市の中心市街地は、ＪＲ岩見沢駅を核として路線バスが接続し、南空知圏域の交通結節点としての役割を担っていますが、自家用車の普及や人口減少などにより公共交通の利用者は減少傾向にあるとともに、乗務員不足による路線維持が深刻な課題となっています。また、郊外部では運行本数やアクセス面での制約から、日常生活における移動手段の確保が課題となっています。こうした状況の中、利用者ニーズの多様化に対応した柔軟な交通手段の確保と、中心市街地への持続可能なアクセス環境を維持していくことが求められています。

8.1.2 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

中心市街地への来訪や滞在をより促していくとともに居住ニーズを醸成するためには、限られた交通資源の中で、様々な人が利用しやすく持続可能な公共交通ネットワークを構築していく必要があります。そのためには、ＪＲや路線バスの維持・利用促進に取り組むとともに、路線バスの運行に適さない地域ではデマンド型乗合タクシー等により移動手段を補完し、市内全域をカバーする公共交通ネットワークを確保する必要があります。

8.2 具体的事業の内容

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

8-1 生活交通確保対策事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	岩見沢市、公共交通事業者、岩見沢市地域公共交通活性化協議会		
【実施内容】	ＪＲや路線バスなどの維持や利用促進に取り組むとともに、路線バスの運行に適さない地域をデマンド型乗合タクシーで補完するなど、民間事業者と協力して、市内全域をカバーする公共交通ネットワークを確保する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	①暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進		○
	②多様な人々との交流の場と機会の創出		○
	③まちの未来を育む仲間づくり		
【目標指標】	①全市に占める中心市街地の人口割合		○
	②商業業務集積地区への来街者のうち滞在時間が 30 分以上の割合		○
	③商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織の会員数		
【活性化に資する理由】	公共交通ネットワークの確保により、中心市街地へのアクセスを維持し、通勤・通学、買物、通院に加え、イベント参加等の来訪機会を支えることで、来街者数及び滞在時間の維持・増加に寄与する。 さらに、市民の暮らしを支える移動手段を維持することは、免許を持たない高齢者などの居住継続を支え、中心部での暮らしやすさを高めることとなり、中心市街地の人口割合の維持・向上に寄与する。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業		
【支援主体】	国土交通省		
【支援措置実施時期】	平成 27 年 4 月～		
【その他特記事項】			

第9章 第4章から第8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

9.1 市町村の推進体制の整備等

9.1.1 庁内における推進体制

(1) 中心市街地活性化基本計画の作成や関連事業の管理を行う組織

岩見沢市では、経済部商工振興課が関係部局との連携を図りながら、中心市街地活性化基本計画の作成や関連事業の進捗状況などの管理を行っています。

(2) 庁内会議の開催

本計画の作成にあたり、以下の会議を実施した。

開催日	会議名
令和7年10月	中心市街地活性化基本計画検討会議
令和7年11月	中心市街地活性化基本計画連絡会議【関係部局会議】
令和8年2月	中心市街地活性化基本計画検討会議
令和8年5月	中心市街地活性化基本計画検討会議
令和8年7月	中心市街地活性化基本計画連絡会議【関係部局会議】
令和8年7月	中心市街地活性化基本計画連絡会議【関係部局会議】
令和8年8月	中心市街地活性化基本計画検討会議
令和8年9月	中心市街地活性化基本計画連絡会議【関係部局会議】

9.1.2 市議会との意見交換・報告

市議会に対しては、以下のとおり報告を行った。

開催日	会議名
令和8年6月	経済建設常任委員会
令和8年9月	経済建設常任委員会

9.2 中心市街地活性化協議会に関する事項

9.2.1 協議会の概要

岩見沢市中心市街地活性化協議会は、平成 19 年 11 月 29 日に、中心市街地活性化基本計画の作成に関し必要な事項を協議するとともに、中心市街地活性化に関する取組を総合的かつ一体的に推進することを目的として設立されました。協議会は年数回程度開催しており、中心市街地活性化基本計画に関する事項や各種事業の進捗状況等について、報告・協議を行っています。

9.2.2 協議会の構成員

区分	団体名	根拠法令
必須構成員	岩見沢商工会議所	法第 15 条第 1 項第 2 号
	(株)振興いわみざわ	法第 15 条第 1 項第 1 号
任意構成員	岩見沢市	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	岩見沢市商店街振興組合連合会	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	岩見沢消費者協会	法第 15 条第 8 項
	(一社) 岩見沢市観光協会	法第 15 条第 8 項
	国立大学法人北海道教育大学	法第 15 条第 8 項
	北海道旅客鉄道(株)岩見沢地区駅	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	北海道中央バス(株)岩見沢営業所	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	岩見沢地区ハイヤー協会	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	(一社) 岩見沢青年会議所	法第 15 条第 8 項
	岩見沢商工会議所青年部	法第 15 条第 8 項
	岩見沢建設協会	法第 15 条第 8 項
	岩見沢市町会連合会	法第 15 条第 8 項
	岩見沢料飲店連合会	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	(一社) 岩見沢市医師会	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	北海道税理士会岩見沢支部	法第 15 条第 8 項
	岩見沢金融協会	法第 15 条第 8 項
	岩見沢地方宅建協会	法第 15 条第 8 項
	いわみざわ農業協同組合	法第 15 条第 4 項・第 5 項

会員 20 名

事務局：岩見沢商工会議所

9.2.3 協議会の開催状況

中心市街地活性化協議会及び専門部会の開催状況は以下のとおりです。

開催日	内容	協議会	専門部会
令和8年3月	・中心市街地活性化基本計画策定について	○	
令和8年4月	・中心市街地活性化基本計画（素案）について		○
令和8年5月	・中心市街地活性化基本計画（素案）について		○
令和8年6月	・中心市街地活性化基本計画（素案）について		○
令和8年7月	・中心市街地活性化基本計画（素案）について		○
令和8年8月	・中心市街地活性化基本計画（素案）について	○	
令和8年8月	・中心市街地活性化基本計画（素案）について		○
令和8年9月	・中心市街地活性化基本計画（素案）について		○
令和8年10月			
令和8年11月			

9.2.4 法第15条各項の規定について

中心市街地の活性化に関する法律第15条の各項の規定については以下のとおりです。

第1項	第1号:株式会社振興いわみざわを構成員としています。 第2号:岩見沢商工会議所を構成員としています。
第2項	協議会を組織しています。
第3項	協議会を組織したことを公表しています。
第4項	協議会規約第5条(協議会の構成等)に定めています。
第5項	協議会規約第16条(補則)に基づき協議会に諮ることとしています。
第6項	協議会規約第16条(補則)に基づき協議会に諮ることとしています。
第7項	協議会規約第16条(補則)に基づき協議会に諮ることとしています。
第8項	協議会規約第16条(補則)に基づき協議会に諮ることとしています。
第9項	協議会規約第3条(目的)に基づき協議を行うことについて定めています。
第10項	協議会規約第11条(協議結果の尊重)に定めています。
第11項	協議会規約第16条(補則)及び第17条(規約の改正)に定めています。

9.2.5 協議会の規約

(協議会の設置)

第1条 岩見沢商工会議所及び株式会社振興いわみざわは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、岩見沢市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

- (1) 法第9条第1項の規定により岩見沢市が作成する基本計画（以下「基本計画」という。）法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及び認定基本計画の実施に関し必要な事項
- (2) 法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(協議会の事務所等)

第4条 協議会の事務を処理するため、岩見沢市の中心市街地に事務局を置く。

- 2 事務局の運営並びに運営に必要な事項の処理の手法については、協議会で協議の上、決定する。

(協議会の構成等)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

(1) 会員

- ア 岩見沢商工会議所
- イ 株式会社振興いわみざわ
- ウ 岩見沢市
- エ 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- オ 前各号に掲げる者の他、協議会において特に必要があると会長が認める者

(2) 賛助会員

協議会の目的に賛同し、岩見沢市中心市街地の活性化に関する活動又は事業等を行う者

- 2 賛助会員は、会議運営にあたり意見を述べるができる。ただし、議決権を有しない。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長1名、副会長2名及び会員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、岩見沢商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき、会長の職務を代理する。
- 5 会長及び副会長は非常勤とし、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会員承認等)

第8条 第5条第1項第1号工及びオに掲げる会員は、会長の承認を得なければならない。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、会長の承認を得なければならない。
- 3 会員、賛助会員は、協議会を脱会しようとするとき、その旨を会長に届けなければならない。なお、会員、賛助会員が死亡又は解散したときは、協議会を脱会したものとみなす。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、構成員4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ会員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会長は、会議の議長となる。

- 2 会議の議事は、委任を含めた会員の3分の2以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長が決するものとする。
- 3 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第11条 協議会の会員は、会議において協議された事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(運営委員会の設置)

第12条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、会長が会員の中から指名する。
- 3 運営委員会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(会計)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金及び負担金その他の収入により負担するものとする。

（協議会の監査）

第14条 協議会の出納を監査するため、監事2名を置く。

2 監事は、会長が指名し、協議会において承認を受ける。

3 監事は、非常勤とする。

4 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

（解散の場合の措置）

第15条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって終了し、岩見沢商工会議所がこれを清算する。

（補則）

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（規約の改正）

第17条 この規約は、必要に応じて、協議会において改正できるものとする。

附 則

この規約は、平成19年11月29日から施行する。

9.3 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

9.3.1 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

「第1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「1.2 これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証」、「1.3 中心市街地活性化の課題」、「1.4 中心市街地活性化の方針（基本的な方向性）」などに基づき、中心市街地の活性化を実現するために必要かつ効果的な事業・取組を位置付けています。

9.3.2 様々な主体の巻き込み及び各種事業等の連携・調整等

(1) 北海道教育大学岩見沢校との連携

基本計画素案の検討段階から、北海道教育大学岩見沢校まちづくりデザイン研究室と連携し、計画内容や今後の取組について協議を進めています。今後は、中心市街地の核施設である「であえー岩見沢」に同研究室のサテライトスペースを設け、まちづくり会社や商業者等と連携しながらエリアマネジメントへの参画を図るとともに、中心市街地を「学び」と「実践」の研究フィールドとして活用する取組を検討していきます。

当該研究室は、「暮らす人々や地域の課題に向き合い、人のつながりや活動の仕組みを創出すること」を研究テーマの一つとしており、学生が地域課題の把握や解決策の検討、実践的なまちづくり活動に継続的に関わることが期待されます。

また、大学への入学から卒業までのサイクルを通じて、学生が新たに参画し続けることにより、まちづくりに関わる人材の継続的な確保や新陳代謝が図られます。さらに、活動を通じて地域との関係を深めた学生が、将来的にまちづくり会社へ就職することや、商店街等で起業することも期待され、持続可能なまちづくりを担う次世代人材の育成にもつながるものと考えられます。

(2) 中心市街地活性化協議会専門部会

中心市街地活性化協議会専門部会は、中心市街地で事業を行う民間事業者や市民団体を中心に構成される、実践的な協議の場です。

構成員には、まちづくり会社である株式会社振興いわみざわをはじめ、岩見沢市商店街振興組合連合会、4条通り商店街振興組合、民間出資によるまちづくり会社である株式会社 ZAWA. com、学生団体である岩見沢ねぶたプロジェクト実行委員会、岩見沢産小麦「キタノカオリ」のブランディングを通じた地域活性化を目指すキタノカオリ普及促進協議会など、地域のまちづくりを担う多様な主体が参画しています。

同専門部会では、基本計画の内容や具体的な事業構想、事業主体間の連携・調整など、実際の取組に関する協議を毎月定例で行っています。

第10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

10.1 都市機能の集積の促進の考え方

10.1.1 立地適正化計画

(1) 将来都市構造

立地適正化計画では、岩見沢市が目指す将来都市構造の実現に向けて、「拠点と中心軸の形成によるまちのコンパクト化」、「交通ネットワークの充実」、「岩見沢の魅力を高めるまちづくり」の3つの視点を根底に据えて進めることとしています。

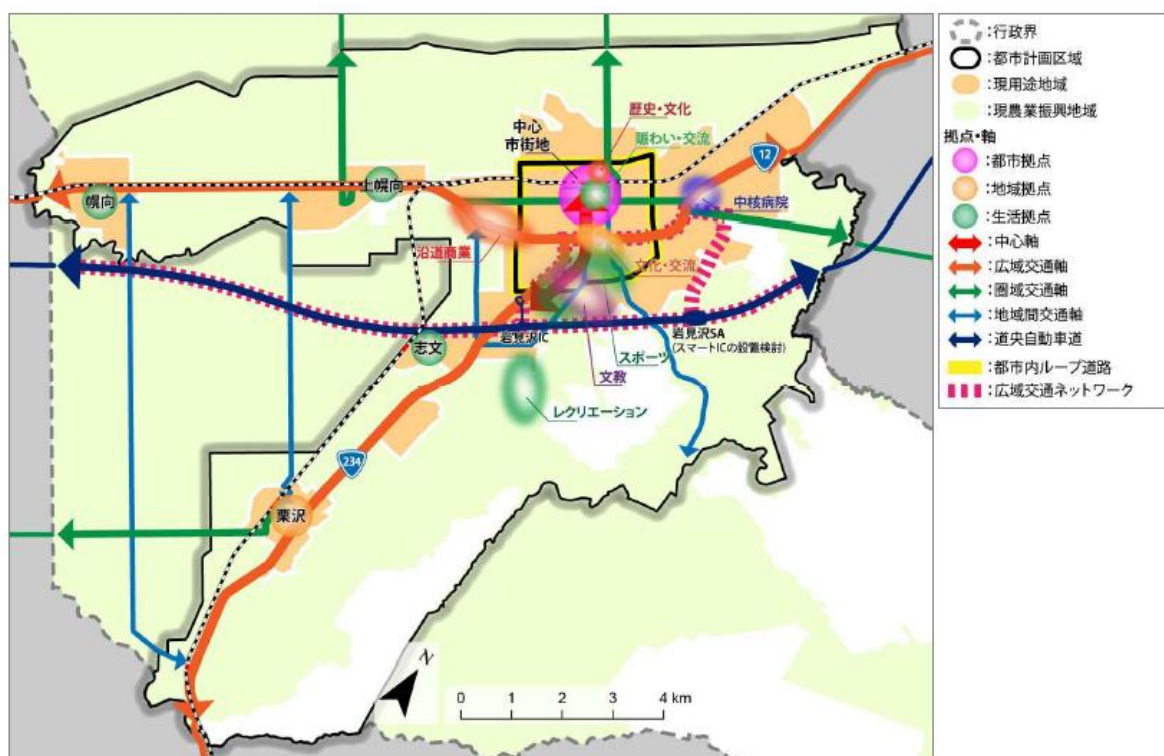


図 10-1 岩見沢市の将来都市構造

①拠点と中心軸の形成によるまちのコンパクト化

コンパクトなまちづくりに向けて、中心市街地は「都市拠点」、鉄道駅を中心に形成されている各市街地は「地域拠点」又は「生活拠点」、また、ＪＲ岩見沢駅から岩見沢インターチェンジを結ぶエリア一帯を「中心軸」とし、それぞれの拠点が目指す都市機能や居住の集積・維持を図ることとしています。

■拠点と中心軸の設定と目指すべき姿

拠点	目指すべき姿
都市拠点 (中心市街地)	公共・公益機能や医療福祉・商業等が集積した、岩見沢市全体および空知管内の中核都市としての機能を担う役割を果たす。
地域拠点 (栗沢)	地域内の生活を支える公共・公益機能や医療福祉・商業機能を有し、旧栗沢町内の生活を支える役割を果たす。
生活拠点 (幌向、上幌向、志文)	地域内の生活を支える都市機能の維持を図り、一定の生活利便性を確保する。
中心軸	広域からのアクセス利便性を活かし、公共施設が集積し、交通利便性が高い、緑豊かな市街地形成を図る。

②交通ネットワークの充実

①の拠点と周辺地域、岩見沢市と他都市を結ぶ交通ネットワークの充実に向け、以下の交通軸および役割を設定しています。

■交通軸の役割

交通軸	役割
広域交通軸	主要都市との連絡を担う道路網として、広域交通ネットワークを構成する役割を担う。
圏域交通軸	主に近隣市町村との連絡を担う道路網として、広域交通軸を補完する役割を担う。
地域間交通軸	主に地域間の連絡を担う道路網として、都市内の交通環境の充実（都市内ループ道路の形成等）および改善を図る。
広域交通ネットワーク	道央自動車道や道央圏連絡道路を活用して、札幌市や新千歳空港、旭川市方面と岩見沢市を結ぶ広域交通ネットワークの充実を図る。さらに、岩見沢SAへのスマートIC 設置と市街地内主要施設へのネットワーク形成を図る。
都市内ループ道路	市街地を環状に結ぶ道路であり、市街地の渋滞の緩和や日常生活の利便性の向上を図る。

③岩見沢の魅力をもつまちづくり

コンパクトなまちづくりを目指すうえでの拠点形成とは別に、岩見沢市の特性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、以下のように特色のあるゾーン形成を推進しています。

中心市街地はそのうち、「賑わい・交流ゾーン」、「歴史・文化ゾーン」、「文化・交流ゾーン」の形成を推進していくエリアとなっています。

■ゾーン形成の方針

ゾーン名称	形成方針
賑わい・交流ゾーン (中心市街地)	J R岩見沢駅や「であえーる岩見沢」等を中心に市民の子育て支援活動や市民や観光客等が滞在・交流できるゾーン形成を図る。
歴史・文化ゾーン (中心市街地)	J R岩見沢駅や旧北海道炭礦鉄道岩見沢工場を中心に、岩見沢市の歴史や文化を発信するゾーン形成を図る。
文化・交流ゾーン (中心市街地)	「まなみーる 岩見沢市民会館・文化センター」を中心に、市民の文化活動や交流のゾーン形成を図る。
中核病院ゾーン	岩見沢市立総合病院の移転先となる北海道中央労災病院周辺は、国道に面し、災害リスクが低いことから、南空知医療圏の中核病院である岩見沢市新病院を中心として、市中心部や近隣の医療機関と連携を図りながら、医療体制の充実や市民の健康増進を通じた交流活動が促進されるゾーン形成を図る。
沿道商業ゾーン	市民および周辺市町村住民の車での来店を想定した大規模商業施設が集積したゾーン形成を図る。
スポーツ・レクリエーションゾーン	東山公園や大規模未利用地を活用し、市民の運動やスポーツ活動を通じた、健康づくりを推進するゾーン形成を図る。
文教ゾーン	北海道教育大学岩見沢校や複数の高等学校が立地する条件を生かして、学生にとって魅力あるゾーン形成を図る。
レクリエーションゾーン	いわみざわ公園を中心に市民が身近な自然環境に親しめるゾーン形成を図る。

(2) 都市機能誘導区域と誘導施設

①都市機能誘導区域

「岩見沢の魅力をもつまちづくり」で設定しているゾーンを考慮し、「中央地区」、「東地区」、「西地区」を都市機能誘導区域に設定しており、中心市街地は、将来都市構造における「都市拠点」であり、「中央地区」に位置します。

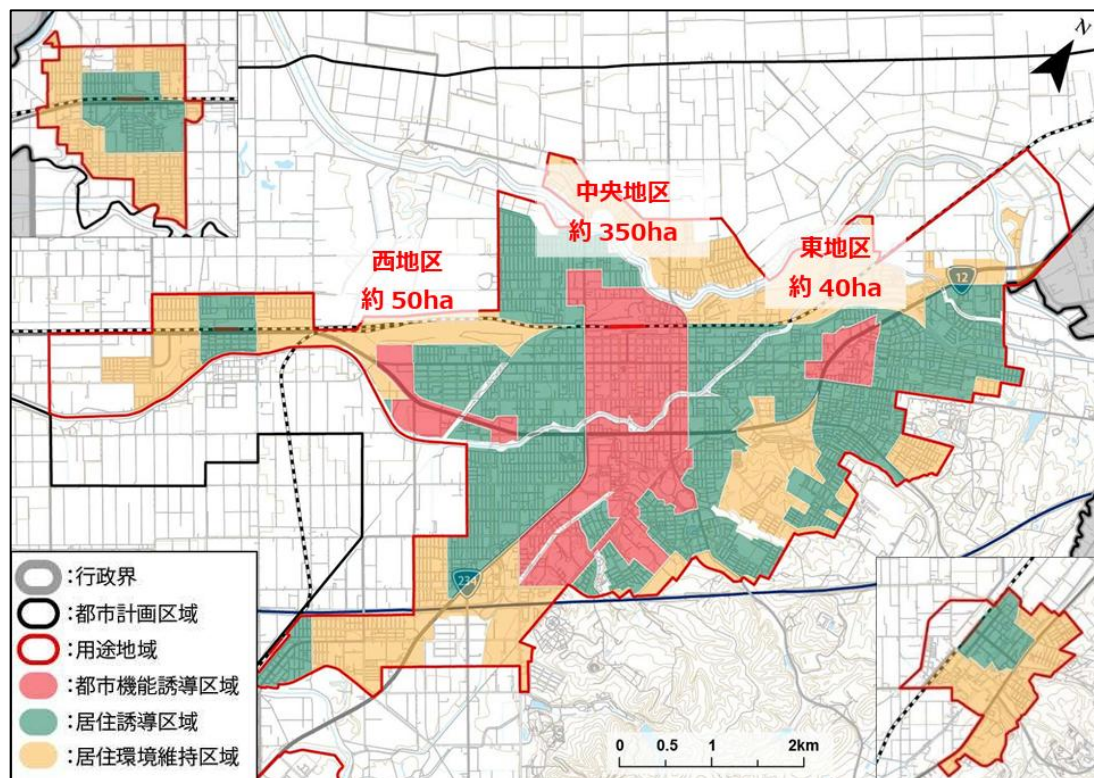


図 10-2 都市機能誘導区域

地区名称	地区の特徴
中央地区 (中心市街地)	各種公共施設や医療施設が集積して立地しているほか、ＪＲ岩見沢駅やバスターミナル等の交通拠点も立地しており、市民生活を支える重要な役割を担う区域である。将来都市構造における「都市拠点」や「文化・交流ゾーン」、「文教ゾーン」、「スポーツ・レクリエーションゾーン」に誘導区域を設定する。
東地区	現状都市機能の集積は少ないが、今後岩見沢市立総合病院の移転先となる区域である。市立病院の移転を契機に拠点化していくことを展望し、将来都市構造における「中核病院ゾーン」に誘導区域を設定する。
西地区	ロードサイド型の大型店舗が集積する区域である。こうした店舗は生活を支える重要な役割を担っており、今後も施設の維持や集積を図ることを目的として将来都市構造における「沿道商業ゾーン」に誘導区域を設定する。

②誘導施設

立地適正化計画におけるまちづくり方針および取組方針を踏まえ、都市機能誘導区域（中央地区・東地区・西地区）の役割や都市構造上の位置づけ等を勘案し、誘導施設を設定しています。

分類	施設名	施設の定義・根拠法	誘導施設に位置づける 都市機能誘導区域		
			西	中央	東
公共施設	市役所本庁舎	地方自治法第4条第1項に規定する施設		○	
	総合振興局の庁舎	空知総合振興局の庁舎となる施設		○	
	市民交流施設	岩見沢市が設置する屋内施設で、文化活動やイベント、交流の場として、不特定多数の市民が利用できるもの		○	
	図書館	図書館法第2条第1項に規定する施設		○	
	体育館	岩見沢市が設置する屋内施設で、運動やスポーツを行う場として不特定多数の市民が利用できるもの		○	
公共交通	バスターミナル	自動車ターミナル法第2条第4項に規定する施設		○	
滞在・交流	テレワーク拠点施設	サテライトオフィスやコワーキングスペースとして利用可能な施設		○	
子育て支援	子育て支援施設	岩見沢市が設置する、市民が子育てに関する情報を入手するほか、総合的な相談や支援を受けることができる拠点施設		○	
	屋内遊戯施設	岩見沢市あそびの広場条例第2条に規定する施設		○	
商業	スーパーマーケット	店舗面積 3,000 m ² 以上の商業施設で生鮮食料品を扱うもの	○	○	○
	大型商業施設	店舗面積 10,000 m ² 以上の商業施設	○		
医療・健康増進	病院	岩見沢市病院事業の設置等に関する条例第2条第2項に規定する「岩見沢市立総合病院」			○
	健康診断施設	岩見沢市が設置する市民の健康診断を行う施設			○
	健康増進施設	岩見沢市保健センター条例第2条に規定する施設		○	

10.2 都市計画手法の活用

中心市街地の都市機能を高め、「コンパクトなまちづくり」を推進するため、岩見沢市では、準工業地域における 10,000 m²を超える大規模集客施設の立地を制限する「特別用途地区」を指定しています。

特別用途地区については、平成 20 年 3 月 26 日に、岩見沢都市計画区域内の準工業地域 317ha を対象として都市計画変更の告示を行うとともに、「建築物の制限に関する条例」を同日に施行しています。さらに、平成 21 年 10 月 30 日には、旧栗沢都市計画区域内の準工業地域 14ha を追加し、特別用途地区の区域拡大を行っています。

なお、中心市街地内にも約 9ha の準工業地域が存在していますが、その多くは J R 北海道の鉄道用地や駅前広場、駐車場等として利用されています。

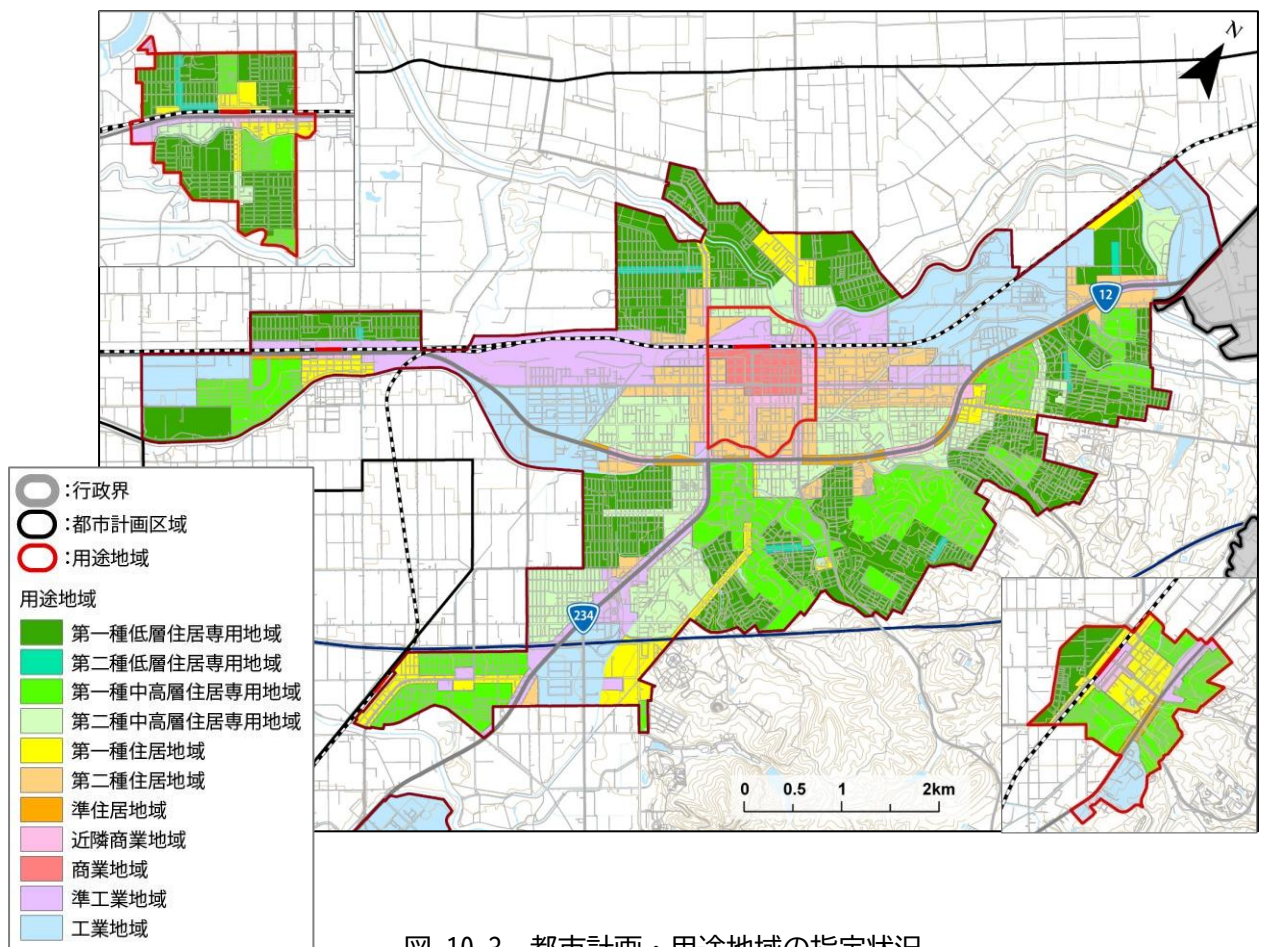


図 10-3 都市計画・用途地域の指定状況

出典/国土交通省「国土数値情報」

10.3 都市機能の集積のための事業等

第4章～第8章に計画している事業のうち、都市機能の集積に資する事業は、以下のとおりです。

分類	事業名
第4章 市街地の整備改善のための事業	・ 1・1 地区暮らし・にぎわい再生事業
第5章 都市福利施設を整備する事業	・ 1・1 地区暮らし・にぎわい再生事業（再掲）
第6章 居住環境の向上のための事業	・ 道営住宅整備事業
第7章 経済活力の向上のための事業	・ まちなか交流活性化支援事業 ・ 新産業創出・雇用促進支援補助金 ・ 創業支援事業 ・ 商工金融円滑化事業

参考：岩見沢市内の都市機能の立地状況

岩見沢市内の都市機能は、ＪＲ岩見沢駅を有する中心市街地をはじめ、ＪＲ各駅周辺、中心市街地南側の丘陵地域及び国道や道道などの幹線道路沿道に立地しています。

立地適正化計画で設定した地区別の都市機能誘導区域をみると、中央地区のうち、中心市街地には、交通結節点であるＪＲ岩見沢駅やバスターミナルのほか、であえーる岩見沢、市民会館、文化センターといった公共・交流機能、さらには商店街や飲食店街、金融機関、医療機関等が複合的に集積しています。また、同地区の南側には、市役所、スポーツセンター、図書館、高等学校や大学などの教育機関等が立地しています。

同じく誘導区域である東地区には、ハローワークや労働基準監督署等が入居する国の合同庁舎のほか、ホームセンターやドラッグストアなどの商業施設が立地しています。さらに現在、北海道中央労災病院の跡地において、同院と岩見沢市立総合病院を統合した新病院の建設が進められています。

西地区には、イオン岩見沢店をはじめとするロードサイド型の大型商業施設が集積しており、市民生活を支える重要な役割を担っています。

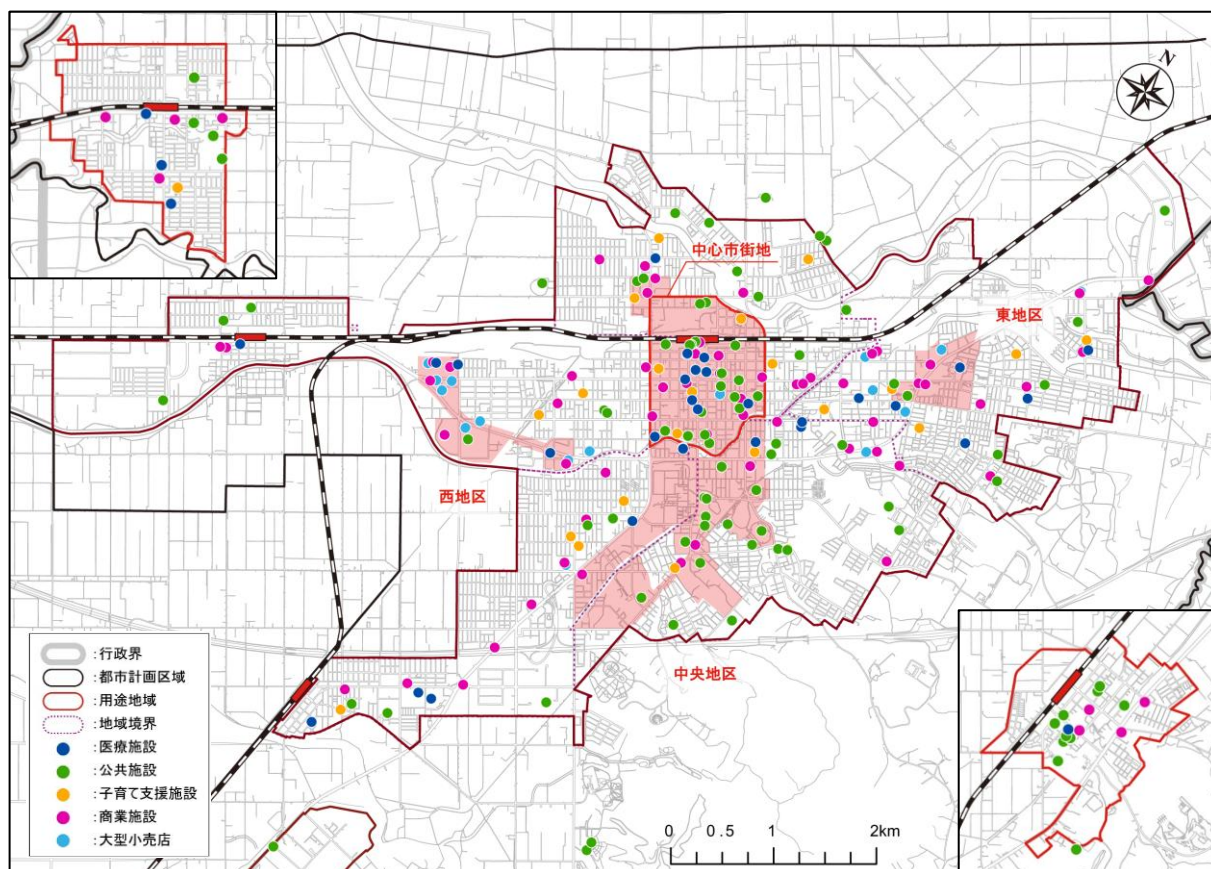


図 10-4 都市機能の立地状況

出典/岩見沢市「公共施設再編基本計画」、「i タウンページ」、「全国大型小売店舗総覧 2023」

第11章 その他中心市街地の活性化に資する事項

11.1 都市計画等との調和

11.1.1 中心市街地活性化基本計画と調和又は適合を図るべき各種計画の状況

計画名	計画期間
第6期岩見沢市総合計画	平成30年4月～令和10年3月
第3期岩見沢市総合戦略	令和6年4月～令和10年3月
岩見沢市都市計画マスタープラン	令和8年4月～令和28年3月
岩見沢市立地適正化計画	令和7年4月～令和27年3月
岩見沢市地域公共交通計画	令和8年4月～令和13年3月

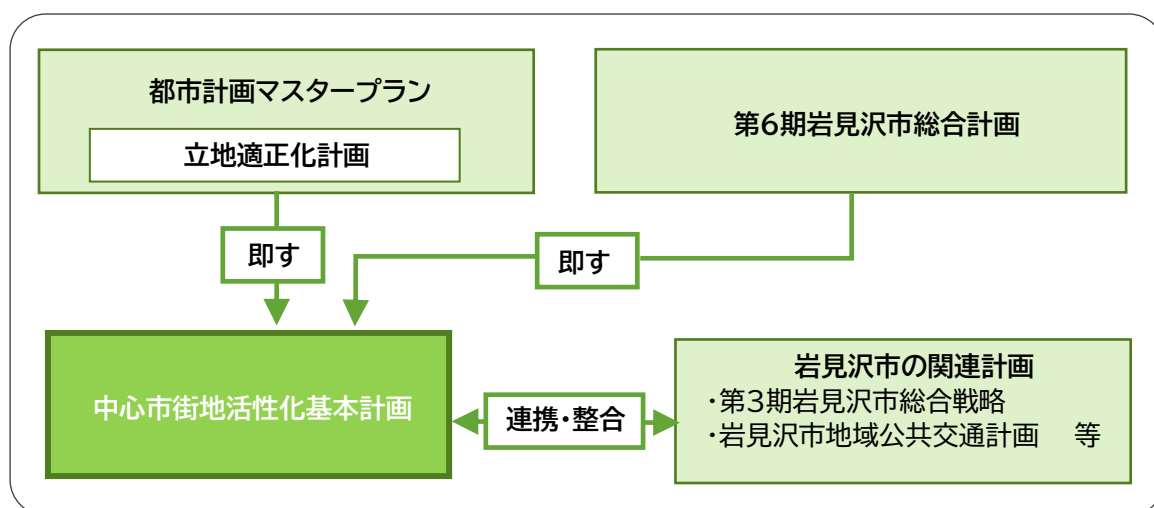


図 11-1 計画の位置付け

11.1.2 第6期岩見沢市総合計画

第6期岩見沢市総合計画では、将来の都市像として「人と緑とまちがつながり ともに育み未来をつくる 健康経営都市」を掲げ、基本目標の一つに「活力と賑わいに満ちた 魅力あふれるまち」を位置付けています。その中で、商工業の振興と中心市街地の活性化を施策として位置付けており、地域経済の活性化や雇用の創出、交流・賑わいの創出を図ることとしています。

11.1.3 第3期岩見沢市総合戦略

第3期岩見沢市総合戦略では、基本目標に「安定した雇用を創出するとともに、経済を支える人材を育て活かす」、「新しい『ひとの流れ』をつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「誰もが安心して暮らし活躍できる地域をつくるとともに、新しい時代の流れを力にする」を掲げ、創業支援・地域経済の活性化、新規就農・デジタル人材育成支援、中心市街地活性化と観光振興による交流人口・関係人口の創出、まちの魅力発信による移住定住の促進、安心して子育てできる環境づくりと教育環境の充実等、中心市街地活性化に関連する施策を位置付けています。

基本目標	具体的な施策	評価指標	現状→目標
Ⅰ. 安定した雇用を創出するとともに、経済を支える人材を育て活かす	創業支援事業	創業塾受講後の創業人数	25 人→40 人
	人材の育成と活躍推進事業	デジタル人材育成研修参加者及び就業者	255 人→340 人
Ⅱ. 新しいひとの流れをつくる	中心市街地活性化対策事業	全市人口に対する中心市街地人口の比率	5.89%→6.00%
	観光物産振興事業	観光入込客数	678,418 人→1,180,000 人
	移住定住促進事業	社会動態における転入率	3.09%→3.10%
		社会動態における転出率	3.55%→3.54%
Ⅲ. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	こども家庭センター事業	—	—
	あそびの広場運営事業	こども子育てひろば『えみふる』利用者数	46,415 人→77,000 人
Ⅳ. 誰もが安心して暮らし活躍できる地域をつくるとともに、新しい時代の流れを力にする	健康経営都市推進事業	健康ひろば利用者数	8,994 人→10,000 人
	地域情報化推進事業	—	—
	地域イノベーション（新しい公共）推進事業	ICT を活用したサービスの利用件数	88,158 件→105,000 件

11.1.4 岩見沢市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、人口減少・少子高齢化や都市のスポンジ化、災害リスク等を踏まえ、岩見沢市の将来都市像と「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市構造の方向性を示す、都市計画分野の最上位の基本方針です。

中心市街地活性化基本計画は、都市計画マスタープランにおいて都市拠点として位置付けられる中心市街地を対象に、居住・都市機能の集積、賑わい・交流の創出、既存ストックの利活用等を具体的に推進する計画です。

両計画は、中心市街地への居住や民間投資の誘導と、公共交通でアクセスしやすい地域・生活拠点の形成を通じて、都市機能の維持・充実と生活利便性の確保を図り、コンパクトシティ実現に向けた取組を一体的に進める関係にあります。

11.1.5 岩見沢市立地適正化計画

立地適正化計画では、中心市街地の全域が将来都市構造における都市拠点に位置付けられ、「都市拠点」や「賑わい・交流ゾーン」「歴史・文化ゾーン」「文化・交流ゾーン」等として、公共施設の再編、商業・交流機能の集積、歩いて暮らせる居住環境づくりを重点的に進めるエリアとしています。

これを前提として、中心市街地活性化基本計画は、立地適正化計画が示す将来都市構造と拠点形成の方針に沿い、空き店舗対策や新規出店支援、イベント等による賑わい創出、交流拠点の充実、回遊性向上等を具体の事業として進める中心市街地エリアの実行計画という役割を担っており、両計画は相互補完関係にあります。

11.1.6 岩見沢市地域公共交通計画

岩見沢市地域公共交通計画では、「まちの賑わいと地域の暮らしをつなぐ公共交通」「暮らしを支え続ける公共交通」「安心して利用できる公共交通環境の整備」「地域で支える公共交通」の4つの基本目標を掲げており、市内の主要な居住地と中心拠点を結ぶネットワークの形成や、都市機能が効果的に結ばれたまちづくりと一体となった公共交通の確保を目指し、中心市街地へのアクセス維持、地域特性に応じた運行体系の最適化等を位置付けています。

一方、中心市街地活性化基本計画は、都市計画マスタープランや本公共交通計画が想定する「コンパクト・プラス・ネットワーク」「まちなかへの機能集積」の方針を前提に、中心市街地を対象エリアとして、居住人口の確保・増加、商業・交流拠点機能の充実、賑わい創出、回遊性向上、雇用創出等の事業を具体化する実行計画です。この中で、であえーる岩見沢や交流拠点、イベント等に人を集めるためには、岩見沢駅・岩見沢ターミナルを核とした鉄道・バスネットワークや、市内循環バス、郊外からのアクセス路線等、地域公共交通計画で確保する公共交通体系が前提インフラとなります。

したがって、地域公共交通計画が「まちなかへのアクセスと回遊を支える移動の仕組み」を整え、中心市街地活性化基本計画が「その目的地側の魅力（商業、交流、居住等）を高める施策」を展開するという役割分担になっており、両計画は、公共交通とまち側の両面から中心市街地の賑わいと利便性を高める、相互補完関係にあります。

参考資料

参考1. 岩見沢市の人口推移

岩見沢市の人口は、平成7年の97,042人をピークに減少に転じ、令和2年には79,306人となっています。年齢3区分別に人口をみると、15歳未満の年少人口や15～64歳の生産年齢人口は減少を続ける一方、65歳以上の老年人口は増加を続けています。

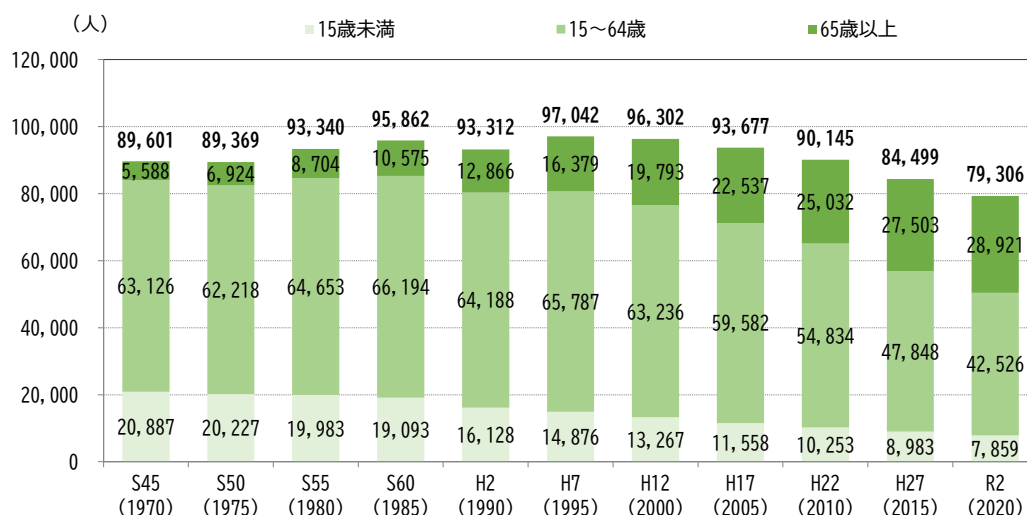


図 参考-1 岩見沢市の年齢3区分別人口の推移

※人口総数には、年齢不詳人口を含むため、年齢3区分別人口の合計とは一致しない。

出典/総務省「国勢調査」

参考2. 岩見沢市の人口推計

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研と称す）による「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、岩見沢市の人口は今後も減少し、令和27年には50,879人になると見込まれています。年少人口や生産年齢人口の割合が減少する一方、老年人口の割合は増加を続け、少子高齢化がさらに進行することが予測されています。

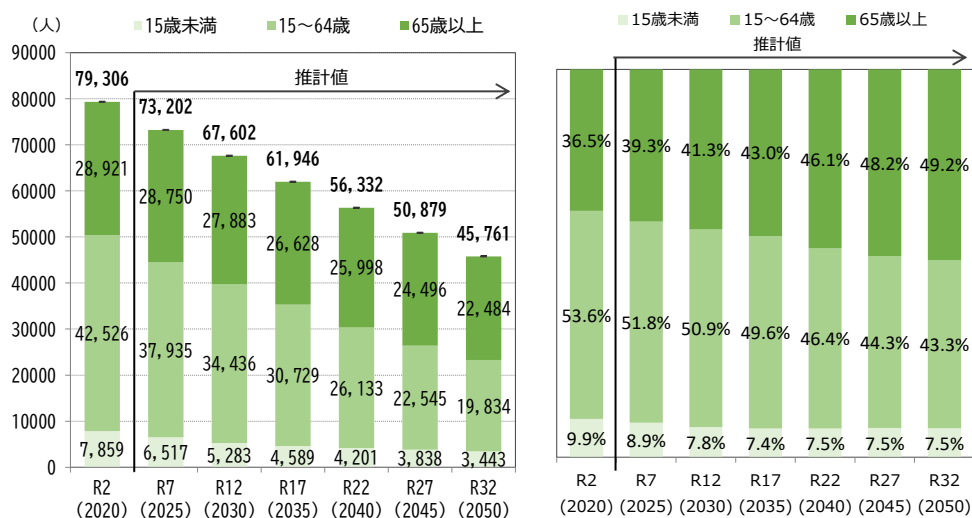


図 参考-2 岩見沢市の年齢3区分別人口の推移

出典/社人研「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

参考3. 岩見沢市の自然増減

岩見沢市の出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあり、自然減は平成20年度の382人から令和6年度には1,034人となり、減少幅が長期的に拡大しています。

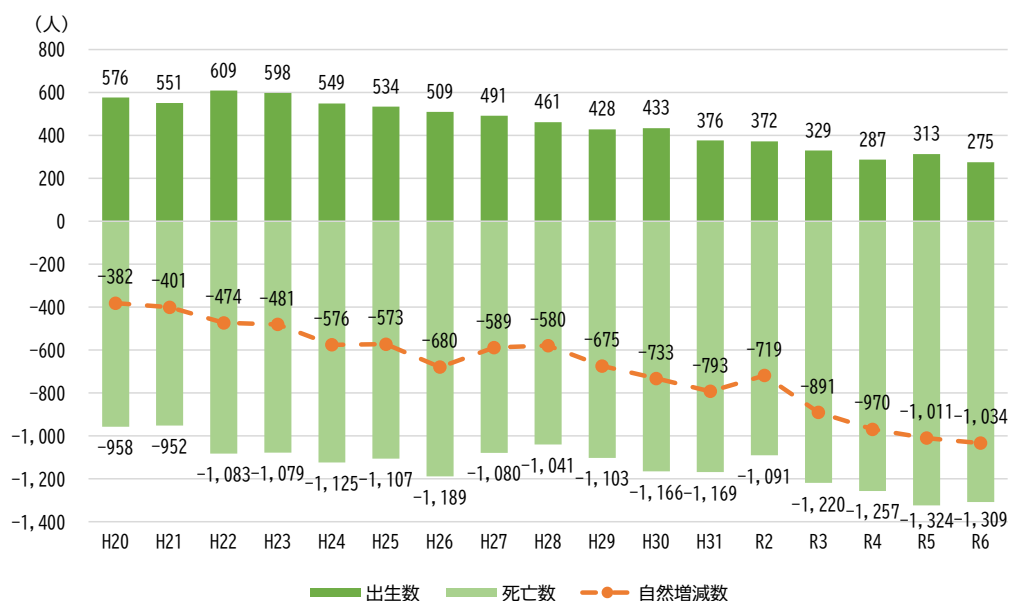


図 参考-3 岩見沢市の自然増減の推移

出典/RESAS

参考4. 岩見沢市の社会増減

岩見沢市の転入数・転出数はともに減少傾向にありますが、人口規模の縮小に伴い、人の出入りそのものが少なくなっていることが予測され、いずれも社会減が長期間を通じて継続しています。

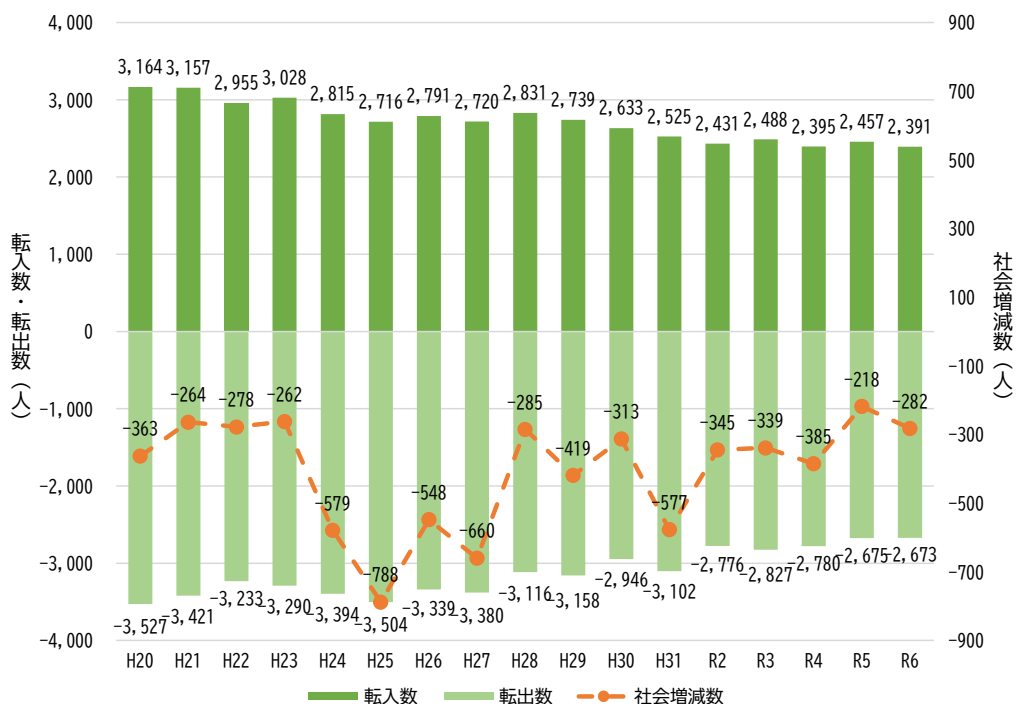


図 参考-4 岩見沢市の社会増減の推移

出典/RESAS

参考5. 岩見沢市の転入・転出

岩見沢市の転入・転出状況について令和2～7年の平均を整理した結果、美唄市や三笠市等の空知圏域からの転入が多く、札幌市や江別市への転出が多い状況です。

団体名	R2～R7 平均		
	転入	転出	増減
札幌市	603	1,025	▲ 422
江別市	105	171	▲ 66
恵庭市	27	36	▲ 10
北広島市	13	23	▲ 9
千歳市	34	46	▲ 11
月形町	21	8	14
栗山町	41	26	16
夕張市	22	8	15
滝川市	48	38	10
三笠市	83	56	28
美唄市	96	49	47

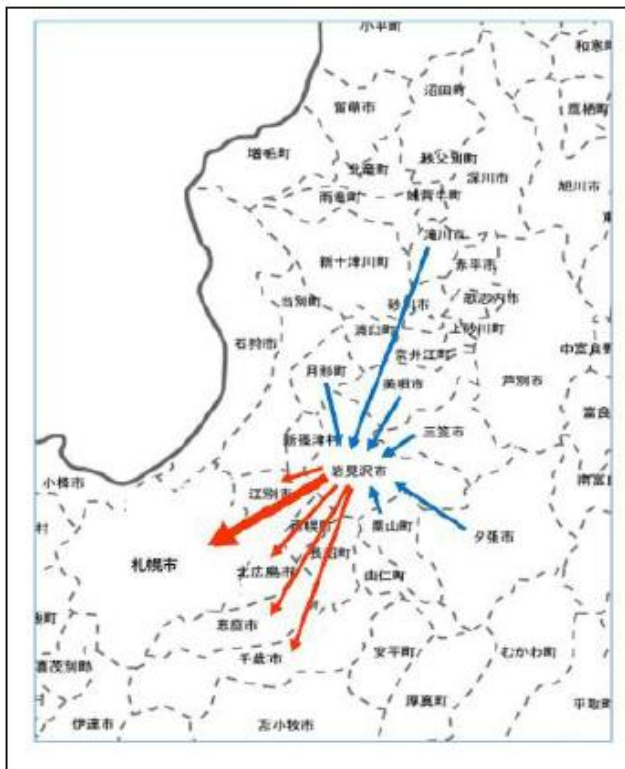


図 参考-5 岩見沢市の転入・転出の推移

出典/北海道「振興局市区別道内転入転出者数」

参考6. 小売業

小売業における商店数は、岩見沢市全体及び中心市街地共に年々減少傾向にあり、令和3年時点の中心市街地の商店数は122店となっています。

小売業における年間販売額は、岩見沢市全体及び中心市街地共に年々減少傾向にあり、平成24年に最も低い年間販売額となっていますが、その後、増加傾向にあります。

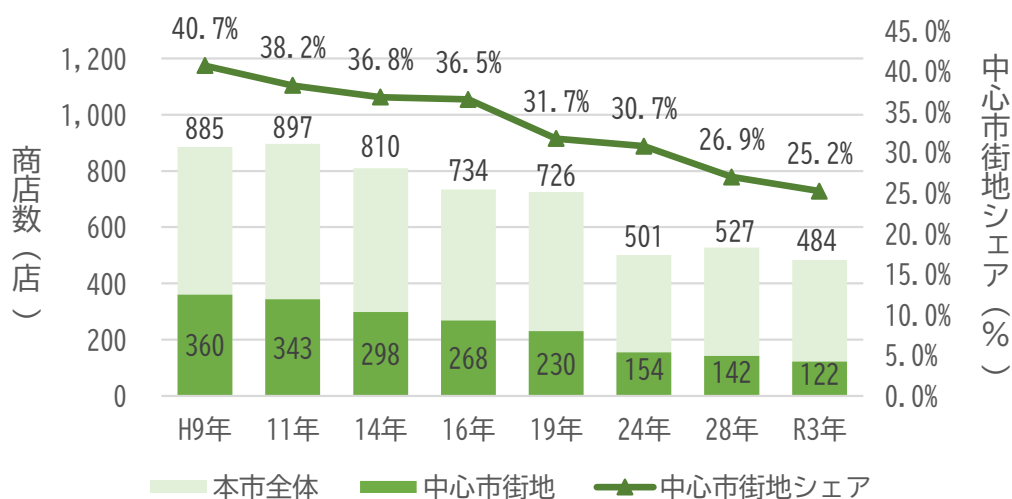


図 参考-6 岩見沢市の小売業（商店数）の推移

出典/事業所・企業統計調査、経済センサス

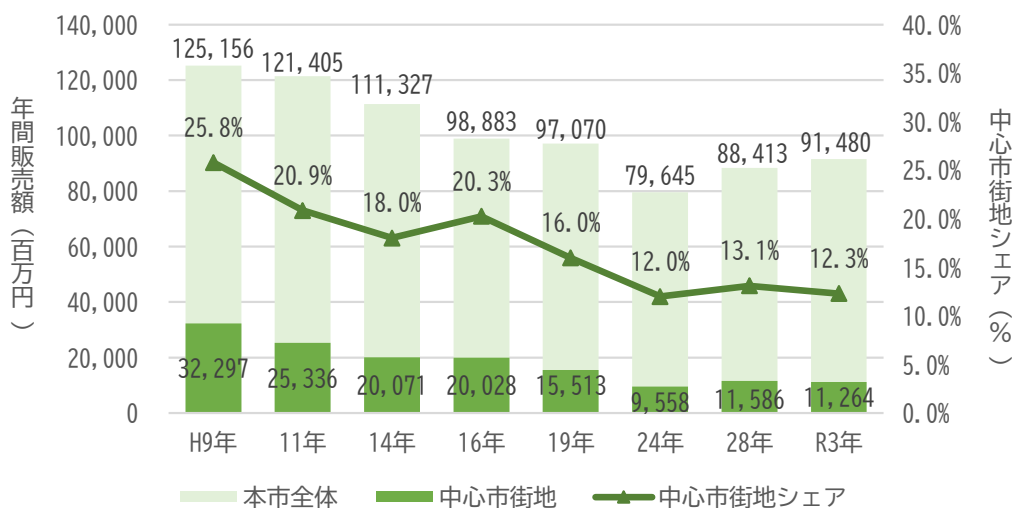


図 参考-7 岩見沢市の小売業（年間販売額）の推移

出典/事業所・企業統計調査、経済センサス

参考7. 販売・卸

販売・卸の事業所立地分析の結果、平成 23 年と比較すると令和 7 年時点で、中心市街地内の販売・卸に関する事業所が減少しています。

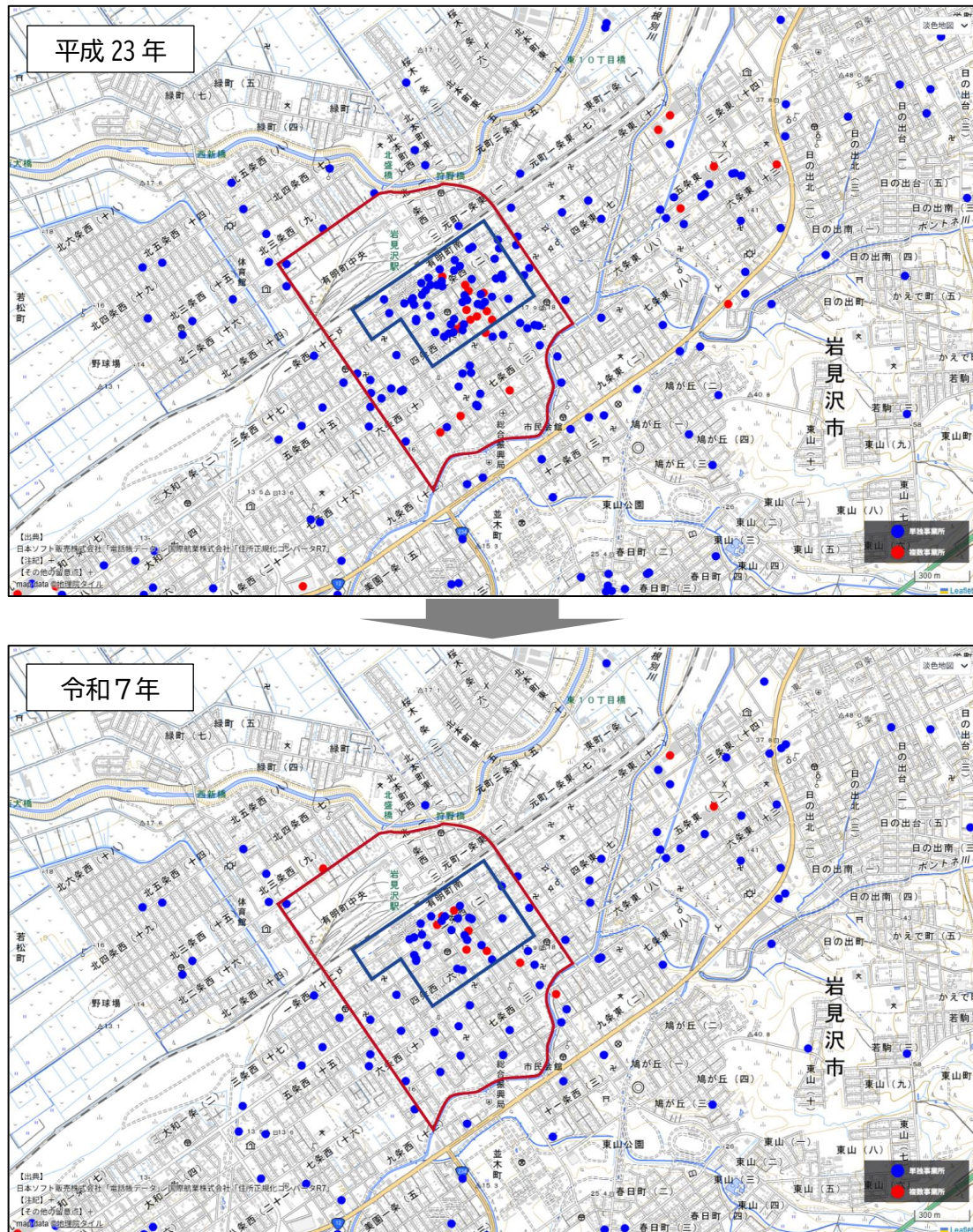


図 参考-8 岩見沢市における販売・卸の事業所立地分析（上：平成 23 年、下：令和 7 年）
※「販売・卸」には、デパート・スーパー、コンビニエンスストア、飲料品・嗜好品等が該当

出典/RESAS

参考8. 飲食店

飲食店の事業所立地分析の結果、平成23年と比較すると、令和7年時点の飲食店に関する事業所数が減少しています。

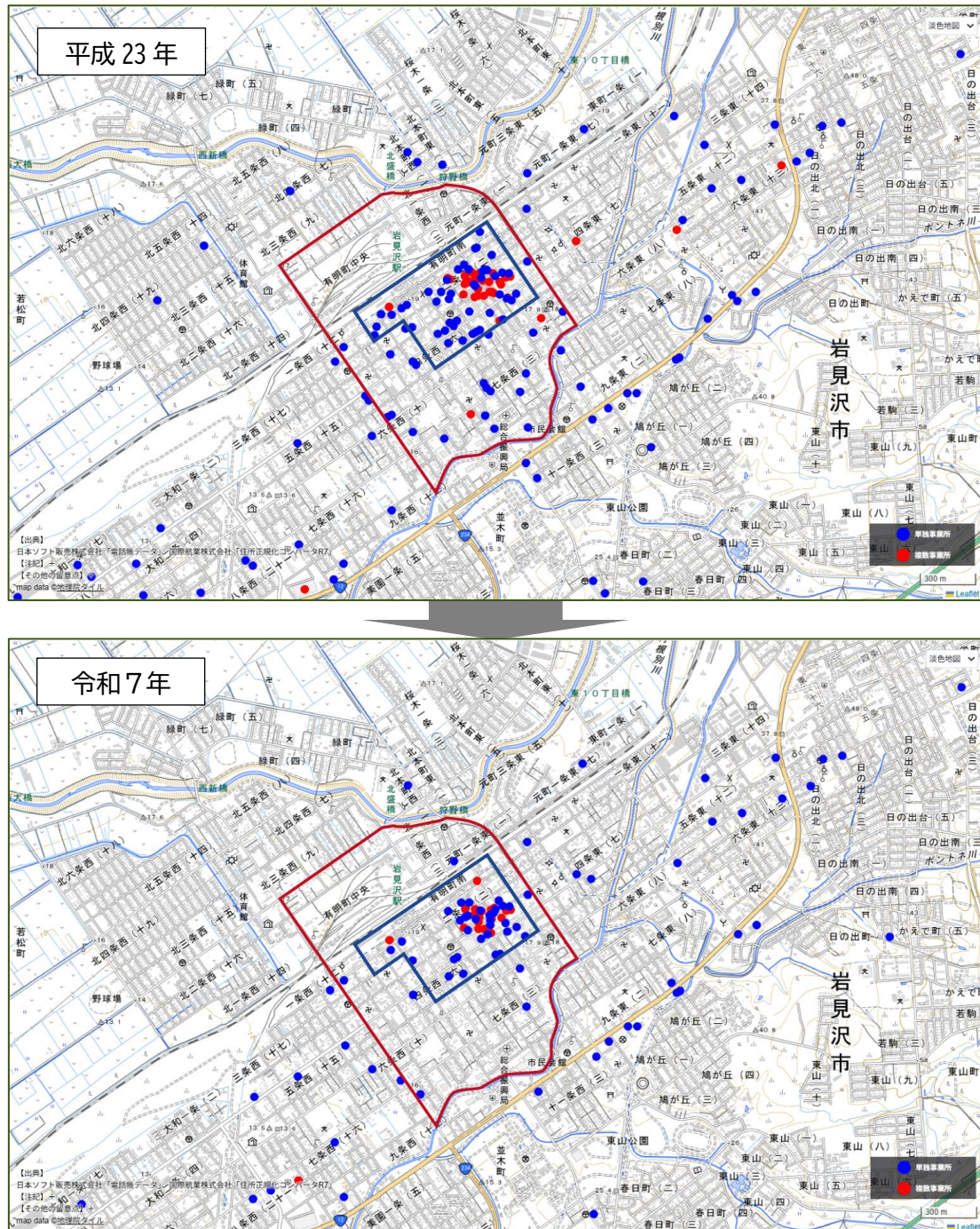


図 参考-9 岩見沢市における飲食店の事業所立地分析（上：平成23年、下：令和7年）
※「飲食店」には、そば・うどん、ファーストフード、居酒屋、喫茶等が該当

出典/RESAS

参考9. 地価

中心市街地の商業業務集積地区において、商業地及び住宅地ともに、長期的には地価公示価格が下落しており、近年は下落幅が縮小しているものの、依然として低い水準で推移しています。

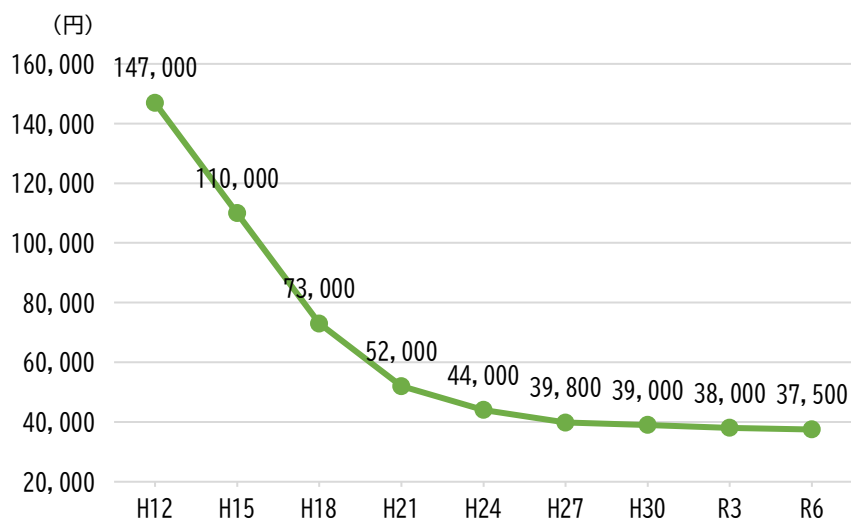


図 参考-10 中心市街地（商業業務集積地区）における商業地の地価公示価格の推移

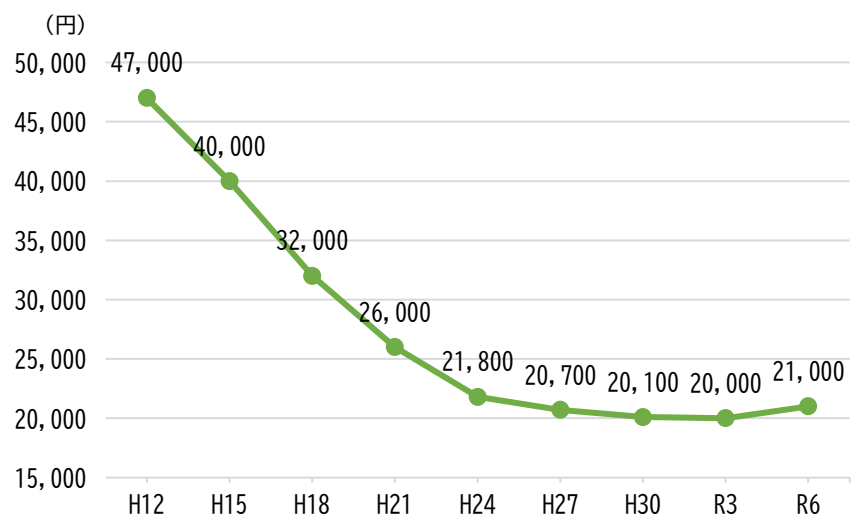


図 参考-11 中心市街地（商業業務集積地区）における住宅地の地価公示価格の推移

令和8年度の岩見沢駅周辺の地価について近郊都市と比較しますと、商業地及び住宅地ともに、岩見沢駅周辺の地価は近郊都市の中でも低い水準にあり、地価の格差が大きくなっています。

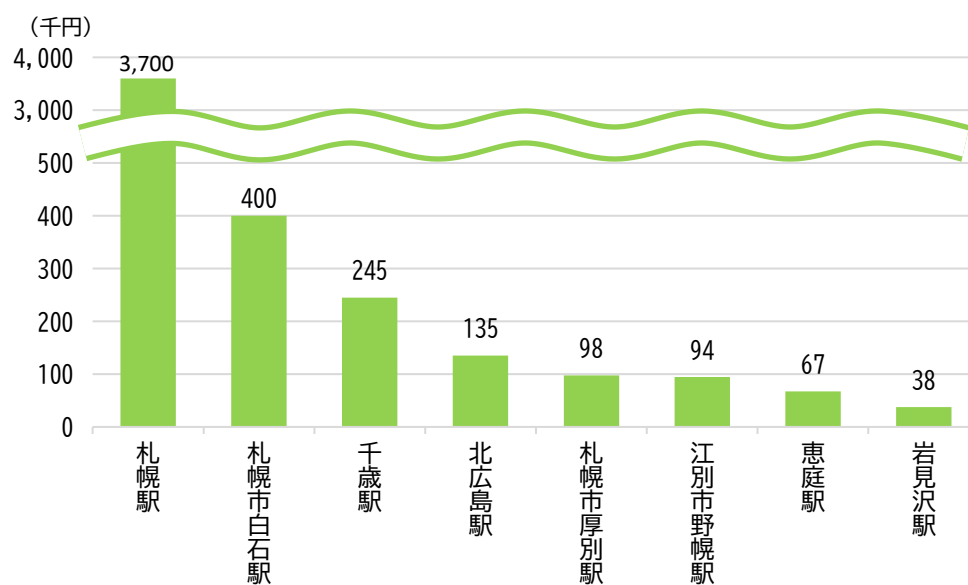


図 参考-12 近郊都市駅周辺の地価公示価格比較（商業地）

出典/令和8年地価公示

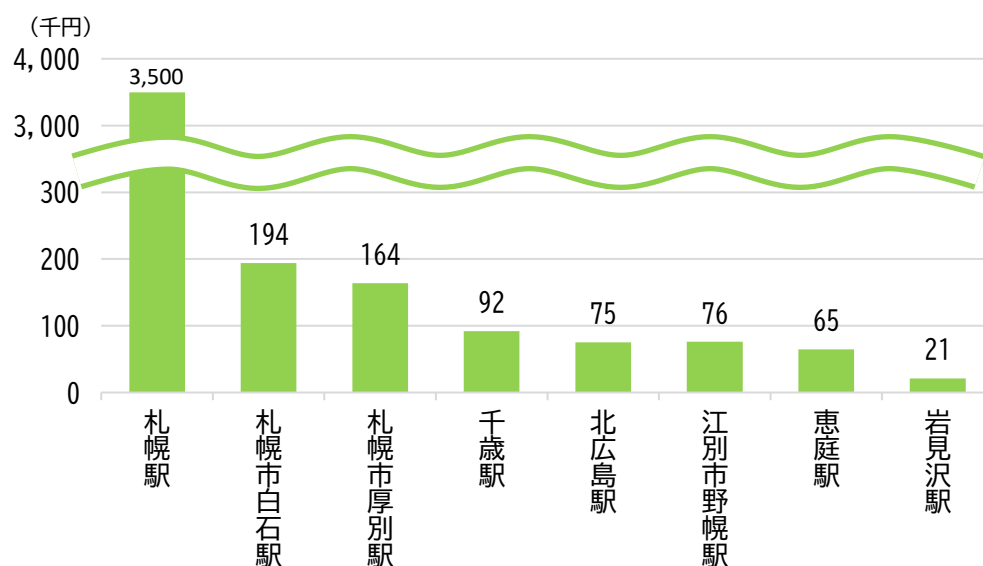


図 参考-13 近郊都市駅周辺の地価公示価格比較（令和8年度）

出典/令和8年地価公示

参考10. 空き店舗数の推移

中心市街地及び商業業務集積地区内の空き店舗数は、長期的には減少傾向にあります。令和5年度以降は、微増傾向にあります。また、中心市街地における空き店舗数の約8割が商業業務集積地区に立地しています。

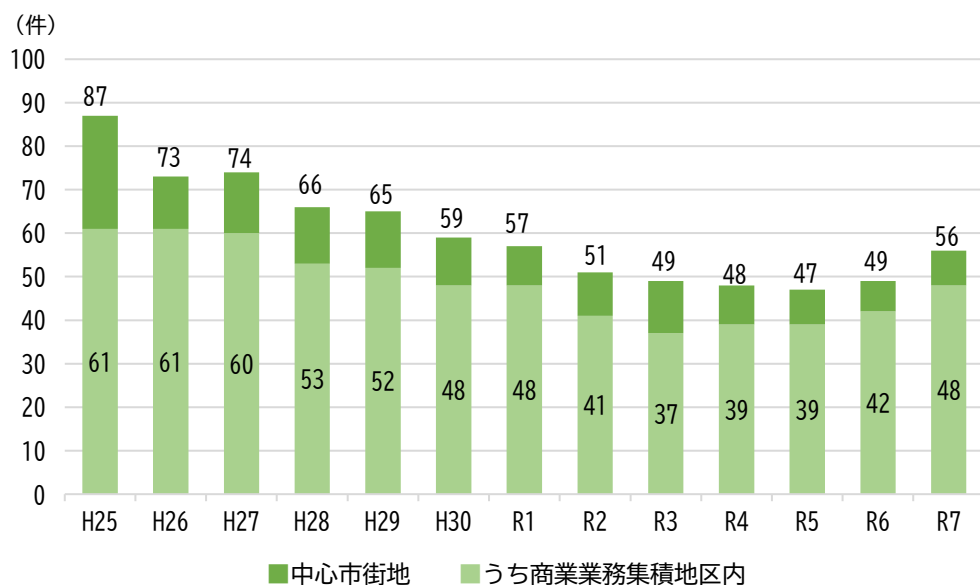


図 参考-14 中心市街地及び商業業務集積地区内の空き店舗数の推移

出典/岩見沢市調べ

参考 1 1. 公共・公益施設利用者数

商業業務集積地区内における公共・公益施設の利用者数は、コロナ禍の影響により令和2年に大幅に減少しましたが、その後は徐々に回復し、近年では 30 万人前後で推移しています。

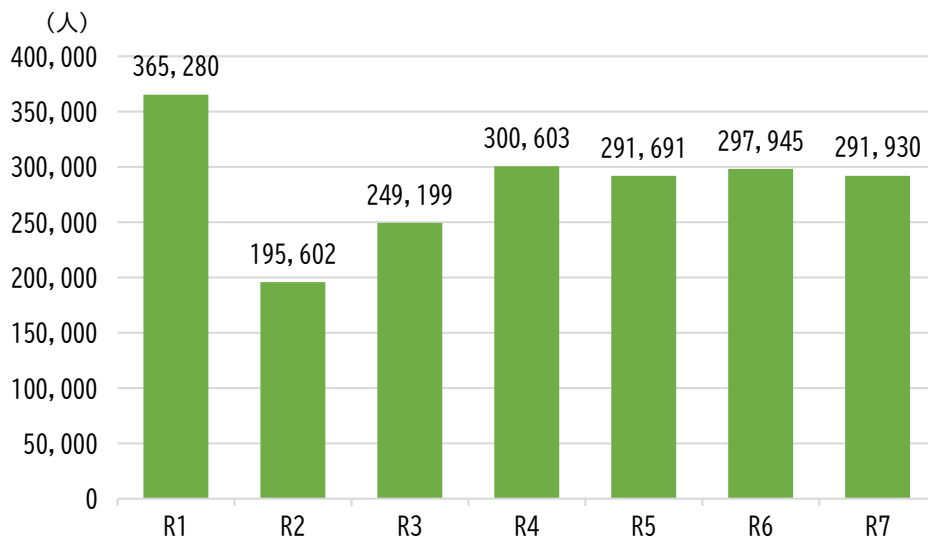


図 参考-15 商業業務集積地区内の公共・公益施設利用者数の推移

出典/岩見沢市調べ

参考 1 2. であえーる岩見沢「あそびの広場」の利用者数

中心市街地の核施設である「であえーる岩見沢」内に、平成 28 年に開設された「あそびの広場」の利用者数は、コロナ禍の影響で令和2年に減少して以降、令和3年以降は回復傾向にあり、令和7年には約 59,000 人が訪れています。そのうち、7割程度が地域外からの利用者となっています。

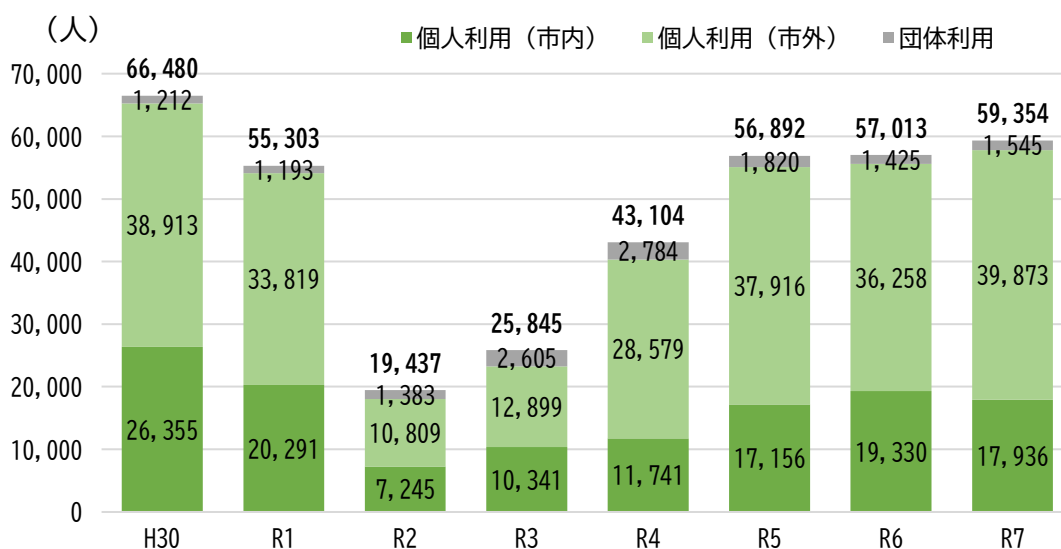


図 参考-16 「であえーる岩見沢」内の「あそびの広場」における利用者数の推移

出典/岩見沢市調べ

参考13. 滞留人口

令和7年における1年間の滞留人口メッシュ分析によると、岩見沢市内で15分以上滞在している人数が多いエリアは、中心市街地でした。

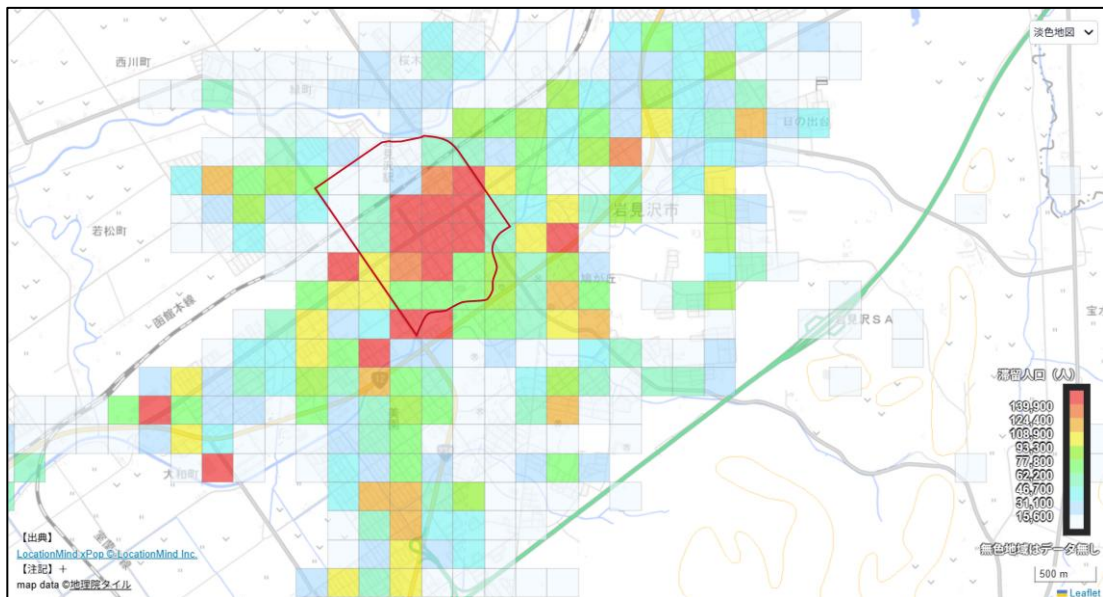


図 参考-17 岩見沢市における年間の滞留人口メッシュ分析（2025年）

※携帯電話のアプリ利用者の位置情報を基に、メッシュ内に15分以上滞留した場合にカウント。滞留時間を1時間あたりで按分し、人数を計算。国勢調査による人口を基に拡大推計している。

出典/RESAS

参考14. 通過人口

令和7年における1年間の通過人口メッシュ分析によると、道道6号線、国道12号線、道央自動車道が多くなっています。

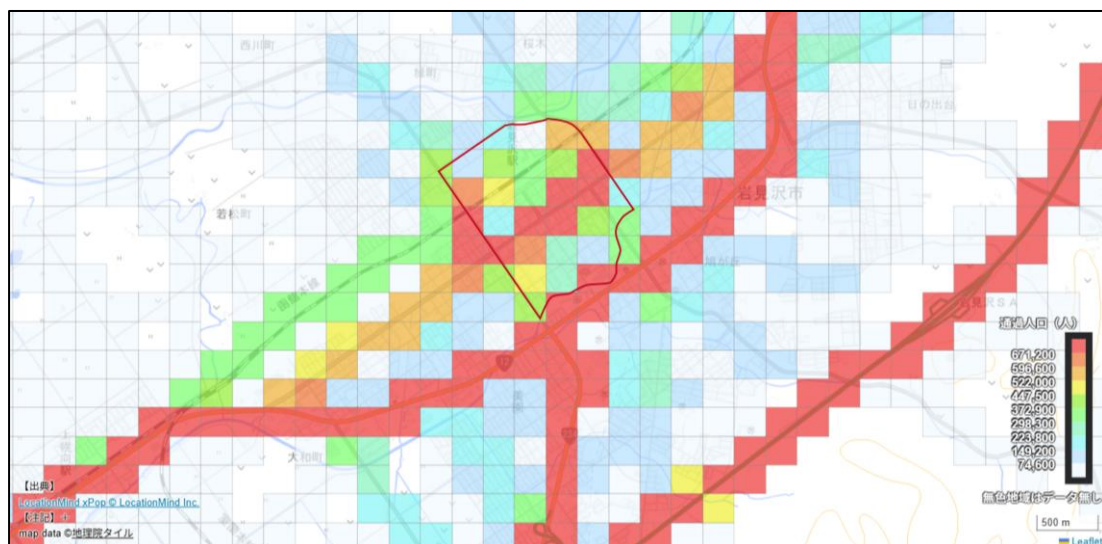


図 参考-18 岩見沢市における年間の通過人口メッシュ分析（2025年）

※携帯電話のアプリ利用者の位置情報を基に、メッシュ内に15分以上滞留した場合にカウント。メッシュを通過した人を「1人」とカウント。国勢調査による人口を基に拡大推計している。

出典/RESAS

参考15. 鉄道

J R岩見沢駅の乗降客数の推移をみますと、平成8年をピークに減少を続け、平成14年には平成8年の84%ほどとなりました。平成12年に全焼した駅舎が平成21年に新駅として生まれ変わり、令和元年までは増減を繰り返しながらも9,000人台の利用がありました。コロナ禍の影響を受け、利用者が激減し、令和4年に7,000人台の利用まで回復しましたが、コロナ禍前の水準までは回復していません。

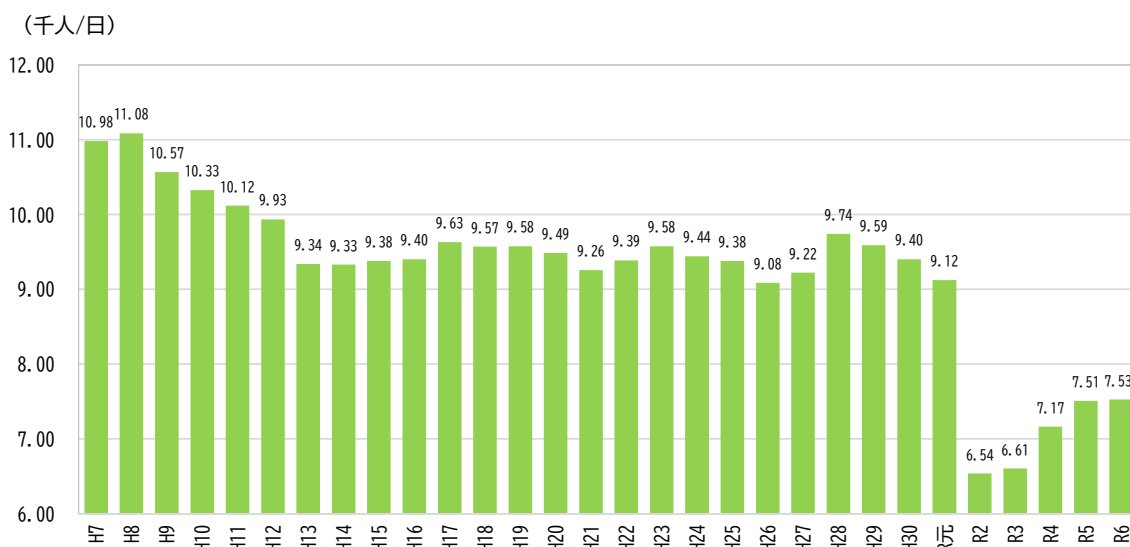


図 参考-19 J R岩見沢駅の1日平均乗降客数の推移

出典/国土交通省「国土数値情報」

参考16. 路線バス

岩見沢市では、岩見沢ターミナルを発着する 11 路線のバス及び札幌行の高速バスが運行されています。市内線における停留所別の乗降人員をみますと、乗車・降車ともに、岩見沢駅前バスターミナルや中心市街地の停留所、高等学校や大学などに近接した停留所で多くなっています。

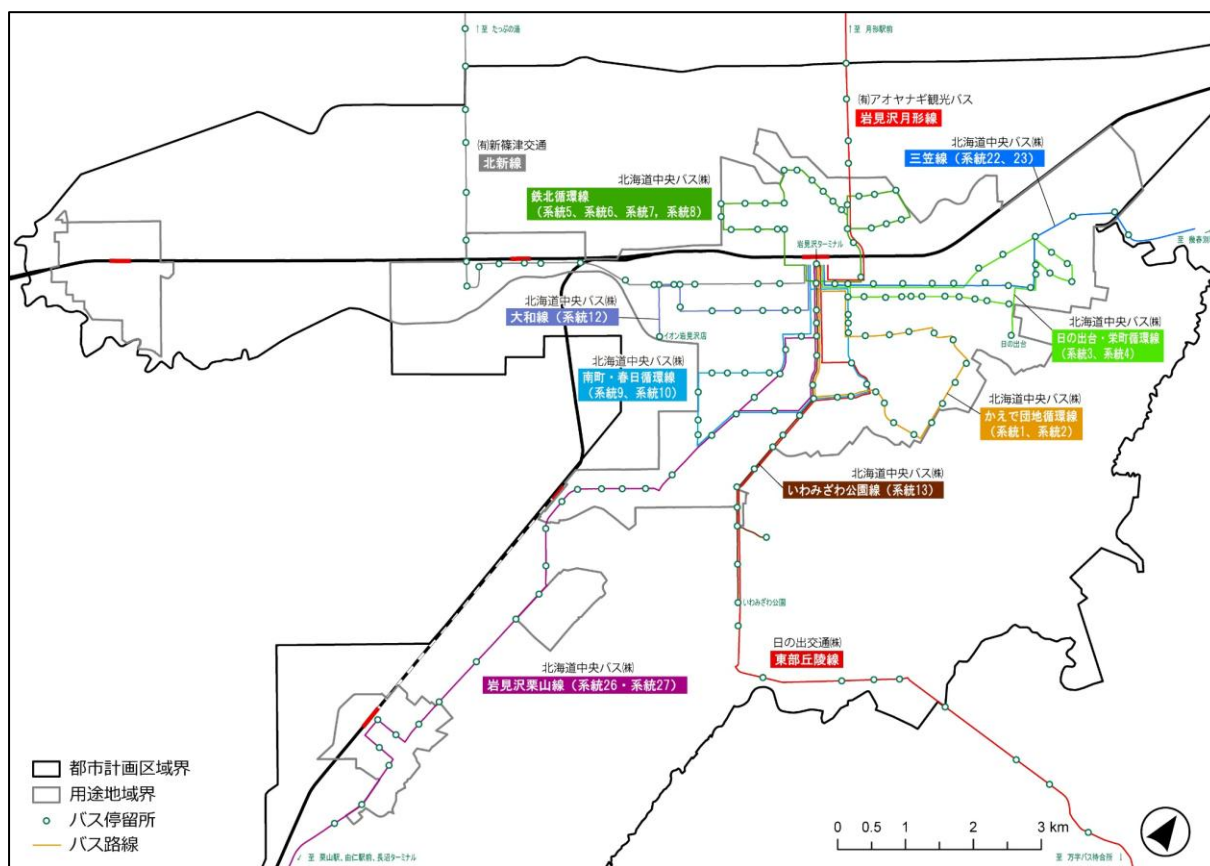


図 参考-20 バス路線及び停留所の位置（中心部）

出典/北海道中央バスHP、新篠津交通HP、アオヤナギ観光バスHP

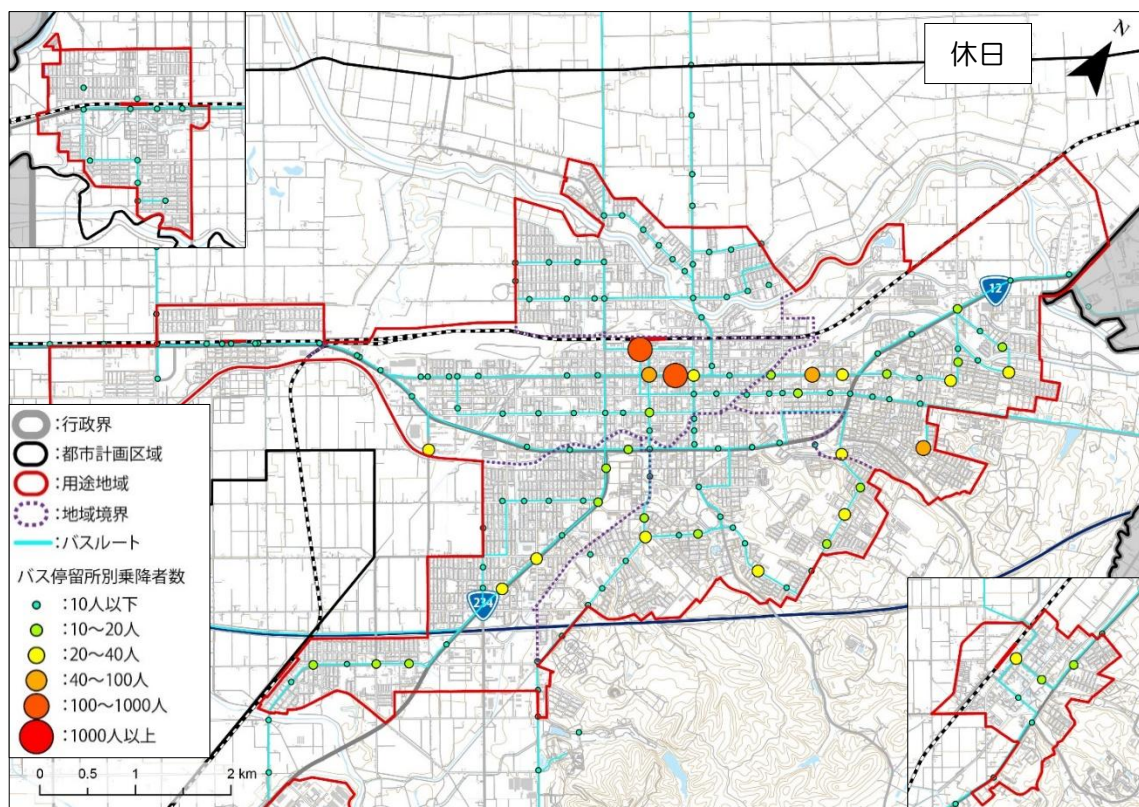
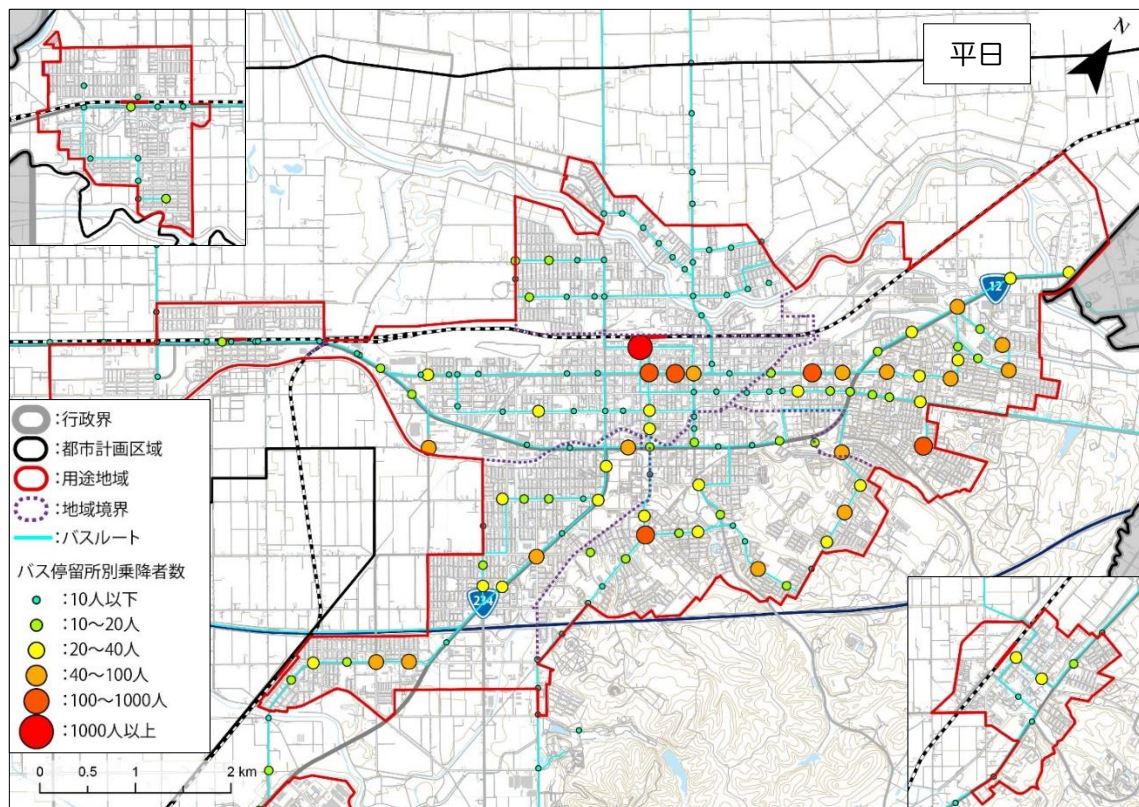


図 参考-21 バス停留所別の乗降者数（平日・休日）（令和5年度時点）

出典/北海道中央バスHP

参考17. 自動車

岩見沢市内の自動車保有台数は約6万台で推移しており、そのうち、乗用車が最も多く、軽自動車及び貨物用車は緩やかな減少傾向にあります。

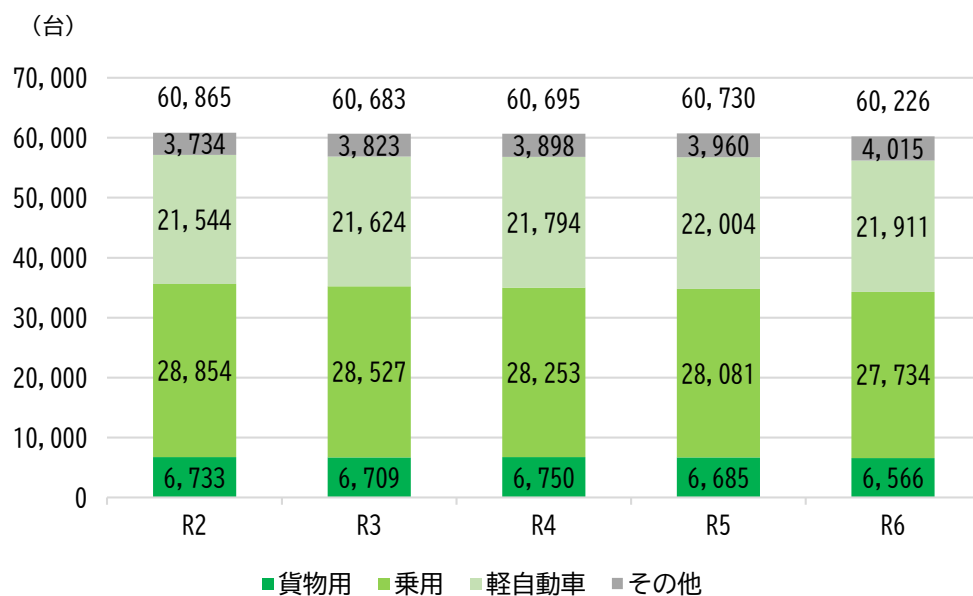


図 参考-22 市内自動車保有台数の推移

出典/岩見沢市調べ

参考18. 地域資源

地域資源は、ワイナリーや北海道グリーンランド、北村・栗沢地区の農業体験エリアなど市内各地域に広く分布しています。J R岩見沢駅及びバスターミナルを有する中心市街地は、これら地域資源へのアクセス拠点として、市内周遊や交流の起点となる役割を担っています。

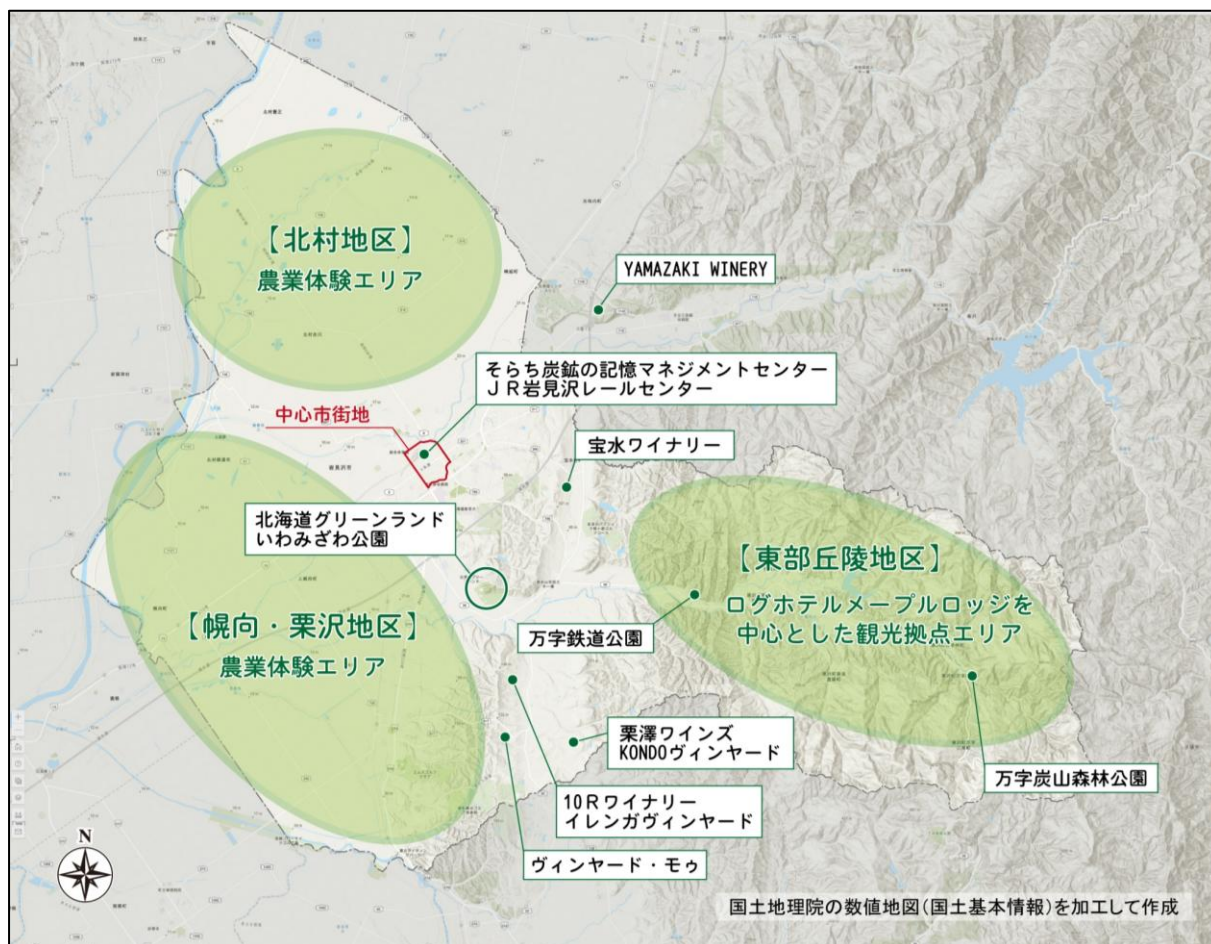


図 参考-23 中心市街地を起点とした広域地域資源の分布

出典/岩見沢市調べ

内容

第 1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
1.1 はじめに	1
1.2 これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証	2
1.2.1 岩見沢市中心市街地活性化基本計画（第 2 期計画）の概要	2
1.2.2 事業等の進捗状況	3
1.2.3 目標の達成状況	5
1.2.4 第 2 期計画終了後における状況	10
1.2.5 定性的評価	16
1.3 中心市街地活性化の課題	22
1.4 中心市街地活性化の方針（基本的な方向性）	23
第 2 章 中心市街地の位置及び区域	25
2.1 位置	25
2.2 区域	26
2.2.1 区域設定の考え方	26
2.2.2 中心市街地を構成する地区の考え方	27
2.2.3 中心市街地の数	28
2.3 中心市街地の要件に適合していることの説明	29
第 3 章 中心市街地の活性化の目標	35
3.1 中心市街地活性化の目標	35
3.2 計画期間の考え方	36
3.3 目標指標の設定の考え方	36
3.3.1 目標指標の考え方	37
3.3.2 目標値の設定	38
4 章から 8 章までに掲げる事業一覧	44
中心市街地活性化の課題と基本的な方向性の整理	46
第 4 章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	48
4.1 市街地の整備改善の必要性	48
4.1.1 現状分析	48
4.1.2 市街地の整備改善の必要性	48
4.2 具体的な事業の内容	49
(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業	49
(4) 国の支援がないその他の事業	50
第 5 章 都市福利施設を整備する事業に関する事項	52
5.1 都市福利施設の整備の必要性	52
5.1.1 現状分析	52
5.1.2 都市福利施設の整備の必要性	52

5.2 具体的な事業の内容	53
(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業.....	53
第 6 章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項.....	54
6.1 まちなか居住の推進の必要性.....	54
6.1.1 現状分析	54
6.1.2 まちなか居住の推進の必要性	54
6.2 具体的事業の内容.....	55
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業.....	55
(4) 国の支援がないその他の事業	56
第 7 章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項.....	58
7.1 経済活力の向上の必要性.....	58
7.1.1 現状分析	58
7.1.2 経済活力の向上の必要性.....	58
7.2 具体的事業の内容等	59
(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業.....	59
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業.....	65
(4) 国の支援がないその他の事業	68
第 8 章 第 4 章から第 7 章までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項.....	78
8.1 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	78
8.1.1 現状分析	78
8.1.2 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性.....	78
8.2 具体的事業の内容.....	79
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業.....	79
第 9 章 第 4 章から第 8 章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項..	80
9.1 市町村の推進体制の整備等	80
9.1.1 庁内における推進体制	80
9.1.2 市議会との意見交換・報告	80
9.2 中心市街地活性化協議会に関する事項.....	81
9.2.1 協議会の概要.....	81
9.2.2 協議会の構成員	81
9.2.3 協議会の開催状況	82
9.2.4 法第 15 条各項の規定について.....	82
9.2.5 協議会の規約.....	83
9.3 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	86
9.3.1 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施.....	86
9.3.2 様々な主体の巻き込み及び各種事業等の連携・調整等	86
第 10 章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項.....	87

10.1 都市機能の集積の促進の考え方	87
10.1.1 立地適正化計画	87
10.2 都市計画手法の活用	92
10.3 都市機能の集積のための事業等	93
第 11 章 その他中心市街地の活性化に資する事項	95
11.1 都市計画等との調和	95
11.1.1 中心市街地活性化基本計画と調和又は適合を図るべき各種計画の状況	95
11.1.2 第 6 期岩見沢市総合計画	95
11.1.3 第 3 期岩見沢市総合戦略	95
11.1.4 岩見沢市都市計画マスタープラン	96
11.1.5 岩見沢市立地適正化計画	96
11.1.6 岩見沢市地域公共交通計画	97
参考資料	98